

法案の文面



California州総選挙 2020年11月3日火曜日

投票は選挙日の午前7時～午後8時までです!



安全に投票を CALIFORNIA



正当性の選挙証書

私、California州務長官であるAlex Padillaはここに、本ガイドに含まれる法案は2020年11月3日に州全体で行われる総選挙においてCalifornia州の選挙人に提出されること、また本ガイドは法律に従って正確に準備されていることを証明します。本証書は、2020年8月10日、California州Sacramentoにおいて署名されました。

Alex Padilla、州務長官



投票者の 権利章典

あなたの権利は下記の通りです。

- ★ **1** 登録されている有権者である場合の投票権。次の条件を満たせば投票資格があります。
 - California在住の米国民
 - 18歳以上
 - 現住所において登録済みであること
 - 重罪における服役中または仮釈放中ではないこと
 - 現在法廷により投票する責任能力がないとみなされていないこと
- ★ **2** 名簿に名前の記載がなくても、登録されている有権者である場合の投票権。暫定投票用紙を使用して投票できます。あなたに投票資格があると選挙関係者が判断すれば、あなたの票は有効票として数えられます。
- ★ **3** 投票が締め切られた時点で列に並んでいた場合の投票権。
- ★ **4** 誰かに邪魔をされたり、投票方法に介入されることなく、秘密投票をおこなう権利。
- ★ **5** 投票を済ませる前に誤りが見つかった場合に、新しい投票用紙を受け取る権利。次の手順で受け取ってください。

投票所の係に新しい投票用紙を請求するか、選挙事務所または管轄の投票所において郵送投票用紙を新しいものと交換するか、暫定投票用紙を使用して投票してください。
- ★ **6** 雇用者や労働組合の代表者以外の人から投票のサポートを受ける権利。
- ★ **7** Californiaにある任意の投票所において記入済み郵送投票用紙を投じる権利。
- ★ **8** あなたの言語を話す人が十分な数存在する投票区域において、英語以外の言語で選挙資料を入手する権利。
- ★ **9** 選挙手順について選挙管理人に質問したり、選挙プロセスを監視したりする権利。選挙管理人が質問に答えられない場合は、回答ができる適切な関係者をご紹介します。あなたが選挙を妨害している場合、選挙管理人は質問の回答をやめることができます。
- ★ **10** 選挙管理人または州務長官の事務所に違法または不正な選挙活動を報告する権利。
 - 🌐 ウェブサイト www.sos.ca.gov
 - ☎ 電話 (800) 339-2865
 - ✉ 電子メール elections@sos.ca.gov

上記の有権者の権利を認められなかったと確信が持てる場合は、州務長官事務所に設けた秘密を遵守する通話料無料の(800) 339-2865にご連絡ください。

提案15

本投票対象法案はCalifornia憲法の第II条第8節の規定に従って州民に提出される。

本投票対象法案は複数の節をCalifornia州憲法に追加するものである。そのため、追加を提案された新規条項はイタリック体で印刷され、それらが新規であることを示す。

提案された法

第1節 表題。

本法案は「2020年California州学校および地域社会基金法（The California Schools and Local Communities Funding Act of 2020）」とする。

第2節 調査結果。

(a) California州は世界第五位の経済圏であるが、将来のために投資をしなければ、遅れを取るようになる。現在そして未来の世代のCalifornia州の人々のために、経済を成長させ、より質の高い生活を提供するには、学校、コミュニティカレッジ、地方コミュニティへの投資を改善し、中小企業や新興企業を促進する必要がある。

(b) 競争力をつけるには、まず子供と子供への教育を優先することから始める。何十年にもおよぶ予算削減と資金不足はCalifornia州の学校を弱体化させてきた。最近の調査では、California州の学校における成績は、全州の中で半分より下位にランク付けされた。上位にランクされた州は、California州より何千ドルも多く学生一人あたりの予算を費やしている。

(c) California州の資金不足は我々の子供に直接的な影響を及ぼしている。教師と生徒の比率では全米で最下位、進路指導教員と生徒の比率も最下位、図書館員と生徒の比率でも最下位である。

(d) 地方コミュニティにおける生活の質も、我々の今後の経済にとって重要である。生活の質は、安全で清潔な街路、信頼できる救急サービス、若者が遊ぶことのできる公園およびレクリエーションプログラム、しっかりと整備された道路にかかっている。我々の都市、郡、地方機関は、適性価格の住宅の不足、増加するホームレス、森林火災およびその他の災害の影響を受け、危機に直面している。

(e) 商業用および工業用不動産に対する資産税は我々の学校および地方コミュニティの主要な財源である。実質上、ほとんどの州では公正な市場価格に基づき、商業用および工業用不動産の査定を行っているのに対し、California州では何十年もの間、商業用および工業用不動産の課税の再査定が行われていない。この異常な事態により、税金逃れのスキーム

が悪用され、学校や地方コミュニティから資金が流用され、適性価格の住宅不足を招き、ビジネス競争をゆがめ、新興企業を不利な状況に陥れている。

(f) California州の商業用および工業用不動産の過小査定が大きな問題になりつつある。大規模な投資家や企業の多くが他の州や国から来ており、様々な策略を講じて法律を逃れ、査定を見直されることなく不動産を売買しており、我々の学校や地方コミュニティに何十億ドルもの損失を与えている。

(g) 南カリフォルニア大学の研究によると、過小査定された商業用および工業用不動産により、我々の学校や地方コミュニティを支援するために支払われるべき毎年\$110億以上の不動産税を、所有者は回避できることがわかった。

(h) California州独自の商業用および工業用の固定資産税制度はCalifornia州の適性価格の住宅に関する危機の原因となっている。立法アナリスト事務所やCalifornia大学が行った研究によると、California州の固定資産税制度は、所有者が遊休で活用されていない商業用および工業用資産を保有することを押し進めている。公正な市場価格に基づいて、すべての資産を査定する制度改正は、新たな住宅を建てるための強力な動機となるだろう。

(i) すべての商業用および工業用不動産の所有者は、地元の学校、および公共安全やインフラといったサービスから恩恵を受けている。現在の固定資産税制度では、我々の学校や地方コミュニティを支援するために、特定のビジネスが高い資産税の支払いを強制される一方で、その競合相手は、資産の査定が公正な市場価格をはるかに下回るため、かなり引き下げられた資産税を支払っている。これは不公平で競争を制限するものである。

(j) California州独自の固定資産税制度は競争を歪曲するだけでなく、事業投資を抑制する。現行制度のもとでは、自身の不動産の改良に投資する企業は、査定の見直しと高い固定資産税を余儀なくされる。しかし、資産の改善に投資しない企業は引き続き過小査定された低いコストを享受する。

(k) California大学で行われた調査によると、商業用不動産の再査定は、仕事およびCalifornia州の経済にプラスの純利益をもたらすことが示されている。

(l) 商業用不動産に関し、California州の過小査定が改善された場合であっても、資産税率1%の制限に関連するCalifornia州憲法の規制により、California州は全米において、企業資産税が最も低い州の一つとして位置付けられている。

(m) 好調な中小企業や新興企業は、現在および将来のCalifornia州の経済にとって不可欠である。設備や

備品に課せられる資産税は、新興企業、中小企業、大企業が新たな生産的投資を行う妨げとなる。過小査定されている大規模な資産を公正な市場価格で査定することを義務付けることにより、中小企業は設備や備品に対する資産税を完全に免除され、他の企業への税金を大幅に削減することができ、我々の学校や地方コミュニティへの資金提供に影響を及ぼすことなく、阻害要因を取り除くことができる。

(n) California州で過小査定されている商業用および工業用不動産の見直しは、主に大企業や裕福な投資家が所有している少数の不動産に影響を与える。現行の制度で認められている過小査定の税制優遇措置の約80パーセントが、不動産の8パーセントのみで発生している。

(o) 商業用および工業用不動産の過小査定をなくすことから生じる、我々の学校、地方コミュニティ、経済に対する利益は、査定免除や査定延期を通じて、中小企業を守ると同時に、公平な競争を創出し、企業設備や備品に関する資産税を撤廃し、中小企業を奨励することによって達成できる。

(p) 公正な市場価格に基づく商業用および工業用不動産査定の改革は、我々の学校、地方コミュニティ、事業により公正な制度をもたらす。すべての企業が平等な条件のもとで競争すると、我々の学校や地方コミュニティへの追加の支援として、数十億ドルが発生する。

第3節 目的および意図。

California州の人々は、この法案において、以下のすべてを行うことを目的とする。

(a) 提案13の住宅所有者および住居用賃貸不動産に対する保護をあらゆる方法で維持する。本法案は課税対象の商業用および工業用不動産の査定にのみ影響を及ぼす。

(b) 過小査定されている商業用および工業用不動産に対して、公正な市場価格に基づく査定を義務付けることにより、学校、市、郡および地方機関の収益を増加させ、安定をもたらす。

(c) この法案から得られる新たな収入は州ではなく、学校および地方コミュニティに分配する。

(d) この法案の結果として、地元の学校やコミュニティカレッジに分配される新たな収入の一部が、提案98を含む学校およびコミュニティカレッジに対するすべてのその他の資金に加えて、新たな収入として扱われることを確実にする。

(e) すべての学校区およびコミュニティカレッジはこの法案による追加の基金を受け取る。学校やコミュ

ニティカレッジに分配される当該基金は、公平性を高めることを目的とした地方管理資金計算式と一致した方法で確実に分配される。

(f) この法案の結果として、市、郡、特別区域が得る新たな収入は、California州のすべての地方コミュニティの生活の質の向上のために、有権者が賛成した前回の投票法案に一致する、その他の資産税収入と同じ方法で確実に割り当てられるようにする。

(g) 受け取る収入およびその収入の使用用途について、入手および理解しやすい方法で公に開示するように、学校、コミュニティカレッジ、市、郡、および特別地区に義務付け、公共の透明性を確実なものとする。

(h) 本法案が課税対象の商業用および工業用不動産にのみに適用されることを明確にするために、以下の規定を記述に含める。

(1) すべての住宅用不動産は除外されるため、住居所有者および賃貸人はこの法案からいかなる影響も受けない。

(2) 本法案は、農業用地の課税または保全に影響を与える既存の法律を変更するものではない。

(i) すべての課税対象の不動産向けである資産税の1パーセント制限に関する提案13の州憲法の提案は変更をせずに、有権者がこの法案が承認した後も、商業用および工業用不動産の地方資産税が米国内で最低水準となるよう維持する。

(j) 小規模の商業用および工業用不動産の所有者を免除することで、中小企業の商業用および工業用不動産の所有者に安定をもたらす保証をする。本条項の目的は、中小企業の真の所有者に適用される免除を規定し、大規模な資産の所有者が自身の利益のために免除を利用するのを防ぐことである。

(k) 中小企業が占有面積50パーセント以上を占めている資産については、2025~2026年の賦課期日まで査定のやり直しを延期し、中小企業の賃借人に都合がよいリースオプションを選ばせるため追加の時間を与える。この法案の影響は、現在の査定が公正な市場価格にどれほど近いかが、また公正な市場価値が\$300万以下の資産については、中小企業の免除に該当するかどうかなど、資産によって異なることを認識できる。

(l) 中小企業の設備や備品にかかる事業有形人的動産税を廃止し、すべての事業に年間\$500,000の控除を与えることで、新規および既存の企業が新たな投資を行えるよう奨励する。州議会はこの控除を減らすことはできないが、増やすことはできる。

(m) 新興企業や既に実際の公正な市場価格で査定されている新たな商業用および工業用不動産と同

様に、すべてを実際の公正な市場価格に基づいて査定を行い、商業用および工業用不動産の課税に関して大きな公平性をもたらす。この目的は、すべての事業が公平な条件のもとに競争し、すべての事業が恩恵を受けている学校や地方コミュニティを支援する自身の分担金の支払いを確実にすることである。

(n) 資産税運営について委員会と協議した後、過小評価されている商業用および工業用不動産の再査定を段階的導入する法規を定めることを州議会に義務付け、郡の査定官が新たな法律を効果的に執行できるようにする。この段階的導入は2022~2023年度の賦課期日から始まり、数年にわたって実施される。影響を受ける所有者は、査定官が再査定を完了させた会計年度において、賦課期日から始まる新たな査定価格に基づいてのみ、税金を支払うことを義務付けられる。

(o) 州議会は、段階的導入の条項によって、商業用および工業用不動産を過小査定された影響を受ける所有者が、この法案によって生じる納税義務の増加分を支払うための、合理的な期間を与えられることを保証する必要がある。

(p) この新たな法を効果的に執行するために、郡が負担した実際の直接的な管理費用の徴収の規定を行う。

(q) 資産税の免除により税収の減額を州に返済することで、一般基金および州のその他の基金には損害を与えないことを保証する。

(r) 資産税制度に対する国家評議会の監督を保持し、すべての郡において商業用および工業用不動産の査定が公平で、法案に適合していることを市民に確約し、国家評議会は58郡内すべてにわたり、この法案の効率的な施行するために、必要であれば州全体への支援を提供することをさらに確約する。

第4節 以下のとおり、California州憲法第XVI条に第8節7が追加される。

第8節7 (a) 地方学校およびコミュニティカレッジ資産税基金は州財務省に創設され、信託財産とされ、2020年1月1日時点の教育規約第421節に規定されている条件に基づき、地域教育機関の支援およびコミュニティカレッジ地区の支援として、引き続き割り当てられる。地方学校およびコミュニティカレッジ資産税基金に預託された金額は、学校へ信託され、次のように分配される。

(1) California州コミュニティカレッジ委員会は、2020年1月1日時点での法規またはこれを継承する法規の分配計算式に従い算出された基金に対し、11パーセントの金額をコミュニティカレッジ

地区へ分配する。ただし、教育規約第84751節、またはこれを継承する法規に従い算出された資産税収が、その時点での分配計算式に準拠して算出された基金の合計金額より多い金額は、その地区の地方学校およびコミュニティカレッジの資産税基金の地区の比例配分から差し引くこととする。

(2) 教育省最高責任者は、その金額の89パーセントを学校区、チャータースクール、および郡教育事務所以下のように分配する。

(A) 2019年7月1日時点での教育規約第42238節02(a)から(i)までの規定に準じて算出された各学校区域またはチャータースクールの合計基金に比例した額を、学区およびチャータースクールへ分配する。教育規約第42238節02(o)号に基づき、「基本支援学校区」または「超過納税組織」に該当する学校区またはチャータースクールは、教育規約第42238節02(j)号で算出された合計額が2019年7月1日時点の教育規約42238節02(a)~(i)号までの各規定に準じて算出された額より超過した場合、その額を地方学校およびコミュニティカレッジ資産税基金額の比例した分配分から差し引くこととする。

(B) 郡教育事務所は、2019年7月1日時点の教育規約第2574節に従い算出された各事務所の合計基金に比例して分配される。

(3) 本号(1)および(2)項にもかかわらず、いかなる学校区またはチャータースクールも地方学校およびコミュニティカレッジの資産税基金から一日の平均出席者当たり、百ドル(\$100)未満の金額を受け取ることはなく、前年から増加または減少した地方学校およびコミュニティカレッジ資産税基金と同じ割合で毎年上方または下方調整する。また、いかなるコミュニティカレッジ地区も、地方学校およびコミュニティカレッジ資産税基金からフルタイムで入学した生徒一人当たり\$100未満の額を受け取ることはなく、前年から増加または減少した地方学校およびコミュニティカレッジ資産税基金と同じ割合で毎年上方または下方調整する。

(b) 本条第8節6(d)号(2)項に規定する場合を除き、他の法律にかかわらず、地方学校およびコミュニティカレッジ資産税基金に預託された金額は、本節で規定された目的以外のために、州議会、知事、財務長官、または管理者が割り当て、返還、移転することはできず、またこれらの収入を一般基金やその他の州または地方政府基金に貸し付けてはならない。

(c) 2020年1月1日時点の教育規約の第421節で規定されているように、地方教育機関に分配された

金額、および地方学校およびコミュニティカレッジ資産税基金からコミュニティカレッジ地区に分配された金額は、その他の教育基金の補足するものであり、代替ではない。地方学校およびコミュニティカレッジ資産税基金へ預託された、または分配された基金は、本条第8節(b)号(2)および(3)項、または本条第21節の適用上、「第XIII条Bの規定に準拠して割り当てられた租税の一般基金の収益および地方収益から学校区およびコミュニティカレッジ区域への割り当て総額」の一部とはならない。本条第8節6(c)号に規定された場合を除き、第XIII条A 2節5により生じた収入は、本条第8節(b)号(1)項の適用上、第XIII条Bに従って割り当てられる一般基金の収入とはみなされず、また、本条第8節(b)および(e)号の適用上、一人当たりの一般基金収入の決定において、考慮されないものとする。

(d) 本条第8節6(c)号で規定された場合を除き、第XIII条A 2節5で生じた収入は、本条の第20節または21節の適用上、第XIII条Bに従い割り当てられる租税の一般基金収益とはみなされない。

第5節 以下のとおり、California州憲法第XVI条に第8.6が追加される。

第8節6 (a) 州議会は、第XIII条A第1節(a)号に規定される税率の適用および第XIII条第2.5の適用の結果として、各財政年度において生じる追加の収入を決定するために、歴史的経験に基づいた法を制定する。各郡の追加の収入額の決定は、本節で必要とされる計算に使用するため、毎年郡の監査官に伝えられる。

(b) (c)、(d)、(e)号ならびに本号(1)項(B)に従って必要な基金を移転した後、第XIII条A第1節(a)号に規定された税率の適用、および第XIII条A第2.5に規定された税率の適用から生じるすべての追加の収入は、郡の監査官が次のように配分および移転する。

(1) (A) まず、本条第8節7に準拠して創設された地方学校およびコミュニティカレッジ資産税基金に対しては、2020年1月1日時点の歳入・課税法第1部第0.5編第6章(第95項から)に従い決定された資産税の学校法人分に相当する額が配分される。

(B) 本号の(1)項(A)に従って移転を行う前に、州監査官は第XIII条第3節1で規定された免除から生じる収入の損失により、財務長官が決定したように、本条第8節に従い、学校区およびコミュニティカレッジ区

域の支援のための一般基金税収の割り当て額に対し、郡の増加分と同等な金額を差し引く。追加の一般基金の郡の割り当ては、本号の(1)項(A)に明記された配分の前に、郡の監査官が一般基金へ移動する。本副段落に従って財務長官が決定する金額は、各財政年度において、第XIII条第3節1で規定された免除から生じる収入損失に比例して、郡が割り当てる。

(2) 2番目に、2020年1月1日時点の歳入・課税法第1部0.5編第6章(第95節から)に従って市、郡、および特別地区内に配分される。

(c) フランチャイズ税委員会 (Franchise Tax Board) は、一般基金、および2020年1月1日時点の個人所得税法(歳入・課税法第2部10編(17001節から)および歳入・課税法第2部1編(23001節から))によって課せられた税から生じるその他の影響を受ける州の基金に対する収入を減額することを決めた。これは第XIII条第3節1(a)号および第XIII条第2節5の実施で生じる資産税の純増加額を控除するために行われる。フランチャイズ税委員会が決定した削減額は、(b)号に規定した配分の前に、郡監査官が一般基金と影響を受けるその他の州基金に送金する。本条の第8節、20節、および21節で必要とされる決定を行うために、本号に従って一般基金に移動された金額は、第XIII条Bに従って充当することができる一般基金収入および第XIII条Bに従って充当することができる租税の一般基金収入と見なし、一人当たりの一般基金の収入の算出に含めることとする。本号に従って移動された金額は、各財政年度について、第XIII条A第1節(a)号に規定される税率の適用および第XIII条第2節5の適用から生じる追加の総収入額に対する、各郡の積立金に比例して、郡の間で分配される。

(d) (1) 各郡または市、および郡は、第XIII条第3節1および第XIII条A第2節5を施行する実際の直接行政費用を、それらの費用を特定する法規に一致する郡または市、および郡の管理役員会が特定するように毎年補償する。州議会は、本号の目的のために、実際の直接行政費用を構成するものを法規によって決定する。かかる費用には、少なくとも第XIII条第3節1および第XIII条A第2節5の条項の査定、査定異議申し立て、法律顧問、税金の割り当ておよび配分、監査および執行の費用が含まれるものとする。本号の目的は、法律の施行に関連するすべて

の費用を補償する完全に十分な基金を郡に提供することである。

(2) 州議会は、法規により、各郡または市および郡、および州の国家評議会がその法案を施行するために必要な初期始動費用を決定し、その法案を施行するすべての現行の費用を支払うための十分な基金が利用できるまでは、かかる初期始動費用を支払うために、一般基金を使用する。その場合、法規には一般基金に返済することを規定する。

(e) 各郡または市および郡には、第XIII条A第2節5に従って行われた査定の変更の結果として、前年の財政年度で支払った資産税の実際の返還分が払い戻される。本号に従って払い戻された金額は、各財政年度において、第XIII条A第1節(a)号に規定された税率の適用の結果、第XIII条A第2節5の適用から生じる追加の総収入額に対する各郡の積立金から差し引かれる。

(f) 第XIII条A第2節5により生じた収入から基金を受け取っているすべての地域の教育機関、コミュニティカレッジ、郡、市および郡、市、および特別地区は、各財政年度について、年次予算、第XIII条A第2節5の結果として財政年度に受け取った資産税の収入額、およびその収入の使われ方などを含め、公開する。この公開については、国民が広く利用でき、かつ、簡単に理解できるように記載されていなければならない。

第6節 以下のとおり、California憲法第XIII条Aに第2節5が追加される。

第2節5 (a) (1) 本条第2節にもかかわらず、2022～2023財政年度の賦課期日とその後の各賦課期日では、憲法のもと、免除されない商業用および工業用不動産の「全金銭価値」は、(b)号に従って州議会が規定する場合を除き、かかる不動産が位置する郡の郡査定官により決定したその日の公正な市場価格となる。

(2) 本号第(1)項は、住居所有者または賃借人が居住していたとしても、本節で定義した住居用不動産には適用されない。本節で定義される住居用不動産は、本条第2節で定められているように、査定されるものとする。本号(1)項は、本節で定義される商業用農業生産に使用される不動産にも適用されない。

本節で定義される商業用農業生産用の不動産は、本条第2節で定められているように、査定される。

(b) 州議会は、本節が制定された後、直ちに郡の資産税運営の特別委員会を設置する。これには郡の査定官または被指名人、国家評議会のメンバーまたは被指名人、本法案の提案者または被指名人、納税者代表および州議会のメンバーまたは被指名人を含めるものとする。この特別委員会は設置後に直ちに公式に招集し、目的と趣旨に沿って本法案を公平に施行するために、必要なすべての法令上および規制上の変更を検査し、州議会に提言する。州議会は、特別委員会と協議した後、(a)号(1)項で定められた商業用および工業用不動産の再査定の段階的導入について法規を規定する。この段階的導入は、郡内のすべての商業用および工業用不動産の割合の再査定を規定する。査定異議申立ての処理や時期もその規定に含め、郡の査定官の合理的な仕事量および実施期間を確保するために、2022～2023財政年度の賦課期日から開始し、その後の財政年度ごとの賦課期日に二回以上にわたって行う。所有者は、州の査定官が再査定を完了させた財政年度において、賦課期日から始まる新たな査定価格に基づいて、税金を支払うことを義務付けられる。また、段階的導入は、資産が再査定された納税者に対し、増税分を支払う妥当な期間を提供する。本号に準じて商業用および工業用不動産の最初の再査定の後、かかる商業用および工業用不動産は、州議会が定めたように少なくとも三年ごとに定期的に再査定することになる。現行の法規にかかわらず、州議会は、郡の査定官と協議の上、資産の再査定から生じた上訴の公聴会のプロセスを、本節に従い、次と一致するよう策定する。

(1) このプロセスには、与えられた所定の時間内で、申請者の査定に対する意見を自動的に受け入れることは盛り込まない。

(2) このプロセスでは、適正な評価をされなかった資産の立証責任を納税者が負う。

(3) このプロセスでは、納税者は、上訴に関連する証拠を最初の申請で地方査定上訴委員会に提供することが必要となる。

(4) このプロセスでは、査定上訴委員会などの地方行政公聴会機関の決定が司法審査の対象となる場

合、法律上の問題点に関しては、新たな司法審査のみを受け、査定を含む事実の問題点は、実質証拠基準のもとで審査されることを保証する。

(c) 本節の目的上：

(1) 「商業用および工業用不動産」とは、商業用または工業用資産として使用される不動産、または居住用として区画されておらず、かつ、商業用農業生産に使用されていない空き地を意味する。本項の適用上、空き地には、広場、公園、基本的に建造物がない土地に相当するもの、レクリエーションや教育の機会を提供する自然の性質を持つもの、および風景、文化、歴史的価値を保存する目的のものを含む。

(2) 「多目的の不動産」とは、居住用および商業用または工業用のいずれかの使用が許可される不動産を意味する。

(3) 「商業用農業生産に使用される不動産」とは、商業用農業商品を生産するために使用される土地を意味する。

(4) (A) 「居住用不動産」とは、一戸建ておよび複合建造物などの居住用に使用する不動産、およびこれらの建造物が建築され、配置される土地を含む。

(B) 州議会は、商業用および工業用に区分された土地が、長期的居住用の土地として使用されている場合は、(a)号(2)項の適用上、居住用として分類することを法規で規定する。「多目的の不動産」について、州議会は、商業用および工業用目的で使用されている土地の部分のみが、(a)号(1)項で義務付けられる再査定の対象となることを保証することとする。また、州議会は、居住用不動産の商業的使用（仕事部屋、在宅ビジネスまたは短期賃貸など）の制限は、(a)号(2)項の適用上、居住用として分類することを法規で定義および規定する。州議会は、多目的の不動産の面積または価値の75%以上が居住用である場合、多目的の不動産の商業部分の再査定の除外を規定することができる。

(d) (1) 本号(2)項に従い、(a)および(b)号に準じた査定におき、公正な市場価格が三百万ドル（\$3,000,000）以下の各商業用および工業用不動産は、(a)号(1)項に準じる査定の対象となり、本条第2節で義務付けられるように査定されるものとする。本項に規定される金額は、国家評議会で決定

されたように2025年1月1日から二年ごとにインフレの調整を行う。国家評議会は、郡内の平均の商業用および工業用市場価値の違いを考慮して、郡ごとに別々に調整額を算出する。

(2) 本号(1)項にかかわらず、本号(1)項の規定による除外に準ずることになる不動産は、かかる不動産の直接または間接的な受益所有者のいずれかが、州に位置する他の商業用および工業用不動産の直接または間接的な受益所有者の権利を有していた場合、対象の不動産を含め、かかる不動産全体が公正な市場価格三百万ドル（\$3,000,000）を超えると、(a)号(1)項に準拠して再評価の対象となる。本項に規定される金額は、国家評議会で決定されたように2025年1月1日から二年ごとにインフレの調整を行うものとする。

(3) 本号のもと、公正な市場価格のすべての決定は、かかる不動産が位置する郡の査定官が決定し、郡の査定官による決定は最終的なものであり、裁量権の乱用については司法審査のみの対象となる。

(4) 本号(1)項に規定された除外の資格を得るには、不動産所有者は再査定の除外の本号(1)および(2)項で必要とされる条件を満たしており、偽証罪によって罰せられるという条件で、毎年郡の査定官に請求および証明し、その証明に関しては、郡または州の監査の対象となる。国家評議会は州に代わって監査を実施する権限を有する。

(5) 本号(1)項の再査定から除外される不動産は、本号(1)および(2)項で課せられた条件を満たす場合に限り、再査定から除外されるものとする。かかる不動産の直接または間接的な受益所有者に変更があった場合、新たな請求および証明を郡の査定官に対して行わなければならない。

(6) 本号(1)項に準拠して再査定から除外されることが判明した納税者による上訴は、(b)号で規定された上訴の公聴会のプロセスに従うものとする。

(e) (1) 商業用および工業用不動産の占有面積の50パーセント以上が、本号(4)項で規定された小企業で占められる場合、(a)号(1)項の条項は2025～26財政年度の間は効力が生じない。ただし、州議会在(b)号に準じて、本項のもと適格とされた不動産は、2025～26財政年度の後の賦課期日に再査定される法規を制定した場合、かかる不動産はその後の賦課期日から再査定される。

(2) 本号(1)項に規定された延期の資格を得るには、不動産所有者は再査定 of 延期の本号(1)項で必要とされる条件を満たしており、偽証罪によって罰せられるという条件で、毎年郡の査定官に請求および証明し、その証明に関しては、郡または国家評議会の監査の対象となる。

(3) 本号(1)項のもと、再査定が延期される不動産は、本号の(1)項で課せられた延期の条件を満たしている場合のみ資格があり、かかる不動産の直接または間接的な受益所有者に変更があった場合は、郡査定官に対して、新たな請求および証明をしなければならない。延期の終了により、かかる不動産は(a)号(1)項の対象となる。

(4) 本号の適用上、「小企業」とは、次のすべての条件を満たす事業のみを含める。

(A) 年間の正規従業員が50人未満の事業。

(B) 事業が独立して所有され、かつ、かかる事業の所有者の権利、管理、運営が、外部のソース、個人またはその他の事業によって、支配、制約、変更、制限を受けないように運営されている事業。

(C) California州に不動産を所有している事業。

(f) 本節の適用上、いずれかの年に、査定または再査定 of 減額または延期の除外または分類を、請求を要求される時点での有効な法律によって求められる方法で請求しなかった場合、かかる年については除外または分類を放棄したと見なされる。

(g) 第XVI条第8節6(a)号に準じて州議会が規定した方法を使用して、歳入・課税法の第97節70に準拠した事業の車両免許手数料の調整額を計算するために使用された市、郡、または市および郡内の課税総評価額においての変化率は、本節の適用から生じる追加の査定額に含まないものとする。

(h) 第XVI条16節またはその他の法律にかかわらず、本節の適用から生じる追加の査定額は、増税として扱うための税金の分割または成長率の計算を考慮に入れず、いかなる方法においても流用されないものとする。

第7節 以下のとおり、California憲法第XIII条に第3節1が追加される。

第3節1 (a) (1) 事業目的で使用される事業用設備および備品を含む有形個人財産 (tangible personal property) の税金を支払う各納税者は、次のいずれかの規定を適用する。

(A) (i) 第XIII条A第2節5(e)号(4)項に定義される小企業の納税者は、事業目的で所有および使用されるすべての有形個人財産は課税免除となる。

(ii) 納税者は、本号で免除に必要なとされる条件を満たした場合、偽証罪の罰則を受ける条件で、毎年郡の査定官に対して請求および証明する。かかる請求はその証明に関して、郡または州の監査の対象となる。

(B) 本号(1)項(A)副段落の対象となる納税者を除き、有形個人財産および設備を合わせた金額が納税者一人あたり五十万ドル (\$500,000) 以下の場合は、課税を免除される。

(2) 航空機および船舶は免税の対象とはならない。

(3) 州議会は本号で定められた免除の額を下げたり、適用を変更したりしてはならないが、本条第2節で上げられた権限に一致するよう本号(1)項(B)に規定された免除額を増額させることはできる。

(b) 州議会は、子会社、持ち株会社、または親会社などのすべての関連企業を、本節の適用上、「納税者」と見なす法規を定めることとする。

第8節 以下のとおり、California憲法第XIII条Bに第16節が追加される。

第16節 (a) 本条の適用上、「租税収入」は第XIII条A第2節5によって生じる追加の収入を含めないものとする。

(b) 本条の適用上、各政府機関の制限の対象となる予算は、第XIII条A第2節5の施行の結果として徴収される追加の収入の予算を含めないものとする。

第9節 有効日。

本法案は2022年1月1日に実施される。ただし、第XIII条第3節1(a)号は2024年1月1日に実施され、第XVI条第8節6(d)号および第XIII条A第2節5(b)号は本法案が通過次第直ちに実施される。

第10節 可分性。

本法案の条項は分離可能である。本法令の任意の部分、節、号、項、条項、文章、言い回し、単語、または本法案の適用が、管轄裁判所の任意の法定の決定によりなんらかの理由で無効とされた場合は、その決定は本法令の残りの部分の有効性には影響しないものとする。California州民はこれにより、本法令を採択することを宣言する。無効または違憲であると宣言されていないあらゆる部分、節、号、項、条項、文章、言い回し、単語、または適用は、本条例または適用の任意の部分の言及には関係なく、

結果として無効であると宣言する。前述にかかわらず、本法案第7節は、本法案6節から切り離すことはできない。

第11節 偏見のない解釈。

本法案は、本法案第3節に示される目的を達成するために偏見なく解釈される。

提案16

2019~2020年の本会議で議会憲法改正案5により提示された本修正案（2020年の法令、決議案第23）は、条項を取り消すことで、明示的にCalifornia憲法を修正している。削除の提案がされた既存の規定は、取り消し線で印刷されている。

第I条の修正提案

第I条第31節は廃止する。

第31節 (a) California州議会は、公共雇用、公共教育または公共契約の運営において、人種、性別、肌の色、民族性または国籍を理由として、いかなる個人またはグループをも差別したり、優遇したりすることはしない。

(b) 本節は、本節の有効日以後にとられた行為のみに適用される。

(c) 本節のいかなる規定も、公共雇用、公共教育または公共契約の正常な運営において、合理的に必要とされる性別に基づいた誠実な適格性を禁止するものと解釈してはならない。

(d) 本節のいかなる規定も、本節の有効日に効力を発する裁判所命令、または同意判決を無効にするものと解釈してはならない。

(e) 本節のいかなる規定も、連邦プログラムの適格性を確立または維持するために取る必要のある措置を禁止するものと解釈してはならない。連邦プログラムでは、不適格性から生じる連邦基金の損失が州に影響をもたらす。

(f) 本節の適用上、「州」とは、必ずしもこれに限定されませんが、州自体、市、郡、市および郡、California大学を含む公立大学制度、コミュニティカレッジ地域、学校区、特別地区、または州内のその他の政治部門もしくは政府機関を含むものとする。

(g) 本節の違反に対して有効な救済措置は、被害者の人種、性別、肌の色、民族性、出身国にかかわらず、その時点で存在していたCalifornia州差別禁止法

の違反に対して適用される救済措置と同じでなければならない。

(h) 本節は他の法令を待たずに施行される。本節の一部が連邦法または合衆国憲法と対立すると認められる場合には、本節は連邦法および合衆国憲法が許容する最大限の範囲で施行される。無効とされた条項は、本節の残りの部分から分離することができる。

提案17

2019~2020年の本会議で議会憲法改正案6により提示された本修正案（2020年の法令、決議案第24章）は、明示的にCalifornia憲法を修正している。削除を提案された既存の条項には、取り消し線で印刷され、追加の提案がされた新しい規定は、明示するためにイタリック体（斜体）で印刷されている。

第II条の修正提案

第一 — 第II条第2節を修正

第2節 (a) 18歳の米国民および州の居住者は投票することができる。

(b) 第4節に記載されているように、州または連邦の刑期を務めている間に投票資格を失った有権者は、刑期が満了した時点で投票権を回復するものとする。

第二 — 第II条の第4節を修正

第4節 州議会は、選挙に影響を及ぼす不適切な慣行を禁止し、心身喪失状態である、または投獄されている、もしくは重罪の有罪判決のため州または連邦の刑期を務めている仮釈放中の有権者の失格についての規定をする。

提案18

2019~2020年の本会議で議会憲法改正案4により提示された本修正案（2020年の法令、決議案第30章）は、節を修正することで、明示的にCalifornia憲法を修正している。追加の提案がされた新しい規定は、明示するためにイタリック体（斜体）で印刷されている。

第II条の修正提案

第II条第2節を修正

第2節 (a) 18歳以上の米国民および州の居住者は投票することができる。

15

16

17

18

(b) 現在17歳で、この州の居住者であり、次の総選挙の時点で少なくとも18歳となる米国民は、18歳以上であれば投票する資格がある次の総選挙の前に行われる予備選挙、または特別選挙で投票することができる。

提案19

2019～2020年の本会議で議会憲法改正案11 (Assembly Constitutional Amendment 11) により提示された本修正案 (2020年の法令、決議案第31章) は、節に追加することで、明示的にCalifornia憲法を修正している。追加の提案がされた新しい規定は、明示するためにイタリック体 (斜体) で印刷されている。

第XIII条Aの修正提案

第一 — 本法案は高齢者、重度身体障害者、森林火災や自然災害の被害者に対する住宅保護法として知られ、称される。

第二 — 第2節1は、第XIII条Aに追加される。

第2節1 (a) 高齢者、重度障害者、森林火災や自然災害の被害者および家族のための資産税増加の制限。本節では、州議会が提案し、市民が採択する目的として、次にあげる両方を行う。

(1) 家族または医療機関により近い場所への転居、生活様式の縮小、よりニーズに適した家への引越、損壊した家の取り換えおよび火災予防と緊急対応の専用基金を通じた森林火災による家への被害の制限を必要とする、重度障害のある住宅所有者、森林火災またはその他の自然災害の被害者、または55歳超の高齢者に対する不公平な居住地制限を撤廃することで、主な居住地への資産税増税を制限する。

(2) 両親および祖父母が自分の家を子供や孫に相続させ、主な居住地として継続して使用する権利を保護し、主な居住地として使用する家族の住宅への資産税増加を制限する。一方で、東海岸の投資家、有名人、裕福なCalifornia州以外の住民、信託基金の相続人がCalifornia州内で所有する別荘、収益用不動産、海岸沿いの賃貸物件にかかる公平な資産税を回避するために使用される、不公平な税の抜け穴をなくす。

(b) 高齢者、重度身体障害者、森林火災や自然災害の被害者に対する資産税の公平性。本憲法またはその他の法律のいかなる条項にもかかわらず、2021年4月1日以降、以下が適用される。

(1) 法規に規定された適用可能な手順および定義に従うことを条件として、55歳を超える高齢者、重度障害者、または森林火災もしくは自然災害の被害者である主な居住地の所有者は、その主な居住地の売却から二年以内に、課税価額を州内にある代替の主な居住地 (新たに購入または建設された代替の主な居住地) に移転することができる。代替の主な居住地の所在地または価値は問われない。

(2) 本号の目的上:

(A) 元の主な居住地と同額以下の代替の主な居住地へ、課税価格の移転を行う場合、代替の主な居住地への課税価格は、元の主な居住地の課税価格と見なされる。

(B) 元の主な居住地より高額な代替の主な居住地へ、課税価格の移転を行う場合、代替の主な居住地の課税価格は、元の主な居住地の全金銭価値と代替の居住地の全金銭価値の間の相違を、元の主な居住地の課税価格に加算して計算する。

(3) 55歳を超える、または重度の身体障害を有する主な居住地の所有者は、本号に準拠して、主な居住地の課税価格を三回以上移転することはできない。

(4) 本号に準拠して、主な居住地の課税価格の移転を希望する者は、代替の主な居住地が位置する郡の査定官に申請書を提出する。申請書には少なくとも、2020年1月1日時点での歳入・課税法の第69節5(f)号(1)項で特定されたものと同等の情報を含めるものとする。

(c) 家族の住宅に対する資産税の公平性。本憲法またはその他の法律のいかなる条項にもかかわらず、2021年2月16日以降、以下が適用される。

(1) 第2節(a)号の適用上、「購入」および「所有者の変更」という用語は、州議会で定義されるように、譲受人の家族の住宅として資産が継続する場合、譲渡人の家族の住宅の購入または移転、あるいは親子の間での譲渡を含まない。本号は、任意の譲渡、および裁判所命令または司法判決から生じる譲渡の両方に適用される。譲受人の家族の住宅に対する新しい課税価格は、次の二つの合計とする。

(A) 家族の住宅への課税価格は、第2節(b)号により承認された調整の対象となり、譲受人による購入、または譲受人への譲渡の日の直前に決定される。

(B) 次の金額が適用される。

18

19

(i) 譲受人が購入した、または譲渡された際、家族の住宅の査定価格が、副段落(A)に記載された課税価格に百万ドル (\$1,000,000) を加えた額より少ない場合は、ゼロドル (\$0)。

(ii) 譲受人が購入した、または譲渡された際、家族の住宅の査定価格が、副段落(A)に記載された課税価格に百万ドル (\$1,000,000) を加えた合計価格と同等またはそれ以上である場合、譲受人が購入した、または譲渡された際の家族の住宅の査定価格と同等の価格から、副段落(A)に記載された課税価格の合計と百万ドル (\$1,000,000) を差し引く。

(2) (1)項は、祖父母と孫の間で家族の住宅が購入または譲渡される際、次に該当すれば、適用されるものとする。祖父母の子供である、該当の孫のすべての親が購入または譲渡の時点において亡くなっている場合。

(3) (1)および(2)項は家族経営農場の購入または譲渡にも適用される。本項の目的上、(1)または(2)項において「家族の住宅」と記載される場合は、「家族経営農場」を意味する。

(4) 2023年2月16日以降、隔年の2月16日に、国家評議会は(1)項に規定する百万ドル (\$1,000,000) のインフレ調整を行い、連邦住宅融資機関が決定する前暦年度のCalifornia州の住宅価格指数の変化率を反映させる。国家評議会は、本項により求められる調整額を計算し公表するものとする。

(5) (A) 副段落(B)に従うことを条件として、家族の住宅の購入または譲渡について本節で規定された資産税の恩恵を受けるために、譲受人は、家族の住宅を購入または譲渡する際、住宅所有者の免除または退役疾病軍人の免除を請求するものとする。

(B) 家族の住宅購入または譲渡の際に、住宅所有者の免除または退役疾病軍人の免除を請求しなかった譲受人は、本節で規定される資産税の恩恵を以下により受けることができる。即ち、家族の住宅の購入または譲渡から一年以内に住宅所有者の免除または退役疾病軍人の免除の請求をすることにより、譲受人は、譲渡日から、譲受人が住宅所有者の免除または退役疾病軍人の免除の請求をした日までに負った、または支払った税金の還付を受ける権利を有する。

(d) 第2節(h)号は、2021年2月15日またはそれ以前に発生した購入または譲渡に適用されるが、かかる日より後に発生した購入または譲渡には適用されない。第2節(h)号は、2021年2月16日以降は無効となる。

(e) 本節の目的上：

(1) 「退役疾病軍人の免除」とは、第XIII条第4節(a)号で認められる免除を意味する。

(2) 「家族経営農場」とは、2020年1月1日時点の州政府法第51201節で定義されたように、耕作中、または牧場もしくは放牧のため、あるいは農業生産物を生産するために使用される不動産を意味する。

(3) 「家族の住宅」とは、第XIII条第3節(k)号に使用された用語「主な居住地」と同じ意味である。

(4) 「全金銭価値」とは第2節(a)項で定義されたものと同じ意味である。

(5) 「住宅所有者の免除」とは、第XIII条第3節(k)項で規定した免除を意味する。

(6) 「自然災害」とは、知事が宣言する大惨事、または火災、洪水、干ばつ、嵐、土石流、地震、騒擾、外国からの侵略、火山噴火など、これらの影響を受けた地域の人または資産の安全性に著しい危険が生じている状態を意味する。

(7) 「主な居住地」とは、次のいずれかの条件を満たす居住地を意味する。

(A) 住宅所有者の免除。

(B) 退役疾病軍人の免除。

(8) (b)項で使用される「主な居住地」は、第2節(a)項で使用される用語と同じ意味である。

(9) 「代替の主な居住地」とは、第2節(a)項で定義される用語「代替住宅」と同じ意味である。

(10) 「課税価格」とは、第2節(a)項に従って決められた基準年価値に、第2節(b)項により認められた調整を加えたものである。

(11) 「山火事および自然災害の被害者」とは、山火事および自然災害により、山火事および自然災害の直前の主な居住地の建物価値の50パーセント以上に相当する損害を受けた主な居住地の所有者を意味する。本項の適用上、「損害」とは、山火事または自然災害により生じた立入制限の結果生じる、主な居住地の価値の減少を含むこととする。

(12) 「山火事」とは、2020年1月1日時点の州政府法第51177節(j)に定義されたものと同じ意味である。

第三 — 第2節2は、第XIII条Aに追加される。

第2節2 (a) 消防サービス、緊急対応および郡の保護。本節および第2節3では、州議会が提案する目的および人々が採択する目的として、次に挙げる両方を行う。

(1) 火災予防および緊急対応のための収益を確保し、資金不足の火災地域の不公平を対処し、すべてのコミュニティが山火事から保護されることを保証し、何百万人のCalifornia州民の命を守る。

(2) 郡の歳入とその他の重要な地方サービス。

(b) (1) これによりCalifornia州火災対応基金が州財務省部門内に創設される。

(2) これにより郡歳入保護基金が州財務省部門内に創設される。郡歳入保護基金の収益は、第2節3に従って、マイナスが増加した適格な地方機関への償還、およびCalifornia州税手数料管理機関の管理費の支払いを目的として、財政年度に関係なく継続的に充当される。かかる基金は、第2節3で規定されるように使用される。

(c) 第XVI条第8節で必要とされる計算上、California火災対応基金および郡歳入保護基金は、第XIII条Bに準じて充当できる一般基金収入とみなされる。

(d) 財務長官は、該当する場合、次を行う。

(1) 2022年9月1日またはそれ以前、および2022年以降2027年までの毎年の9月1日またはそれ以前、第2節1の執行により、州に対して発生した追加の収入および貯蓄を計算する。これには、6月30日に終了する直前の財政年度中、第XVI条第8項のもと、州の基金義務の減少から生じた州の所得税収入および純貯蓄の増加が含まれるが、これに限定されない。本項で必要とされる計算を行うとき、財務長官は実際のデータを使用するか、データが入手できない場合は入手できる最善の見積書を利用する。かかる計算は最終であり、基礎データについては、その後の変更に対しても調整してはならない。財務長官は毎年9月1日までに、州議会および会計検査官に対し、かかる計算の結果について証明する。

(2) 2028年9月1日またはそれ以前、および2028年以降毎年9月1日に第2節1の執行により、州に対して発生した追加の収入および貯蓄を計算する。これには、6月30日に終了する直前の財政年度中、第XVI条第8項のもと、州の基金調達義務の減少から生じた州の所得税収入および純貯蓄の増加について、

6月30日に終了する直前の財政年度の額に、当該財政年度に地方機関へ分配された資産税収入の増加率を乗じたものが含まれるが、これに限定されない。本項で必要とされる計算を行うとき、財務長官は実際のデータを使用するか、データが入手できない場合は入手できる最善の見積書を利用する。かかる計算は最終であり、基礎データについては、その後の変更に対しても調整してはならない。財務長官は各財政年度の9月1日までに、州議会および会計検査官に対し、かかる計算の結果について証明する。

(e) 会計検査官は、2022年9月15日までに、および2022年以降毎年9月15日に、次の両方を行う。

(1) 一般基金からCalifornia州緊急対応基金へ、該当年に(d)に準じて財務官が計算した額の75パーセントと等しい額を移動する。

(2) 一般基金から郡歳入保護基金へ、該当年に(d)に準じて財務官が計算した額の15パーセントと等しい額を移動する。本項に準じて郡歳入保護基金へ移動された基金は、第2節3に規定されるように、マイナスが増加した適格な地方機関へ償還するために使用される。

(f) California州火災対応基金は、本節の目的上、財政年度ごとに州議会が充当するものとするが、(g)号に別段規定がある場合を除き、その他の目的では充当されない。California州火災対応基金のお金は、財政年度に関係なく、充当のために使用することができ、(1)から(4)項に規定されたように、消火スタッフの増員に利用するものとし、この目的のために使用される既存の州や地方の基金の代わりとはならない。

(1) California州火災対応基金の20パーセントは、消火スタッフの配置資金のために森林保護防火局に充当される。

(2) California州火災対応基金の80%は、California州火災対応基金の補助基金として創設される特別地区火災対応基金に預託され、以下の基準に従って、防火サービスを提供する特別地区に充当される。

(A) 本項に記載された額の50パーセントは、1978年7月1日以降に設立された、消防サービスを提供する資金不足の特別地区の消火スタッフに資金提供するために使用され、最初の完全警報業務の少なくとも

50パーセントを直ちに構成させるために、常勤または常勤と同等の常駐職員を雇用する。

(B) 本項に記載された額の25パーセントは、1978年7月1日以前に設立された消火サービスを提供する特別地区における消火スタッフに資金提供するために使用され、1978年7月1日以来、資産税収入の不均衡な低比率とサービス水準の要求が増大したため、最初の完全警報業務の少なくとも50パーセントを直ちに構成させるために、常勤または常勤と同等の常駐職員を雇用する。

(C) 本項に記載された額の25パーセントは、消防サービスを提供する資金不足の特別地区の消火スタッフに資金提供するために使用され、最初の完全警報業務を少なくとも30パーセントから50パーセント未満で直ちに構成させるために、常勤または常勤と同等の常駐職員を雇用する。

(3) (2) 項の適用上、消防サービスを提供する特別地区が資金不足であるかどうか決定するとき、州議会は優先順位に従って、次の要素を考慮する。

(A) 特別地区の資産税収入が、人口密度、サービス地域の大きさ、特別地域の境界内納税者数と比較して、適切な防火を維持するために不十分である度合い。

(B) 特別地区が設立時に1979年の法規第282章に従って資産税の分配を受け取ったかどうか。

(C) 地理的多様性。

(4) (2) 項に準じて資格を有する特別地区への基金の分配は、特別地区が責任ある予算編成に従事し、長期間にわたり適切な防火サービスを維持することを確実にするために、10年以上の期間の補助金の形態とする。

(g) (f) 項にもかかわらず、本節に準じて一般基金からCalifornia州火災対応基金に資金が移動される最初の財政年度後のいずれかの財政年度において、移動された金額が前財政年度に移動された金額の10パーセントを上回る場合は、会計検査官は10パーセントの超過金額を移動してはならず、かかる金額はいかなる目的のためにおいても一般基金の充当金とする。

第四 — 第2節3は、第XIII条Aに追加される。

第2節3 (a) 各郡は、本節に準じて採択される規則に基づき、毎年、California州税手数料管理機関が指定する期日までに、次の金額を追加するこ

とにより、第2節1の施行から生じる郡および郡内の各地方機関の利益を決定する。

(1) 第2節1(b)に準じて郡間の外向きの移動において、元の主な居住者の売却と再査定から生じる収入の増加。

(2) 第2節1(b)号に準じて郡間の内向きの移動において、他の郡に所在していた元の主な居住地から、郡内に所在する代替の主な居住地へ課税価格を移動したことに起因する負の数として示される収入の減少。

(3) 第2節1(c)号から生じる収入の増加。

(b) (a)号に準じて決定されたプラスの利益を有する郡または郡内の地方機関は、郡歳入保護基金から償還を受け取る資格がないものとする。(a)号に準じて決定されたマイナスの利益を有する郡または郡内の地方機関は、郡歳入保護基金から償還を受け取る資格を有する地方機関とみなされる。

(c) California州税手数料管理機関は、(a)に準じて決定された三年ごとの金額に基づいて、各資格のある地方機関の合計利益を決定し、各資格のある地方機関に対して、その金額と等しい郡歳入保護基金のお金からマイナスの利益を償還するものとする。本節のもと、償還の合計金額を補償する基金が十分でない場合、California州税手数料管理機関は基金の比例配分を、本節のもと、償還の総額に対する適格地方機関の償還の金額に基づいて、各地方機関に充当する。

(d) (c)号に規定されている各三年間の終了時にCalifornia州税手数料管理機関が、かかる三年間の間にマイナス収益を経験した資格のある地方機関に償還した後、郡歳入保護基金に残高があれば、会計検査官はこれを一般基金に移動し、いかなる目的でも充当できるようにする。

(e) California州税手数料管理機関は、州政府法表題2第3部1編の管理手順法(第3章5(第11340節から)の規則制定の条項に準じて本節を履行するために規則を公布するものとし、これらの条項は州議会またはその承継人によって、随時修正される。

(f) 本節および第2節2の適用上、「資格のある地方機関」は2020年1月8日時点の教育規定42238節02(o)号に準じて決定される郡、市、市および郡、特別地域、または学区であり、本項に従って決定したマイナスの利益があるものである。

提案20

本投票対象法案はCalifornia憲法の第II条第8節の規定に従って州民に提出される。

この取り組みにより、刑法規に項を修正し追加する。よって、削除することを提案された現行の規定は取消線を入れて印刷され、追加することを提案された新しい条項はイタリック体で印刷されて新規部分であることを示す。

法案

第1節 表題。

本法案は「2018年犯罪削減およびCalifornia州安全維持法」として知られ、称される。

第2節 目的。

本法案は、California州の住民およびその子供たちの公共安全を暴力犯罪で脅かしてきた最近の法律によって生じた三つの関連する問題を解決する。本法案は次のとおりである。

(a) 凶暴な重罪犯罪者が刑務所から早期に釈放されないように、仮釈放制度を改正し、釈放後はコミュニティの監督を強化し、釈放後にコミュニティの監督の条件を違反した場合には罰則を強める。

(b) 法律を改正して、連続的な窃盗や組織的な窃盗団には説明責任を復活させる。

(c) 薬物、窃盗、家庭内暴力などの犯罪で有罪判決を受けた者からのDNA採取を拡大させ、凶悪犯罪の解決および無罪の容疑を晴らすことに役立てる。

第3節 所見および宣言。

(a) 凶暴な重罪犯罪者の早期釈放を阻止。

(1) 最も弱い立場の子供たちを含め、我々の州のすべての人々を凶悪から守ることは、最も重要なことである。殺人犯、強姦犯、児童性的虐待、その他の凶悪犯罪者は、刑務所から早期に釈放されるべきではない。

(2) 2014年以来、California州では米国の他の地域より凶悪犯罪が大幅に増加している。2013年以来、Los Angelesでの凶悪犯罪は69.5%増加している。2015年上半期のSacramentoでの凶悪犯罪の増加は、FBIが追跡した米国の25の大都市の中で最も高かった。

(3) 最近の仮釈放の法律の改正で、特定の犯罪を「凶悪」と定義しない法律により、危険な犯罪者の早期釈放を許可している。これらの改正により、児童性的人身売買、意識のない人への強姦、凶器による重暴行、警察官や消防士への暴行、および家庭内暴力の有罪判決を受けた者は「非暴力の犯罪者」と見なされている。

(4) その結果、いわゆる「非暴力」の犯罪者は、裁判から命じられた軽い刑に服した後、刑務所から早期釈放される資格を持つ。

(5) 凶悪犯は、新たな罪を犯したとき、Whittier 警官のKeith Boyer殺害で起訴されたギャングメンバーのように、釈放後、コミュニティの監督の条件に違反しても、我々のコミュニティに自由に属することができる。

(6) California州の人々を、そのような凶悪犯罪者から守る必要がある。

(7) 釈放後にコミュニティの監督の条件を繰り返し違反する凶悪犯罪者からCalifornia州の人々を守る必要がある。

(8) 本法案は、釈放の条件に違反した重罪犯罪者を裁判所に連れ戻し、その違反に対して責任を負わせるように法律を改正する。

(9) California州の人々を、そのような凶悪犯から守る必要がある。本法案により、早期釈放の適用上、このような犯罪を「凶悪犯罪」として定義するよう法律が改正された。

(10) 本法案は、州の刑務所の人口を増加させる「ストライキ」行為をさらに生じさせるために意図されたものではない。

(11) 本法案で、California州改善矯正部門の教育上および功績上の単位を与える能力に影響を与えることはない。

(b) 連続窃盗および組織的窃盗団の説明責任を復活。

(1) 最近のCalifornia州の法律の改正により、犯罪歴や窃盗の回数にもかかわらず、窃盗を繰り返す者は報いを受けることはほとんどない。

(2) その結果、2014年から2016年の間で、California州は米国で二番目に泥棒や窃盗における増加率が高かったが、その他の大半の州では着実に減少している。California州司法省によると、2015年の盗難された資産価格は2014年から13パーセント増加し\$25億となり、少なくとも10年間では最も増加した1年となった。

(3) 薬物習慣を維持するために窃盗を繰り返す者が多い。California州法の最近の改正では、窃盗を繰り返す犯罪で有罪判決を受けた者に、効果的な薬物治療プログラムを命じる裁判官の力を縮小させた。

(4) California州では窃盗に関連した犯罪で繰り返し有罪判決を受けた者に対し、さらに厳しい法律が必要である。その法律により、薬物を維持するために繰り返し窃盗をする者に対し、既存の薬物治療プログラムに参加するよう促す。本法案はこのような改正を行う。

(c) 凶悪犯罪を解決するためのDNA採取の復活。

(1) 凶悪犯罪を解決するには、犯罪者からDNA採取することが不可欠である。殺人、強姦、強盗など

450以上の凶悪犯罪が未解決なのは、ごく少数の犯罪者からのDNAしか採取できていないからである。

(2) 2015年に有罪判決を受けた児童性的虐待者から採取されたDNAにより、三十年前Los Angeles郡で起きた六歳の少年二人の強姦殺人事件が解決された。2016年に盗難車の運転中に捕まった者から採取されたDNAにより、2012年San Francisco Bay Areaで起きた83歳の女性を強姦殺人した事件が解決された。

(3) 最近California州法が改正され、窃盗や薬物犯罪のDNA採取が意図せずに排除された。本法案は、このような犯罪で有罪判決を受けた者のDNA採取を復活させる。

(4) 多くのDNAサンプルを採取することにより、容疑者の特定、無罪の人を証明し、不当な有罪判決を受けた人を自由にすることに役立てる。

(5) 本法案では、犯罪で起訴されなかった人、無罪判決を受けた人、無罪の人のDNA情報は削除することができ、個人のプライバシーを守る既存の法の保護に影響を及ぼさない。

第4節 仮釈放の検討。

第4節1 刑法規第3003節は、以下のように修正された：

第3003節 (a) 本節に別段規定がある場合を除き、表題2.05 (第3450節から) に規定された仮釈放中の、または釈放後コミュニティの監督を受けている受刑者は、収容前に受刑者が最後に法的に在住していた郡に送還される。表題2.05 (第3450節から) に規定された仮釈放中の、または釈放後にコミュニティ監督を受けている受刑者で、第290節に準じて登録が義務付けられる性的犯罪で投獄された者は、合理的に可能な範囲で、投獄前に法律上最後に受刑者が在住していた市、または受刑者の家族、社会的つながり、または経済的つながりがあり、刑に再度服することができる、近隣の地理的場所に戻される。ただし、かかる地域に送還することが、その他の法の違反、または受刑者の被害者への危険をもたらす場合は除く。本項の適用上、「法律上最後の住居」とは、州の刑務所または地方の拘置施設に拘束されているとき、または州の病院に治療のために収容されているときに受刑者が罪を犯した郡、または市と解釈してはならない。

(b) (a)号にかかわらず、受刑者は、公共に最善の利益となる場合は、その他の郡または市へ送還される。Board of Parole Hearings (仮釈放審査委員会) は仮釈放審査官が決定し、第1168節(b)号に準じて判決された、仮釈放の条件を受刑者に対し設定した場合、または改善矯正部門が第1170節に準じて判決され、他の郡または市に送還を決定するとい

う仮釈放の条件を受刑者に対して設定した場合、仮釈放者の永久記録にその理由を書面で記載し、第3058節6に準じて、執行官または警察官へ通知の際かかる書面を含める。この決定において、仮釈放機関は、被害者保護、およびコミュニティの安全を最も重視して、特に次の事項を考慮するものとする：

(1) 被害者、仮釈放者、証人その他の者の生命または安全を保護する必要性。

(2) 受刑者の仮釈放が成功する可能性を減少させる社会的懸念。

(3) 仕事の提案、または教育訓練もしくは職業訓練があることを確認。

(4) 受刑者と強い絆を持ち、そのサポートにより受刑者の仮釈放が成功する確率が上がる他の郡にいる家族の存在。

(5) 第2960節に準じて仮釈放者が受ける治療におき、必要な外来治療プログラムの不足。

(c) 改善矯正部門は、郡外の収容令状を決定するとき、コミュニティおよび証人と被害者の安全性を優先する。

(d) 第5章第1条5 (第2717節1から) に準じて、受刑者が共同事業に参加することについて決定を行うとき、かかる共同事業プログラムの雇用主が受刑者釈放時に受刑者を雇用することを仮釈放機関に述べた場合、かかる共同事業の雇用主が所在する郡に受刑者を釈放することについて十分に考慮するものとする。

(e) (1) 改善矯正部門は、地方法施行機関に対し、仮釈放中の受刑者、または表題2.05 (第3450節から) に準じ、釈放後にコミュニティの監督下にある仮釈放中の受刑者で、管轄区で釈放された者について、可能な場合、次の情報を公開する：

(A) 姓、名、ミドルネーム。

(B) 生年月日。

(C) 性別、人種、身長、体重、髪および目の色。

(D) 仮釈放日、または釈放後のコミュニティの監督の配置日、および放免日。

(E) 規制薬物犯罪、性犯罪、または放火の結果、登録が義務付けられる受刑者の登録状況。

(F) California州犯罪情報番号、FBI番号、社会保障番号、運転免許証番号。

(G) 郡の収容令状。

(H) 受刑者の傷、痕及び入れ墨情報。

(I) この時点で、仮釈放、または釈放後コミュニティの監督下に置かれる原因となった受刑者が有罪判決を受けた罪。

(J) 次の情報を含む住所：

(i) 通り名、および通り番号。本項の適用上、私書箱は受理できない。

(ii) 市および郵便番号。

(iii) 本項に準じて提供された住所が有効だと提示された日。

(K) 以下の情報をすべて含む、連絡担当者および連絡先：

(i) 各連絡担当者の名前および電話番号。

(ii) 仮釈放、登録、または郡の仮釈放の担当機関のような、各連絡担当者の連絡先の種類。

(L) 仮釈放者のデジタル化した画像の写真、および少なくとも一枚の指紋。

(M) 地理情報システム (GIS) または同等のコンピュータプログラムで使用するための受刑者の居住地の地理的座標。

(N) 仮釈放前の監督記録のコピー。

(2) 情報が入手できない場合を除き、改善矯正部門は、受刑者の医療上および精神上健康の必要性を確認する目的で、第3451節(a)号で規定された郡機関に対し、受刑者の結核の状態、特定の医療、精神的健康、および外来診察室の必要性、ならびに第3450節に準じて、仮釈放後のコミュニティ監督に受刑者を移行する際に郡が考慮する医学上の懸念または障害を電子的に送信する。郡の機関へのすべての送信は、1996年医療保険の携行性と責任に関する法律

(Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996, HIPAA) (公法 104-191)、連邦経済的および臨床的健全性のための健康情報技術に関する法 (Health Information Technology for Economic and Clinical Health Act, HITECH) (公法 111-005)、および表題45第160編および164編のプライバシーおよびセキュリティ規制の適用可能な条項に従うものとする。本項は、米国保健社会福祉省長官または長官が指名する者が、本条項がHIPAAに先占されないと決定するまで効力は生じない。

(3) (2)項で必要とされる情報を除き、本号で必要とされる情報は、州全体の仮釈放者のデータベースから得ることとする。各情報源から得られる情報は、同じ時間枠に基づいていなければならない。

(4) 本号によって必要とされるすべての情報は、デスクトップコンピュータシステムで使用可能なフォ

ーマットであり、コンピュータ間で転送して提供されるものとする。この情報の移動は、必要に応じて、地方法執行機関が継続的に利用できるものとする。

(5) 本号に記載された情報を許可なく公開または受領した場合は、第11143節の違反となる。

(f) 他の法律にかかわらず、被害者または証人が、受刑者の仮釈放中にさらに距離をとることを要求した場合、仮釈放審理委員会または改善矯正部門が被害者または証人の命、安全、または福祉を守る必要があると認めるとき、仮釈放中の受刑者は、次の犯罪の場合、被害者、または証人の実際の居住地から35マイル以内の場所に戻ってはならないものとする：

(1) 第667節5 (c)号(1)から(7)項まで、および(11)と(16)項、並びに第3040節1(a)号に定義される凶悪犯罪。

(2) 被告人が共犯者以外の者に重大な身体的障害を負わせる重罪で、第12022節53、第12022節7または第12022節9に規定されているように起訴され立証されたもの。

(3) 第261節(a)号(1)、(3)または(4)項、第286節(f)、(g)、または(i)号、第287節または旧第288節a(f)、(g)、または(i)、または第289節(b)、(d)、または(e)号の違反。

(g) 他の法律にかかわらず、第288節または288節5の規定に違反して仮釈放された受刑者について、改善矯正部門が危険が高いと判断した場合は、受刑者の仮釈放の期間中、あらゆる幼稚園および1年生から12年生までを含む、公立私立の学校の1.5マイル以内に配置または居住してはならない。

(h) その他の法律にかかわらず、ストーカー行為により、仮釈放中または仮釈放後のコミュニティ監督下にある受刑者は、被害者または証人が仮釈放中または保釈後のコミュニティ監督下にある受刑者にさらなる距離を要求した場合で、仮釈放審理委員会、または改善矯正部門、または該当する場合は郡監督機関が被害者の命、安全または福祉を守る必要があると判断した場合、受刑者は被害者または証人の実際の住居または雇用場所から35マイル以内の場所には戻ってはならない。仮釈放後のコミュニティの監督下に置かれる受刑者は、本項に従い最後の法的住居で受刑者がいた郡内に配置することができない場合、監督する郡の機関は、受け入れる郡の承認を得たうえで他の郡に移送することができる。

(i) 当局は仮釈放の決定を行うとき、仮釈放者の公平な配置および郡外からの収容令状の割合と、その

郡の収容令状の数を比較して考慮しなければならない。

(j) 受刑者は、その他の法律に準じて他の州に仮釈放されることができる。改善矯正部門、表題2.05（第3450節）に準じて釈放後にコミュニティ監督下で州外に置かれる受刑者の配置について、地方団体と調整する。

(k) (1) (2)項で規定する場合を除き、改善矯正部門は、(e)号に従って法施行自動データシステム（Law Enforcement Automated Data System, LEADS）を実施するプログラム、リソース、およびスタッフについて、主に責任を負い、管理する機関である。表題2.05（第3450節から）に準じて、釈放後にコミュニティの監督のもとに釈放される受刑者を監督する郡機関は、州刑務所から釈放された受刑者に関しての正確な情報を利用可能なことを保証するために、かかる部門が要求するあらゆる情報を提供する。かかる情報には、監督、令状の発行、撤回、または釈放後のコミュニティの監督終了に関するすべての記録が含まれる。2011年8月1日以前に、釈放後の受刑者の監督に指定された郡の機関は、監督を提供する責任を負う地方機関として指定されたことをかかる部門に通知する。

(2) (1)項にかかわらず、司法省は、指紋カードに関するLEADSのもと、情報の適切な開示について、主に責任を負う機関である。

(l) 改善矯正部門は、(k)号に基づく要件に加え、California州法律促進電信電話システム（California Law Enforcement Telecommunications System, CLETS）の監督下の公開ファイルに含まれるべきデータを司法省に提出する。これにより、法施行は、釈放後にコミュニティ監督下に置かれるすべての者について、CLETSおよび監督を提供するよう指定された郡機関を通じて、報告を受けることができる。本号で必要となるデータは、電子送信により提供されるものとする。

第4節2 第3040節1は、刑法規に追加される：

第3040節1 (a) 憲法第1条第32節、州政府法第12838節4および第12838節5、刑法規第3000節1、第3041節5、第3041節7、第3052節、第5000節、第5054節、第5055節、第5076節2、および刑法規第5058節により付与された規則制定の権限に基づいた早期釈放または仮釈放の適用上、次にあげる事項を「凶悪犯罪」と定義する：

- (1) 殺人または故殺。
- (2) 暴力。

(3) 第261節(a)号(2)または(6)項、または第262節(a)号(1)または(4)項で定義される強姦。

(4) 第286節(c)または(d)号で定義されるソドミー。

(5) 第287節(c)または(d)号で定義される口腔性交。

(6) 第288節(a)または(b)号で定義されるわいせつまたはみだらな行為。

(7) 死刑または州の刑務所で無期懲役となる重罪。

(8) 1977年7月1日以降に第12022節7、第12022節8、もしくは第12022節9、1977年7月1日以前に第213節、第264節、および第461節に規定された被告が共犯者以外の者に重大な障害を負わせて起訴され、立証された重罪、または第12022節3(a)号、第12022節5、もしくは第12022節55に規定された、被告が銃器を使用し、起訴され、立証された重罪。

(9) 強盗。

(10) 第451節(a)または(b)項に違反する放火。

(11) 第289節(a)または(j)号に定義される性的挿入。

(12) 殺人未遂。

(13) 第18745節、第18750節、または第18755節の違反。

(14) 誘拐。

(15) 第220節に違反した特定の重罪を犯す意図を持った暴行。

(16) 第288節5に違反した児童への継続的な性的虐待。

(17) 第215節(a)に定義されている自動車乗っ取り。

(18) 第264節1に違反した協同の強姦、配偶者への強姦、性的挿入。

(19) 第518節に定義された、第186節22の違反で重罪となる恐喝。

(20) 第136節1(c)号で定義された被害者または証人への脅迫。

(21) 第460節(a)に定義された第1級不法侵入で、強盗の実行中に共犯者以外の別の人物が住居にいたことで起訴および立証された場合。

(22) 第12022節53の違反。

(23) 第11418節(b)または(c)号の違反。

(24) 殺人教唆。

(25) 第245節(a)号(2)項および(b)号に違反した銃器を使用した重暴行。

- (26) 第245節(a)号(1)項に違反した凶器を使用した重暴行。
- (27) 第245節(c)および(d)号に違反した保安官または消防士に対し凶器を使用した重暴行。
- (28) 第245節(a)号(4)項に違反した重大な身体的障害を引き起こす方法による重暴行。
- (29) 第244節に違反した腐食性化学薬品を使用した暴行。
- (30) 第210節5の違反による不法監禁。
- (31) 第246節に違反した銃器発射による重罪。
- (32) 第26100節(c)に違反した自動車から銃発射した場合。
- (33) 第273節5に違反した心的外傷をもたらした家庭内暴力の重罪。
- (34) 第140節に違反した犯罪の証人または被害者に対して力や脅迫を使用した重罪。
- (35) 第148節10に違反した保安官に抵抗し、死亡または重症を負わせた重罪。
- (36) 第422節7に準じて処罰される憎悪犯罪の重罪。
- (37) 第368節(b)号に違反した高齢者または扶養成人者虐待の重罪。
- (38) 第261節(a)号(1)、(3)、または(4)項に違反した強姦。
- (39) 第262節に違反した強姦。
- (40) 第289節(b)、(d)、または(e)項に違反した性的挿入。
- (41) 第286節(f)、(g)、または(i)号に違反したソドミー。
- (42) 第287節(f)、(g)、または(i)号に違反した口腔性交。
- (43) 第267節に違反した売春目的での未成年誘拐。
- (44) 第236節1 (a)、(b)、または(c)号に違反した人身売買。
- (45) 第273節abに違反した児童虐待。
- (46) 第18740節に違反した破壊装置の所持、爆発、または発火。
- (47) 第451節(c)号の違反が二件以上ある場合。
- (48) 本号に記載されている罪を犯す企てをした場合。
- (49) 被告が自ら危険な凶器を使用したことを主張し、立証された重罪。
- (50) 第290節から290節009に準じて、生涯性犯罪者登録されることになった犯罪。
- (51) 本節に記載されている犯罪の共謀。
- (b) 本節の条項は、判決日にかかわらず、本節の発効日以後に保護観察のもと刑に服す受刑者に適用する。
- 第4節3 第3040節2は、以下のように刑法規に追加される：
- 第3040節2 (a) 仮釈放審理委員会は、非暴力的犯罪者の仮釈放の検討を行うとき、受刑者のすべての関連性、信頼性のある情報を配慮する。
- (b) 審査の基準は、受刑者が釈放されることで、重罪行為から被害者を生み出す不合理な危険をもたらすかどうかである。
- (c) 決定するにあたり、審査官は以下のことを考慮する：
- (1) 現在の有罪判決を取り巻く状況。
 - (2) 青少年および成人両方の他の犯罪行為の関与を含む受刑者の犯罪歴が確実に記録されている。
 - (3) 更生プログラムおよび制度上の不正行為を含む受刑者の制度上の行動。
 - (4) 付託時に登録されているかどうかにかかわらず、受刑者、被害者、および訴追機関からの情報提供。
 - (5) 改善矯正部門が保有する記録内の受刑者の過去と現在の精神状態。
 - (6) 受刑者の犯罪に対する過去と現在の態度。
 - (7) 受刑者の釈放の適性に関するその他の情報。
- (d) 審査官は、受刑者が釈放に適しているかどうか判断するとき、以下の状況を考慮するものとする：
- (1) 現在の収容令状の犯罪に巻き込まれた複数の被害者。
 - (2) 被害者は年齢、身体的、または精神的状態により特に弱い立場にあった。
 - (3) 受刑者は罪を犯すとき、信頼関係を利用した。
 - (4) 受刑者は罪を犯すとき、銃器またはその他の凶器を持っていた。
 - (5) 被害者はその犯行で重傷を負った。
 - (6) 受刑者は犯罪者のストリートギャングと協力して罪を犯した。

(7) 受刑者は、犯罪時に他の参加者に対して指導的または支配的の立場にあったか、受刑者が他の者に罪を犯すことに加わるよう誘導した。

(8) 犯罪の際、受刑者はそれを止める明確な機会があったにもかかわらず継続した。

(9) 受刑者はその他の信頼性のある文書化された犯罪行為に関与しており、現在刑務所に収監されることになった犯罪と切り離せない。

(10) 犯罪の手法は、犯罪の被害者以外の人に重傷を負わせる可能性があった。

(11) 罪を犯した時点で、受刑者は、保護観察、仮釈放、仮釈放後のコミュニティ監督下、または強制的監督下にあったか、拘留中、または、拘留から脱走していた。

(12) 罪を犯した時点で、受刑者は、有罪判決前、または有罪判決後の釈放された状態であった。

(13) 青少年または成人にかかわらず、受刑者の過去の犯罪歴。

(14) 受刑者が拘置所または刑務所で不正行為をした。

(15) 受刑者は、同一または様々な郡または管轄区から、複数の事件で収監された。

(e) 審査官は、受刑者が釈放に資格かを決定するとき、次の状況を考慮する：

(1) 受刑者は、他の人を暴行したり、被害者に危害を加える可能性があるような犯罪の青少年の記録はない。

(2) 受刑者には暴力的な犯罪履歴がない。

(3) 受刑者は後悔している。

(4) 受刑者の現在の年齢は、再犯の危険性を減らすことができる。

(5) 受刑者は、釈放された場合は現実的な計画を立てたり、釈放時に生かせる技術を身に着けている。

(6) 受刑者の施設内の活動は、釈放時に法律の範囲内で働くことができる力の高まりを示している。

(7) 受刑者は、法的保護はされないが、部分的にやむを得ない事情のもとで罪を犯した。

(8) 受刑者は罪を犯す明確な要因がなかったが、他の者から誘われて犯罪に参加した。

(9) 受刑者が犯したのは最も軽微な犯罪であるか、過去の犯罪歴がない。

(10) 受刑者は犯罪の際、消極的な参加者であったか、小さな役割しか果たしていない。

(11) 犯罪は再び起こりえないような異常な状況の中、または、かかる状況が原因で起こった。

第4節4 第3040節3は、以下のように刑法規に追加される：

第3040節3 (a) 第667節5(c)号または第3040節1で暴力的と定義された犯罪または申し立てに対し、現在の收容令状に同時、継続、または停止刑罰が含まれている受刑者は、憲法第1条32節の適用上、暴力的犯罪者と見なされる。

(b) 憲法第1条32節の適用上、現在の收容令状に不定期刑が含まれる場合は、暴力的犯罪者と見なされる。

(c) 第667節5(c)号に準じて、現在の收容令状に基礎的な犯罪を暴力的にする強化が含まれている受刑者は憲法第1条第32節の適用上、暴力的な犯罪者と見なされる。

(d) 憲法第1条第32節の適用上、「初犯」の「刑期満了」は、收容令状の犯罪において、実際に刑期を務めた日に基づいてのみ計算される。

第4節5 第3040節4は、以下のように刑法規に追加される：

第3040節4 憲法第1条第28節(d)号に準じて、かかる部門は、受刑者の早期仮釈放または釈放の審査を行う前に、犯罪被害者に対し合理的な通知を行う。かかる部門は、早期仮釈放審査に関し、被害者に対して、聴聞し、審査プロセスに参加する権利を与える。かかる部門は、早期釈放の決定を下すとき、被害者、被害者家族および市民の安全性に配慮する。

(a) 早期釈放の審査を行う前に、かかる部門は、検察機関および登録している被害者に通知を行い、未登録の被害者に対しては、探して通知する合理的な努力を行う。

(b) 検察機関は、受刑者の重要なファイル、成人および青少年の犯罪歴の文書化された情報、更生プログラムおよび制度上の不正行為を両方含む制度上の行動、受刑者の立場を擁護する個人または団体からの情報、および公共から提出された情報など審査官が入手可能なすべての情報を審査する権利を有する。

(c) 被害者は、早期仮釈放の考慮の目的で、内密の発言を含む陳述書を提出する権利を有する。

(d) すべての検察機関、関連する法執行機関、および登録の有無にかかわらずすべての被害者は、委員会に対して書面で回答する権利を有する。

(e) 検察機関、法執行機関、および被害者から委員会への回答は、受刑者の早期仮釈放審査または検討の資格を通知した日から90日以内に行わなければならない。

(f) 委員会は、非暴力的犯罪者の仮釈放決定がされた日から10日以内に検察機関、法執行機関および被害者に通知を行う。

(g) 非暴力的犯罪者の仮釈放審査に関し、最終決定の通知から30日以内に、受刑者および検察機関は決定の再審査を要求することができる。

(h) 受刑者が憲法第1条第32節の非暴力的犯罪者仮釈放の条項により早期仮釈放が拒否された場合、受刑者は、前回の拒否の最終決定の日から二暦年の間、非暴力的犯罪者の早期仮釈放の審査の資格がないものとする。

第4節6 刑法規第3041節は、以下のように修正された：

3041節 (a) (1) 第2編表題7第4章5 (第1170節から) 以外の法律に準じて判決を受けた受刑者の場合、Board of Parole Hearingsは、受刑者の仮釈放資格の最短日前の六年目の間に、仮釈放資格に関連する受刑者の活動および行動を検討し、文書化する目的で、各受刑者と面会する。面会の間、委員会は、受刑者に対し、仮釈放の審査プロセス、仮釈放の適格、不適格に関連する法的要素、受刑者の仕事業務、更生プログラム、制度上の行動に関する個別の提言についての情報を提供する。面会后30日以内に、委員会は、受刑者に対し、肯定的および否定的な調査結果および勧告を文書にて発行する。

(2) 受刑者の仮釈放資格最短日の一年前に、二人以上の審査官または副審査官からなる審議会は、受刑者と再度面会し、通常、第3041節5に規定されているように仮釈放を許可する。審議会では副検査官は一名を超えてはならない。

(3) 賛否同数の場合、審議会が同数投票となる前の記録を全員で審理するために、その問題は全員審理に託される。委員会は、全員審査において、仮釈放を認めるか否かについて投票し、決定書を提出する。全員審査は、(e)項に準じて行われる。

(4) 仮釈放が認められる際、受刑者は適用するすべての審査期間に従い釈放されるものとする。ただし、受刑者は、青少年犯罪者の仮釈放資格日、または高齢者犯罪者の仮釈放資格日に準じて早期釈放の資格がある場合を除き、第3046節に準じて設定された仮釈放資格最短日に達する前に釈放されてはならない。

(5) 実現が不可能、または直前の面会が初めての面会でない限り、審議会の審査官のうち少なくとも一人は、直前の面会に出席しなければならない。審議会のメンバーであれば誰でも、仮釈放に関する決定について、委員会の全員審査を行う再審査を要求することができる。再審査の場合、受刑者に仮釈放を認めるには、全員審査において、参加する委員会のメンバーの過半数が仮釈放に賛成する必要がある。

(b) (1) 審議会または委員会は、全員出席し、現在の有罪判決の犯罪の重大性、現在または過去の有罪判決の犯罪の時期および重大性から公共の安全性を考慮して、この個人に対してさらに長い収監機関が必要とすると判断した場合を除き、受刑者に仮釈放を許可する。審議会または委員会は全員出席して、この決定を下すとき、現在、過去すべての有罪判決を受けた犯罪を含め、受刑者の犯罪歴全体を考慮する。

(2) 2001年7月30日以降、仮釈放委員会が仮釈放に適用していると受刑者について決定を下した場合、聴聞の日から120日以内に確定される。その間、委員会は審議会の決定を見直すことができる。審議会が法律上誤りを犯した、または審議会の決定は事実誤認に基づいて行われた、または委員会に新たな情報を提示するべきであるなど、これらを委員会が発見しない限り、本号に準じて、審議会の決定は最終的なものとなる。これらの情報を委員会が修正、または検討した場合、再審理において、大幅に異なる結果になる可能性は高い。この決定において、委員会は、仮釈放を検討する聴聞を行った審査官と協議する。

(3) 審議会の決定は、公の会合の後、全員出席して委員会の過半数の投票がある場合を除き、否認されず、再審理に付託されてはならない。

(c) 第1170節2に基づいて計算された日より早い日に、旧法のもと仮釈放の資格がある受刑者の仮釈放の適格性を審査する目的で、委員会は、その者が手続きに準じて釈放されるまで、または第1170節2に基づいて計算された刑期の満了に到達するまで、年に一回、各受刑者に面会するための少なくとも二名の審査官を任命する。

(d) 州議会の意図は、仮釈放聴聞、無期限仮釈放検討聴聞会、または終身刑取消聴聞会を待っている受刑者が滞っていないとき、三人以上のメンバーからなる審議会は聴聞会を行い、その過半数は審査官とすることである。委員会は、受刑者がこれらの時間枠の権利を放棄した場合を除き、第3041節5(a)号ま

たは第3041節5(b)号(2)項で要求される聴聞日から30日以内に、最初またはその後の仮釈放検討聴聞会を完了していない受刑者の数を毎月報告しなければならない。報告書は、本節の適用上、未処理の件数と見なされ、未処理の解消にむけた進捗状況および前述の時間枠の権利を放棄した受刑者の数に関する情報を含むものとする。報告書は、定期的に予定される委員会の会合で公開され、書面による報告者は一般に公開され、四半期ごとに州議会に送付される。

(e) 本節の適用上、委員会での全員審理とは、委員会にかかる問題が聴聞された日に、在任中の審査官の過半数が行う審査を意味する。全員審理は、次に従って行われる：

(1) 審査を行う審査官は、賛否同数となった聴聞会の全ての記録を考慮する。

(2) 審査は聴聞会の記録に限定する。記録は、聴聞を筆記録、録音テープ、賛否同数を生じさせた審査官が実際に検討した書面または電子的に記録された陳述書、および審査官が実際に検討したその他の資料で構成される。新たな証拠や意見は、全体での手続きでは考慮されないものとする。

(3) 委員会は仮釈放の可否の決定の理由を別途述べなくてはならない。

(4) 賛否同数投票に関与した審査官は、全員審理において、問題の審議から外されるものとする。

第4.7節 刑法規第3454節は、以下のように修正された。

第3454節 (a) 第3451節(a)号に準じて郡監督委員会で設立された監督する各郡機関は、釈放後の監督を置く個人プログラムを評価し改善するための審査プロセスを確立する。追加の釈放後の監督条件は、犯罪者が刑務所に服役することになった基礎となる犯罪、または犯罪者の再犯の危険性、および犯罪者の犯罪歴に合理的に関連し、それ以外は法律に合致するものとする。

(b) 第3451節(a)号に準じて、郡監督委員会により設立された釈放後の監督に責任を負う各郡機関は、第1210節7節で定義された継続的な電子的監視の利用を含む、公共の安全性と一致する第3453節に挙げられた適切な追加の監督条件を決定し、適切な更生および治療サービスの提供を命じ、適切なインセンティブを決定し、申し立てられた違反に対する適切な対応を命じることができるが、これには、第3015節に準じた再登録裁判への付託を含む即時制裁、組織的制裁、中級刑、または市もしくは郡刑務所

へのフラッシュ収監 (flash incarceration) が含まれるがこれに限定されない。釈放後に監督の条件を違反した場合、罰の手段の一つとして、フラッシュ収監期間を設けることが推奨されている。

(c) 本表題で示されるように「フラッシュ収監」とは、犯罪者が釈放後の監督の条件に違反したために市または郡の刑務所で拘留される期間のことである。拘留期間は、一日から連続10日間の範囲内である。フラッシュ収監は、釈放後の監督の責任を負う各機関が、利用する可能性のある方法である。釈放後に犯罪者が監督条件を違反した場合、拘留期間を短く、必要であれば頻繁に行うことで、適切に犯罪者を処罰し、同時に、通常、長期失効から生じる仕事場や家庭内の混乱を防ぐ。

(d) フラッシュ収監の期間を課す決定をする際に、保護観察部は、裁判所、国選弁護士、地方検事、保安官にフラッシュ収監の各負担について通知するものとする。

第4.8節 刑法規第3455節は、以下のように修正された。

3455節 (a) 監督する郡機関が、評価プロセス適用後に、第3454節(b)号で許可された中級刑が適切でないとして決定した場合、または監督下の人物がその釈放の条件に三回違反した場合、監督する郡機関は、第1203節2節に準じて裁判所に対し、釈放後の地域社会の監督を撤回、修正、または終了の申し立てをする。本節に準じて開始されたプロセスのいかなる時点においても、何人も書面にて、弁護士を依頼する自身の権利の放棄をし、釈放後の地域社会の監督の違反を認め、裁判所の聴聞を放棄し、釈放後の地域社会監督の修正した提案条件を受け入れることができる。請願書には、釈放後の地域社会監督の関連条件、申し立てられた基礎となる犯罪の状況、違反者の経歴および背景ならびに提言書を含む嘆願者についての追加情報が記載された書面による報告書を含める。司法協議会 (Judicial Council) は、監督機関報告書の最低限の内容を含め、本号を施行するための州全体一律の手順を確立するために、裁判所の様式および規則を採用する。当該人物が釈放後の地域社会監督の条件を違反したことを発見された場合、撤回聴聞審査官は次に挙げることすべてを行う権利を有する。

(1) 該当する場合は、郡刑務所の投獄期間を含む条件の変更をして、当該人物を釈放後の地域社会監督に送還する。

(2) 釈放後の地域社会監督を取消し、終了し、当該人物に郡の刑務所での収監を命じる。

(3) 第3015節または裁判所の裁量において、その他の証拠に基づいたプログラムに準じて再登録裁判所を紹介する。

(b) (1) 釈放後地域社会の監督の間のいかなる時でも、保護観察官を含む保安官が、当該人物が釈放後の地域社会監督の釈放条件を違反していると信じる相当な理由がある場合、または当該人物が保釈後の地域社会監督を撤回、変更、または終了するために第1203節2節に準じる聴聞に出頭しない場合、保安官は、令状またはその他の手順なく、当該人物を逮捕し、第3451節(a)号に従って、郡の監督委員会によって設立された郡機関に連行することができる。さらに、郡の監督機関から雇用された役人は、令状を請求でき、州政府法の第71622節5節に準じて任命された裁判所または指名された聴聞審査官は、当該人物の逮捕令状を発行する権限を有する。

(2) かかる裁判所または指定された聴聞審査官は、本節に基づいて提出された請願書の対象の人物が、請願について、または司法上利益のための何らかの理由で聴聞に出頭しなかったとき、令状を発行する権限を有する。また、司法上利益のための何らかの理由で、当該人物が請願の聴聞に出頭したとき、令状を発行して再拘留する権限を有する。

(3) 釈放後、地域社会の監督の対象の人物がフラッシュ収監に服している場合を除き、本項の対象となる被逮捕者に関して、裁判所はいつでも、令状の有無または撤回の請願書の提出の有無にかかわらず、裁判所が適当だと考える条件のもと、監督下にある当該人物の拘留解放を命じることができる。

(c) 撤回の聴聞会は、撤回の請願書を提出後、合理的な期間内に開催される。(b)号(3)項に規定されている場合を除き、監督下にある人物が公共安全に不当な危険性をもたらす、または拘留から解放された後、または司法上利益のために何らかの理由で出頭しない可能性があるという証拠の優位性に基づき、監督する郡機関は、当該人物が釈放後の地域社会監督を撤回する請願書について、最初の出廷まで拘留するかどうかが決定をする権限を有し、かかる決定にあたり、最初の出廷まで当該人物の拘留を命じることができる。

(d) (a)号(1)および(2)項に準じた拘留は、各拘留制裁につき、郡刑務所に180日の期間を超えてはならない。

(e) いかなる者も、釈放後地域社会の監督開始日から三年を経過した後は、第1203節2節または第3456節(b)号に準じて監督が停止した場合を除き、本表題に準じて、監督または拘留を継続してはならない。

第5節 DNAの収集

第5節1節 刑法規第296節は、以下のように修正された。

296節 (a) 次の者は、頬側スワブサンプル、右手親指指紋、両手の手のひらの掌紋、および血液検体、または本章の法施行の識別分析に準じて必要なその他の生体サンプルを提供する。

(1) 重罪に対して、有罪判決を受けた、有罪を認めた、不抗争の答弁をした、または精神障害が理由で重罪が無罪となった少年を含むあらゆる者、あるいは重罪を犯したことで、社会福祉および施設規則(Welfare and Institutions Code)第602節のもと、判決を受けた少年。

(2) 次にあげるいずれかの重罪により、逮捕または起訴された成人。

(A) 第290節に規定される重罪、第290節に規定される重罪の未遂罪、または第290節のもと性犯罪者としてCalifornia州で登録の義務を負う重罪。

(B) 殺人、故殺、または殺人未遂もしくは故殺未遂。

(C) 2009年1月1日に修正された本号を追加した法案を制定してから五年目の1日以降、重罪で逮捕または起訴されたすべての成人。

(3) 重罪、または軽罪の実行、または未遂のために第290節から第290節009節まで、または第457節1節のもと登録が義務付けられる少年を含むあらゆる者、または重罪で起訴された後、裁判所によって、精神保健施設または性犯罪者治療プログラムを紹介され、その施設またはプログラムに収容されている少年を含むあらゆる者。

(4) 次の犯罪について有罪判決を受けた、有罪を認めた、または不抗争の答弁をした少年を除くあらゆる者。

(A) 第459.5節を違反した軽罪。

(B) 第473節(a)号の違反であり、第473節(b)号に準じて軽罪として罰せられるもの。

(C) 第476a節(a)号の違反であり、第476a節(b)号に準じて軽罪として罰せられるもの。

(D) 第487節の違反であり、第490.2節に準じて軽罪として罰せられるもの。

(E) 軽罪として罰せられる第496節の違反。

(F) 安全衛生法の第11350節(a)号を違反した軽罪。

(G) 安全衛生法の第11377節(a)号を違反した軽罪。

(H) 第243節(e)号(1)項を違反した軽罪。

(I) 第273.5節を違反した軽罪。

(J) 第368節(b)号(1)項を違反した軽罪。

(K) 家族法規第6211節で被害者が定義されている軽罪。

(L) 第647節(b)号(3)項に違反した軽罪。

(4) (5) 本号で使用される「重罪」には、犯罪未遂も含まれる。

(5) (6) 本章のいかなる規定も、犯罪に適合しないものの抗弁の条件として、検体、標本、または指紋の収集および分析を禁止するものだと解釈してはならない。

(b) 本章の規定、および、行政的に可能な限り早急に検体、標本、または指紋を提出する要件は、死刑判決、仮釈放の可能性がない終身刑、無期または不確定の刑期、成人もしくは青少年が成人として扱われたその他の処分、当該人物が転換、罰金、または評価に委ねられたかどうかや、重罪を犯したと判明したか、社会福祉および施設法規の第602節のもと判決が下された少年に出された処分または配置にかかわらず、すべての適合する者に適用される。

(c) 本章の規定、および、(a)号副段落に規定された適合する者が行政的に可能な限り早急に検体、標本、または指紋を提出する要件は、精神病院またはその他の公的または私立の治療施設での収容または拘留にかかわらず適用され、少年を含む次の者が含まれるがこれに限定されない。

(1) 社会福祉および施設法規第6編第2部第2章第1条(第6300節以降)のもと精神疾患のある性犯罪者として、州立病院またはその他の治療施設に収容された者。

(2) 刑法規第3部表題1第7章第4条(第2960節以降)の条項に規定された重度の精神疾患を有する者。

(3) 社会福祉および施設法規第6編第2部第2章第4条(第6600節以降)に準じた凶悪性犯罪者と認定された者。

(d) 本章の規定は必須であり、裁判所が少年を含む個人に対する通知の有無にかかわらず適用され、保護観察、仮釈放、または心身喪失を理由とする有罪、不抗争の答弁、無罪、または(a)に規定されているいずれかの犯罪を認めた者は、データバンクおよびデータベースの検体、標本、および指紋の提供をしなければならない。

(e) 訴訟の段階において、本章によって必要とされる検体、標本、および指紋は、第296節(a)項で定義されているように、まだいずれの者からも採取されていないと検察官が判断した場合、検察官は、裁判所に対し、録音しながら口頭で、または書面で通知し、法で義務付けられる検体、標本、および指紋の収集を命じるように要求する。ただし、検察官またはその他の法執行機関が裁判所へ通知をしない場合も、該当する者は、この章に準ずる検体、標本、および指紋を提供する義務から解放されない。

(f) 裁判所は、事件の最終処分または判決の前に、本章で要求された検体、標本および指紋を入手していること、判決の概要(少年については処分の命令)に事実が含まれていることを調査し、検証する。裁判所が発行した判決の概要では、裁判所が当該人物に本章の要件に従うように命じ、当該人物は州のDNA、法医学識別データベースおよびデータバンクプログラムに含まれ、本章に従うことを示すこととする。

ただし、裁判所が検体、標本、指紋収集の検証をせず、判決の概要、または少年の場合、処分命令において、これらの事実を入力しない場合も、逮捕、抗弁、有罪、処分の無効、または本章の要件から個人の解放を無効にすることはできない。

第6節 万引き。

題6節1 刑法規第459.5節は、以下のように修正された。

459.5節 (a) 第459節にもかかわらず、万引きとは、商業施設の通常の営業時間内に営業しているとき、小売用資産または商品を窃盗する目的で商業施設に侵入することであり、かかる商業施設で取られた、または取られようとした資産価格

が九百五十ドル（\$950）を超えない場合である。その他の窃盗する目的で商業施設へ侵入することは強盗である。万引きは軽罪として処罰される。ただし、第667節(e)号(2)項(C)副項(iv)段落で規定された犯罪、または第290節(c)号に準じて登録が義務付けられる犯罪について、一つ以上の前科を有する者は、第1170節(h)号に準じて処罰することができる。

(b) (a)号で定義された万引の行為は、万引きとして起訴される。万引きで起訴された如何なる者も、同一の物の強盗、または窃盗で起訴されることはない。

(c) 「小売用資産または商品」とは、小売業において販売することを目的とする品物、製品、商品、品目、または部品を意味する。

(d) 「価値」とは、影響を受ける小売施設で宣伝された品目の小売価値で、適用される税金を含む。

(e) 本項は、銃器の盗難、偽造、第484e節に準ずるアクセスカードの不正な販売、譲渡、または権利譲渡、第484f節に準ずるアクセスカードの偽造、第484g節に準じるアクセスカードの不正使用、第368節(e)号に準じる高齢者からの盗難、第530.5節に準じる盗品の受領、横領、または個人情報の盗難、または車両規定の第10851に準じる車両の盗難または不正使用には適用されない。

第6.2節 刑法規490.2節は、以下のように修正された。

第490節2 (a) 第487節またはその他の法で定義する重窃盗罪の条項にかかわらず、盗難により金銭価値のある資産を取得し、取得した金銭、労働、不動産または動産の価格が九百五十ドル（\$950）を超えないときは軽窃盗として処罰される。ただし、第667節(e)号(2)項(C)副項(iv)段落に規定される犯罪、または第290節(c)号に準じて登録が義務付けられる犯罪について、一つ以上の前科がある場合は、第1170節(h)号に準拠して処罰することができる。

(b) 本項は、他の法律の条項に準じて違反として起訴される可能性がある窃盗については適用されない。

(c) 本項は、銃器の盗難、偽造、第484e節に準ずるアクセスカードの不正な販売、譲渡、または権利譲渡、第484f節に準ずるアクセスカードの偽造、第484g節に準じるアクセスカードの不正使用、第368節(e)号に準じる高齢者からの盗難、第530.5節に準じる盗品の受領、横領、または個人情報の盗難、または車両規定の第10851に準じる車両の盗難または不正使用には適用されない。

第7節 連続窃盗。

第7.1節 第490.3節は、以下のように刑法規に追加される。

第490.3節 (a) 本節は以下の犯罪に適用される。

(1) 軽窃盗。

(2) 万引き。

(3) 重窃盗。

(4) 侵入窃盗。

(5) 自動車乗っ取り。

(6) 強盗。

(7) 第368節(d)号または(e)号の意味における、高齢者または扶養成人に対する犯罪。

(8) 第496節の違反。

(9) 車両法規第10851節の意味における、車両の違法な取得または運転。

(10) 偽造。

(11) 第484e節に準じるアクセスカードの違法な販売、譲渡、または権利譲渡。

(12) 第484f節に準じるアクセスカードの偽造。

(13) 第484g節に準じるアクセスカードの不正使用。

(14) 第530.5節に準じる個人情報の盗難。

(15) 車両法規第10851節に準じる車両の盗難または不正使用。

(b) 第1170節(h)号(3)項、第1170.12節(a)号(2)項および(4)項、および第667節(c)号(2)項および(4)項にもかかわらず、(a)号に規定する別々の機会に行われた二つ以上の犯罪について有罪判決を受けた後に、軽窃盗または万引きで有罪判決となり、取得した金銭、労働、または動産もしくは不動産の価値が二百五十ドル（\$250）を超えるものについては、一年以下、郡刑務所に収監するか、第1170節(h)号に準じて収監の処罰となる。

(c) 本節は、本節に違反する同一の犯罪取引から生じた法律違反に対して、該当する者が起訴されることを禁止しない。

第8節 組織的店舗窃盗。

第8.1節 第490.4節は、以下のように刑法規に追加される。

第490.4節 「小売り用資産または商品」とは、小売業において販売することを目的とする品物、製品、商品、品目、または部品を意味する。

(b) 「価値」とは、影響を受ける小売施設で宣伝された品目の小売価値で、適用される税金を含む。

(c) 一人以上の他人と共同して行動し、合計金額二百五十ドル（\$250）を超える小売資産または商品を第459.5節または490.2節に準じて二件以上の窃盗を犯し、180日以上期間、違法に資産を取得した者は組織的店舗窃盗罪となる。

(d) 第1170節(h)号(3)項、第1170.12節(a)号(2)項および(4)項、第667節(c)号(2)項および(4)項にもかかわらず、組織的店舗窃盗は、一年以下の郡刑務所での収監、または第1170節(h)号に準じて収監の処罰を受ける。

(e) 本節の適用上、共同で盗難を行った小売資産の価値を、一つの数字または料金に集計することができ、盗難の程度を決定する際には、全小売商品の価値の合計が考慮される。

(f) 本項に基づく犯罪は、基礎となる窃盗が別個の犯罪として起訴される郡では、起訴することができる。

(g) 本節は、本節に違反する同一の犯罪取引から生じた法律違反に対して、該当する者が起訴されることを禁止しない。

第9節 修正。

本法案は、州議会によって修正されない。ただし、法案の目的、認定および宣言を促進する法規で、議事録に記入された氏名点呼投票、各議員の四分の三の賛成で各議院で可決された場合、または投票者が賛成したときのみ効力を生ずる法規による場合を除く。

第10節 可分性。

本法案のいずれかの条項、いずれかの条項の一部、またはいずれかの者あるいは状況に対するその適用が、何らかの理由により無効または違憲と判断される場合、無効または違憲の条項、あるいは適用なく効力を生じる残りの条項および適用は、影響を受けることなく、完全に効力を有し、そのため本法案の条項は分離可能である。

第11節 抵触する発案権。

(a) 本法案および憲法第1条第32節に準ずる仮釈放の考慮、仮釈放および釈放後のコミュニティ監督の撤回、DNA収集、または窃盗罪に取り組む他の法案が同一州の州投票で提示された場合、他の法案の条項は、本法案と抵触するとみなされる。この法案がこれと抵触するとみなされる法案よりも多数の賛成票を得た場合には、この法案の規定が全体として優先し、他の法案は、無効とする。

(b) 本法案が投票者によって承認されたが、同一の選挙において投票者によって承認された他の抵触する法案によって法律によって代替され、かつ、抵触する投票措置が後に無効とされる場合には、本法案は、自己執行的であり、かつ、完全な効力を有する。

提案21

本投票対象法案はCalifornia憲法の第11条第8節の規定に従って州民に提出される。

この発案法案により、民法に項を修正する。よって、削除することを提案された現行の規定は取消線を入れて印刷され、追加することを提案された新しい条項はイタリック体で印刷されて新規部分であることを示す。

提案された法

賃貸料適正化法案（Rental Affordability Act）

California州の州民はここに以下を制定する。

第1節 表題。

本法案は「賃貸料適正化法案」として知られ、称される。

第2節 所見および宣言。

California州民はここに以下を宣言する。

(a) 今まで以上に多くのCalifornia州民（1700万人以上）が住宅を借りている。California州の統計によると、同州の住宅所有率は1940年以来最低水準まで落ち込んだ。ミレニアル世代後半の四分の一（25～34歳）はいまだに両親と同居している（米国国勢調査）。

(b) 住宅の賃貸価格は近年急騰している。Californiaの平均賃貸価格は国内の他の州よりも高く、全50州のうち、Californiaの賃貸価格は四番目に高い。

(c) 住宅賃貸価格が上昇した結果、California州の大半の賃貸人は収入の30パーセント超を家賃の支払いに費やし、住宅費が過度な負担となっている。賃貸世帯の三分の一は収入の50パーセント超を家賃に費やしている。

(d) National Low Income Housing Coalitionによると、最低賃金を得ているCalifornia州民が平均的な1ベッドルームのアパートを借りるためには週に92時間働く必要がある。

(e) 住宅不安に直面している家族は、家賃の支払いと他の必需品を満たすことのどちらかの選択に迫られ、健康状態にも大きな悪影響をもたらして

いる。不安定な住宅と健康状態の悪化に苦しむ労働者は、仕事を維持するために奮闘し、貧困やホームレスに追いやられる。

(f) California Teachers Association、California Nurses Association、および国際サービス従業員労働組合 (SEIU) といった労働組合は、適正価格住宅を組合員の優先事項としている。California州都心の教師たちは、給料の40パーセント～70パーセントを家賃に支払っており、多くは家賃を支払うために職場から一時間以上かかる場所に住まざるを得ない。

(g) Californiaはアメリカの総人口の12パーセントでしかないが、同州には国内のホームレス人口の22パーセントが集中している (California Department of Housing and Community Development)。

(h) UCLA Anderson Forecastの2018年の調査によると、家賃の中央値の上昇と、路上や一時的収容施設に住む人の数の間には、強い関連があることがわかった。個人のリスク要因と組み合わせると、市場に適正価格の住宅が少ないことは、ホームレスが増加する原因となる。

(i) ホームレスは主要な公衆衛生問題である。Health Care for the Homeless Councilによると、ホームレスの人々は早期に亡くなる可能性が三～四倍高くなり、伝染性疾患で亡くなる可能性が高いという。

(j) Centers for Disease Control and Prevention (疾病予防管理センター) によると、影響を受けやすい立場の人々は、その近隣地域の高級化によって家を退去させられ、平均余命の短縮、癌の発生率の増加、出生異常の増加を警告している。

(k) 住宅費の高騰は交通渋滞を悪化させ、通勤者は職場から遠い場所に住まざるを得なくなり、通勤時間が長くなることで環境に悪影響を与える。Pew Charitable Trustsによる報告書では、片道90分以上かけて通勤しているCalifornia州民の数は2010年から2015年の間に40パーセント増加した。この増加は職場の近くに適正価格の住宅が不足していることの直接的な結果である。

(l) 家賃の安定は、賃貸人、州の経済、環境、および公共サービスに幅広い利益をもたらすという証拠が増えている。

第3節 目的および意図。

California州民はこれにより以下の目的および意図を宣言し本法案を制定する。

(a) Californiaの市や郡が、家賃管理方針を策定および実施できるようにすることで、賃貸人がその管轄区内で適切で手頃な価格の住宅を見つけて購入できるようにする。

(b) 何百万人ものCalifornia州の賃借人の生活の質を向上し、危機的な住宅の課題に直面している、またはホームレス状態にあるCalifornia州民の数を減らす。

(c) California州全体のコミュニティに影響を及ぼす立ち退きや移動の流れを食い止める。

(d) 住宅用不動産が建物使用許可証を受領してから少なくとも15年が経過している場合には、市、郡、または市および郡が、当該不動産の賃貸料を規制する地方の法律を行使できるように認める。

(e) 地方の法で、空き室後の賃貸料を管理することを認める一方で、家主が空き室になった部屋の賃貸料を、地方の条例のもと許可されているその他の増加に加え、その後の三年間で空き室の賃貸料を15パーセントを超えない範囲で上げること認める。

(f) 一または二つの住居の所有者は、地方の賃貸管理法から免除する。

第4節 民法第1954.50節は、以下のように修正された。

第1954.50節 本章はコスタ=ホーキンス賃貸住宅適正化法、称される(Costa-Hawkins Rental Housing Affordability Act)。

第5節 民法第1954.52節は以下のように修正された。

第1954.52節 (a) 法律のその他の条項に関わらず、居住用不動産の所有者は以下のいずれかに該当する居住施設またはユニットの当初およびそれ以降のすべての賃貸料を決定することができる。

(1) 所有者が最初またはそれ以降の賃貸料を設定しようとした日から15年以内に最初の建物使用許可証が1995年2月1日以降に発行されている。

(2) 新築ユニット向け地域免除に準じて、1995年2月1日以前に公共団体の居住賃料制限命令からすでに免除されている。

(3) (A) その他の住居ユニットの権限は譲渡可能で分離できるか、事業および職業法 (Business and Professions Code) の第11004.5節(b)、(d)、または(f)号で規定されたように、分譲地における分割できる権利であり、所有者は二つ以下の住居または住宅ユニットを所有している自然人である。

(B) 本項は以下のいずれにも適用されない。

(i) 以前の借用期間が所有者により第1946.1項に準じた通知により終了された、または第827節に準じて通知された賃借期間の変更により終了した居住施設またはユニット。

(ii) 分割者により善意の有償での買い手に対して分割して売却していないコンドミニアム形式の居住施設またはユニット。本章の適用上、ユニットの当初

賃貸料は、本章の他の条項で規定される賃料でない限り、2001年5月7日に有効な合法的賃料である。しかし、コンドミニアム形式の居住施設またはユニットが副項(a)の(1)項または(2)項の基準を満たす、または一つを除く居住施設またはユニットが分割者により善意の有償での買い手に分割して売却され、さらに分割者が売却せずに残ったコンドミニアム形式の居住施設またはユニットを、分割後少なくとも一年間にわたり自身の主な住居として占有している場合、当該未売却のコンドミニアム形式の居住施設またはユニットについては、(3)項の副項(A)が適用される。

(C) 当初またはそれ以降の賃料が1995年1月1日有効の命令または勅許条項により支配されている場合、以下が適用される。

(i) 本項に記載の不動産の所有者は、1999年1月1日に有効なすべての既存および新規借用に対する当初およびそれ以降の全期間の賃貸料を設定する。

(ii) 1999年1月1日以降、本項に記載の不動産の所有者は、以前の借用が1995年12月31日に有効であった場合、新規借用に対する当初およびそれ以降の全期間の賃貸料を設定する。

(iii) 本項に記載の居住施設またはユニットの当初賃貸料は、当初賃貸料が1995年1月1日に有効な命令または勅許条項により制御されている場合、1999年1月1日まで、第1954.53節の(c)号に準じて算出された金額を超過しない。本項に記載の居住用不動産の所有者は、1999年の1月1日までに、賃借人が自発的に退去、放棄、または民事訴訟法第1161節(2)項に準じて強制退去させられた居住施設またはユニットのみに対して当初およびそれ以降の全期間の賃貸料を決定する。

(b) (a)号は、所有者が直接的な出資、または政府法規の表題7区分1第4.3章(第65915節以降)に指定されたあらゆる形式での支援を考慮して、公共機関との契約により合意している場合は適用されない。

(c) 本節のいずれも、立ち退きのベースを調整または監視するために存在している公共機関の権限に影響を与えない。

(d) 本項は、相当の健康、安全、火災、または建築基準法違反を伴う居住施設またはユニットには適用されないが、政府機関により証書が発行された大災害により引き起こされたもので、空室以前六ヶ月以上にわたり軽減がなかった場合を除く。

(e) California州の法律に準じて、土地所有者の土地についての適正利益率権利は市、郡、または市と郡により制定された勅許条項、命令、または規制によって削減されないものとする。

第6節 民法第1954.53節は以下のように修正された。

1954.53. (a) 法律の他の規定にかかわらず、また、第1954.52節および本節の(b)号に規定されている場合を除き、市、郡、または市と郡は、勅許条項、命令、または規制により、居住用不動産の当初およびそれ以降の全期間の賃貸料を制御する。居住用不動産の所有者は、以下のいずれかに該当する場合を除いて、住居施設またはユニットの当初賃貸料を設定する：

(1) 以前の借用が、第1946.1項に準じた通知に基づき所有者によって終了された、または第827項に準じて通知された賃借期間の変更により終了した。ただし、法により賃料の変更が許可されている場合は除く。本項の目的で、要件を満たした借用に対する賃貸料を制限する、政府機関との契約または合意の所有者による終了または非更新は、第827項に準じた借用条項の変更と解釈される。

(A) 命令または勅許条項により居住施設またはユニットの賃貸料が制御されている管轄区では、要件を満たした借用に対する賃貸料を制限する、政府機関との契約または合意を終了した、または更新しなかった所有者は、当該契約または合意の終了または非更新日以降三年間は、当初賃貸料を設定しない。3年間の間に設定された新規借用がある場合、空き家だった居住施設またはユニットに設定された新規借用の賃貸料は、要件を満たした借用に対する賃貸料を制限する政府機関との終了したまたは更新されなかった契約または合意の下での賃貸料に加えて、当該契約または合意の終了または取消後に認可された増加分を合わせた賃貸料である。

(B) 副項(A)は、要件を満たした借用に対する賃貸料を制限する、政府機関との所有者の契約または合意に準じて、2000年1月1日に設定された12ヶ月以上の新しい借用に適用されない。これは当該居住施設またはユニットでの以前の空き室が、当該副項に規定された要件を満たした借用に対する賃貸料を制限する政府機関との更新されなかった、または取り消された契約または合意に準じている場合を除く。

(2) 所有者が直接的な出資または、政府法規の表題7区分1第4.3章(第65915項以降)に指定されたまたはそれ以外のあらゆる形式での支援を考慮して、公共機関との契約により合意している場合は適用されない。

(3) 居住施設またはユニットの当初賃貸料は、当初賃貸料が1995年1月1日に有効な命令または勅許条項

により制御されている場合、1999年1月1日まで、(c)号に準じて算出された金額を超過しない。

(b) (a)号は、同借地人、リース借手、正式な準借地人、正式なサブリース借手による、最初の雇用の賃貸料設定時に本人が占有していた全期間に対する、最初の雇用の更新に適用され、これに含まれる。

(c)

(b) 勅許条項、命令または規制により居住施設またはユニットの当初賃貸料が制御されている管轄区では、居住施設またはユニットの当初賃貸料は、当初賃貸料が1995年1月1日に有効な命令または勅許条項により制御されている場合、1999年1月1日までに、本号に準じて設定される。以前の賃借人が自発的に退去、放棄、または民事訴訟法第1161項(2)項に準じて強制退去させられた場合、居住施設またはユニットの所有者は、三回に限り、空室になったまたは放棄された居住施設またはユニットの当初賃貸料を、本号に準じて設定された当初賃貸料と、その後の三年間の賃貸料の増加との組み合わせで、直前の借用の実質的な賃貸料の15パーセントを超過しない金額、または比較可能なユニットの一般的な市場賃貸料の70パーセントにあたる金額のうち、どちらか大きい方の金額に設定する。

本号に準じて認可あるいは設定された当初賃貸料における増加分は、地方の法律に準じて認可された賃貸料の増加分を代替または置換しない。

(d) (1) 本節または法律のその他の条項のいずれも、対象となる賃貸ユニットがサブリースされる場合、賃貸料の賃貸契約における明示的な設定を不可能にするとみなされないものとする。本節のいずれも、1996年1月1日以前に締結された契約義務を損なうとはみなされないものとする。

(2) 賃貸契約に準じて居住施設またはユニットに占有していた元の占有者が、当該物件に居住していない場合、所有者は1996年1月1日以前に居住施設またはユニットに居住していない合法的な転借人または受託者に対して、本節により許可された金額分賃貸料を上乗せすることができる。

(3) 本号は、一人以上の敷地の占有者が、上述の所有者との契約に準じて、居住施設またはユニットを合法に所有する占有者であり続けている、または1996年1月1日以前に居住施設またはユニットに居住していた合法的な転借人または受託者であるような居住施設またはユニットの部分的な変更には適用されない。本節の記載のいずれも、転借人または受託

者への同意を留保する所有者の権利を拡大または縮小するとはみなされないものとする。

(4) 所有者による賃貸料の受領は、所有者が契約の当事者でありその後賃貸料を受け入れた賃貸人から書面による通知を受領しない限り、転借または譲渡を禁止している契約の放棄または執行の防止、あるいは当初賃貸料を設定する所有者の権利の放棄とはみなされない。

(e) (c) 本節のいずれも、立ち退きの理由を調整または監視するために存在している公共機関の権限に影響を与えない。

(f) 本節(d)(b)号は、以下のすべての条件を満たす場合、居住施設またはユニットには適用されない：

(1) 居住施設またはユニットが、災害による違反を除き、衛生安全法規の第17920.3節に定義されている、重大な健康、安全、火災、または建築法に違反していると、該当する政府機関による検査報告書で言及されている場合。

(2) 上記が空室日から少なくとも60日前に発行されている場合。

(3) 言及されている違反が、以前の賃借人の退去時に弱まっておらず、60日以上そのままの状態であった場合。しかし、60日期間は、当該言及を行った該当の政府機関により延長される場合がある。

第7節 偏見のない解釈。

本法案はその目的を達成するために幅広く解釈される。

第8節 修正および廃止。

California州憲法の第II条第10節(c)号に準じて、州議会は氏名点呼投票により三分の二の賛成票を得、知事の署名を得ることで上院下院を通過した法規により本目的を促進させるために、本条項を修正することができる。有権者の大多数による承認を得ない限り、いずれの法規も、本法案により市、郡、または市と郡に回復された住居の賃貸料を設定する権限が有効になることを制限または削減しない。

第9節 分離。

本法のいずれの規定、または人あるいは状況へのその適用が無効である場合、その無効性は無効な規定または適用なしに有効とすることができる本法の他の規定または適用に影響せず、よって本法の本規定は分離可能とする。

第10節 相反する法案。

住居の賃貸料を設定する地方政府機関の権限に関する本法令およびその他の法案が、同一の州選挙投票

に現れた場合は、その他の法案の条項は本法令に矛盾するとみなされる。本法令が、それと矛盾するとみなされるその他の法案よりも多数の賛成票を獲得した場合、本法令の条項が有効となり、その他の法案は無効となる。

提案22

本投票対象法案はCalifornia憲法の第II条第8節の規定に従って州民に提出される。

この発案法案は、節を事業および職業条例 (Business and Professions Code) に追加し、歳入および課税条例 (Revenue and Taxation Code) の1節を修正するものである。そのため、提案された新規条項はイタリック体で追加および印刷され、それらが新規であることを示す。

提案された法

第1節 第10章5 (第7448節以降) は、事業および職業条例 (Business and Professions Code) の第3区分に以下の通り追加された：

第10章5 アプリベースの運転手およびサービス

第1条 表題、認定、宣言、目的の表明

7448. 表題。本章は、アプリベースの運転手およびサービスの保護法案 (Protect App-Based Drivers and Services Act) として認知され、引用されるものとする。

7449. 認定および宣言。California州民はここに以下を宣言する：

(a) 何十万人ものCalifornia州民が、現代経済における独立請負業者として、いつ、どのように就労するかを決定する柔軟性を確保しつつ収入を得る手段として、アプリベースの配車および配送プラットフォームを用いて就労することを選択し、乗客を輸送し、食品、食料、その他の商品を配達している。

(b) これらのアプリベースの配車および配送サービスを行う運転手には、子供が学校にいる時間に柔軟なスケジュールで就労することを希望する親、講義の合間に収入を得ることを希望する学生、固定収入を補う、または社会との接点を保つために週に数時間配車または配達サービスを行う退職者、転勤の多い軍勤務者の配偶者やパートナー、California州の高額な生活費に苦しみ、追加の収入を得る必要のある家族が含まれる。

(c) California州の何百万人という消費者、事業者、および州の経済全体が、アプリベースの配車および配送プラットフォームを使用して就労する独立請負業者によるサービスの恩恵を受けている。アプリベースの配車および配送サービスを行う運転手は、人々に便利で手頃な交通手段を提供し、薬物の影響

下での運転や飲酒運転を減少させ、高齢者や障害者の移動能力を改善し、自家用車を購入できない家族に新たな交通手段を提供し、食料品店、飲食店、小売業者、地域事業者とその顧客に新たな手頃で便利な配達手段を提供している。

(d) しかし、近年の法律は何十万人というCalifornia州民の柔軟な就労の機会を奪いかねないものであり、彼らを固定シフトや必須労働時間といった形での就労に追い込み、職種、労働時間について彼ら自身で決定する能力を奪っている。

(e) California州民が引き続き自由に職種を選択し、就労時間を決定し、複数のプラットフォームや企業と取り引きができるよう、また同時に消費者、中小企業、California州経済に恩恵を与えているアプリベースの配車および配送サービスへのアクセスを保全できるように、California州民がアプリベースの配車および配達プラットフォームを州全域で用いてサービスを提供する独立請負業者として就労するための能力を保護する必要がある。

(f) アプリベースの配車および配送サービスを提供する運転手は、経済的安定を保証されるべきである。本章は、独立して就労するための彼らの自由を保護しつつ、現行の法律では得られない給付と保護をこれらの労働者に提供するために必要である。これらの給付と保護には、患者保護及び購入可能な医療の提供に関する法律 (Affordable Care Act, ACA) に基づいて要求される平均拠出額と一致する医療費補助、最低賃金の120パーセントに関連付けられた最高額を定めない形の新しい最低収入保証、車両経費の補償、勤務中の傷害をカバーする労働災害保険、差別や性的嫌がらせに対する保護が含まれる。

(g) California州法と配車および配送ネットワーク会社は、アプリベースの配車および配達サービスを提供する運転手が独立請負業者として就労する権利に影響を及ぼさない形で運転手と消費者両方の安全を保護すべきである。そうした保護措置には、最低限、運転手の犯罪歴の確認、薬物や飲酒に関連する犯罪を一切許容しないポリシー、運転手に対する安全トレーニングが含まれるべきである。

7450. 目的の表明。本章の目的は以下の通りである：

(a) California州民が、配車および配送ネットワーク会社と共に州全域で独立請負業者として就労することを選択するための基本的な法的権利を保護する。

(b) アプリベースの配車および配送サービスを提供する運転手全員が、いつ、どこで、どの程度就労するかを自ら決定する柔軟性を持てるよう、個人的権利を保護する。

(c) 配車および配達ネットワーク会社に、アプリベースの配車および配送サービスを提供する運転手に対し、最低報酬レベル、勤務中の傷害をカバーする

21

22

保険、自動車事故保険、資格を有する運転手への健康保険補助費、性的いやがらせと差別に対する保護、必須の契約上の権利と異議申し立てプロセスを含む新たな保護と給付の提供を義務付ける。

(d) アプリベースの配車および配送サービスを提供する運転手が顧客や一般の人々に脅威を与えることのないよう、犯罪歴の確認、運転手に対する安全トレーニング、その他の安全条項を義務付けることにより、公共の安全性を高める。

第2条 アプリベースの運転手の独立性

7451. 独立性の保護。労働法 (Labor Code)、失業保険法 (Unemployment Insurance Code)、および命令、規制、産業関係局あるいは産業関係局内の役員会、部門または委員会の意見を含むがこれらに限定されないその他の法律の規定にかかわらず、次の条件が満たされている場合、アプリベースの運転手は、ネットワーク会社と本人の関係において、独立した請負業者であり、従業員あるいはエージェントではない：

(a) ネットワーク会社は、アプリベースの運転手がネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションあるいはプラットフォームにログインしなければならない特定の日、時間、最低時間数を一方的に決定することはない。

(b) ネットワーク会社は、ネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションあるいはプラットフォームへのアクセスを維持するための条件として、アプリベースの運転手に特定の配車サービスまたは配送サービスを受け入れるよう要求しない。

(c) ネットワーク会社は、アプリベースの運転手が他のネットワーク会社を介して配車サービスまたは配送サービスを行うことを従事時間中を除き、制限しない。

(d) ネットワーク会社は、アプリベースの運転手が他の合法的な職業または企業で働くことを制限しない。

7452. 契約および契約終了条項。(a) ネットワーク会社およびアプリベースの運転手は、運転手がネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションあるいはプラットフォームへのアクセス権を得る前に、書面による契約を交わすものとする。

(b) ネットワーク会社は契約に定められた根拠に基づくのではない限り、アプリベースの運転手の契約を打ち切らないものとする。

(c) ネットワーク会社は、ネットワーク会社により契約を打ち切られたアプリベースの運転手に、異議申し立てプロセスを提供するものとする。

7452.5. 影響を受けない独立性。本章の第3条 (第7453項以降) から第11条 (第7467項以降) までのいずれも、第7451節に記載された条件が満たされているネットワーク会社とアプリベースの運転手の間の関係を変更すると解釈されないものとする。

第3条 報酬

7453. 収入の保証。(a) ネットワーク会社は、各収益期間ごとに、アプリベースの運転手が本節に記載された最低純利益を下回らない額の報酬を得られるようにするものとする。最低純利益の規定により、アプリベースの運転手のための、減額不可の保証された最低レベルの報酬が設定される。最低純利益の規定が、最低純利益を上回る額の報酬をアプリベースの運転手が得ることを禁じることは一切ない。

(b) ネットワーク会社は各収益期間ごとに、その期間のアプリベースの運転手の純利益と最低純利益を比較するものとする。アプリベースの運転手の収益期間の純利益がその収益期間の最低純利益を下回った場合は、ネットワーク会社は次の収益期間までにアプリベースの運転手に差額を支払うものとする。

(c) いかなるネットワーク会社あるいはエージェントも、顧客からアプリベースの運転手に支払われた、または贈与された、または残されたチップあるいはその一部を受け取ったり保持したりせず、または、配車あるいは配送に関して支払われたチップに基づいて、アプリベースの運転手の配車や配送に起因する収益から金額を差し引かないものとする。顧客にクレジットカードでチップを払うことを認めているネットワーク会社は、アプリベースの運転手に対しクレジットカードの領収書に示されている顧客からのチップを全額支払うものとする。この際、クレジットカード会社によりネットワーク会社に課金されるクレジットカード決済に起因する手数料や費用は差し引かない。

(d) 本章では、以下の定義が適用される：

(1) 「適用可能な最低賃金」とは、州がすべての産業に義務付けている州の最低賃金、または乗客や輸送物の集荷が、すべての産業に一般的に適用される最低賃金より高い最低賃金を定めている地方政府の域内で行われる場合は、その地域の最低賃金を指す。適用可能な最低賃金は、乗客や輸送物の集荷がどこで行われるかに応じて決定されるものとし、その配車または配送を完遂するのにかかった全時間に適用されるものとする。

(2) 「収益期間」とは、ネットワーク会社が設定した、連続した14暦日を超えない支払い期間を指す。

(3) 「純利益」とは、その金額が以下の両方の基準を満たす場合に、アプリベースの運転手が収益期間に獲得する収益を指す：

(A) この金額にはチップ、道路使用料、クリーニング代、空港使用料、その他の顧客に転嫁すべき費用は含まれない。

(B) この金額にはインセンティブや他のボーナスが含まれる場合がある。

(4) 「最低純利益」は、任意の収益期間の、以下から構成される総額を指す：

(A) 全従事時間について、その従事時間に適用可能な最低賃金の120パーセントを合計した金額。

(B) (i) 本項に記載された車両経費に対する1マイルあたりの補償額に、任務遂行のために走行した総従事マイル数をかけた金額。

(ii) 本章の発効日以降および2021年の一年間は、車両経費の1マイルあたりの補償額を1マイルあたり30セント（\$0.30）とする。2021年以降の暦年については、従事マイルあたりの補償額は条項(iii)に従って調整されるものとする。

(iii) 2021年以降の暦年については、条項(ii)に記載された車両経費の1マイルあたりの補償額は、アメリカ合衆国労働省労働統計局（United States Bureau of Labor Statistics）が発表する、全都市消費者物価指数（Consumer Price Index for All Urban Consumers, CPI-U）に示されたインフレーションによる物価の上昇を反映させ、毎年調整するものとする。本副項により求められる調整額を、財務長官室（Treasurer's Office）が計算し公表するものとする。

(e) 本節のいずれも、アプリベースの運転手の収益期間ごとの純利益が(b)号に示されたその収益期間の最低純利益と同等かそれを上回る限り、ネットワーク会社が、任意の配車または配送に対しアプリベースドライバーに特定の金額の報酬を提供するという意味には解釈されないものとする。誤解を避けるために記すと、本節に示された最低純利益は、各収益期間の平均ベースで計算される場合がある。

第4条 給付

7454. 健康保険補助費。(a) ネットワーク会社は、患者保護及び購入可能な医療の提供に関する法律（ACA）に基づいて要求される平均拠出額と一致するよう、本節の記載にあてはまる有資格のアプリベースの運転手に対し四半期ごとに健康保険補助費を提供するものとする。ネットワーク会社のプラットフォームにおいて、暦年の四半期中、一週間あたりの平均従事時間が以下に合致するアプリベースの運転手は、ネットワーク会社から次のように補助を受領するものとする：

(1) 暦年の四半期中、一週間あたりの平均従事時間が25時間以上の場合、四半期の各月に対し、該当する月平均Covered California保険料の平均ACA拠出金の100パーセントと同額、またはそれを上回る額が支払われる。

(2) 暦年の四半期中、1週間あたりの平均従事時間が15時間以上25時間未満の場合、四半期の各月に対し、該当する月平均Covered California保険料の平均ACA拠出金の50パーセントと同額、またはそれを上回る額が支払われる。

(b) ネットワーク会社は、各収益期間の終了時に、以下の情報をアプリベースの運転手に提供するものとする：

(1) その収益期間に、アプリベースの運転手がネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームに蓄積した従事時間数。

(2) その時点までの現在の暦日四半期中に、アプリベースの運転手がネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームに蓄積した従事時間数。

(c) Covered Californiaは、本項に従って補助費を受領するアプリベースの運転手がCovered Californiaを通じて医療保険に加入することを許可することが適切だとみなした場合、規制を採択または修正する可能性がある。

(d) (1) ネットワーク会社は(a)号に記載された健康保険補助費を提供する条件として、アプリベースの運転手に対し、要件を満たす健康保険に現在加入していることを示す証拠を提出するよう要求する場合がある。現在の加入を示す証拠には、医療保険の会員証、IDカード、その医療保険からの補償範囲を示す証拠や開示フォーム、あるいは医療費を請求するのに必要な請求フォームやその他の書類などが含まれるが、これに限定されない。

(2) アプリベースの運転手は、副項(1)に記載されている加入の証明を提供するにあたっては、暦日四半期の終わりから15暦日以上を与えられるものとする。

(3) ネットワーク会社は(a)号に基づき暦日四半期が終了してから15日以内、またはアプリベースドライバーが(1)項に記載された加入の証拠を提出してから15日以内のどちらか遅い方の期間内に、暦日四半期に支払うべき健康保険補助費を提供するものとする。

(e) 本節では、暦日四半期は以下の四つの期間を指す：

(1) 1月1日から3月31日。

(2) 4月1日から6月30日。

(3) 7月1日から9月30日。

(4) 10月1日から12月31日。

(f) 本節のいずれも、アプリベースの運転手が一社以上のネットワーク会社から健康保険補助費を受領することを妨げるものとして解釈されないものとする。

(g) 2020年12月31日までに、およびそれ以後の各9月1日までに、Covered Californiaは翌暦年のCovered Californiaブロンズ健康保険の州全体の平均月額保険料を公表するものとする。

(h) 本節は、アメリカ合衆国またはCalifornia州が本節に定められた補助費の受領者に対する補償範囲を拡大する普遍的医療システムまたは実質的に同様のシステムを実施する場合には無効となるものとする。

7455. 損失および責任の保護。ネットワーク会社が以下の保険を扱う、提供する、あるいは利用できるようにしない限り、いかなるネットワーク会社もCalifornia州で90日を超えて営業してはならない。

(a) アプリベースの運転手がネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームでオンライン上にいる際に被った障害に起因する医療費や損失利益をカバーする、アプリベースの運転手のための労災保険。保険は少なくとも以下を提供するものとする：

(1) 少なくとも最大100万ドル (\$1,000,000) をカバーする、発生した医療費に対する補償。

(2) (A) アプリベースの運転手が障害を負った日付時点ですべてのネットワーク会社から得ていた平均週次収入の66パーセントと同額の障害給付金。障害を負った後最初の104週間までの週ごとの最低および最高の支払い率は、労働法第4453節の(a)号に従って決定される。

(B) 「平均週次収入」とは、アプリベースの運転手がすべてのネットワーク会社から、補償対象となる事故が発生する前の28日間で得た総額を4で割ったものを指す。

(b) アプリベースの運転手がネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームでオンライン上にいる際に負った障害が死に至るものだった場合、アプリベースの運転手の配偶者、子供、あるいはその他の扶養者に補償を行うための死亡事故保険。本副項では、葬式費用および死亡給付金は労働法第4701節および第4702節に従って決定されるものとする。

(c) 本節では、「オンライン」とは、アプリベースの運転手がネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームを使用し、ネットワーク会社から配車または配送サービスの要請を受けられる時間、あるいは業務に従事している時間を指す。

(d) (a)号および(b)号に定められた労災保険または死亡事故保険は、障害を負ったアプリベースの運転手が一つ以上の他のネットワーク会社のプラットフォームで業務に従事している、またはアプリベースの運転手が個人的な活動をしていて、オンラインであるが従事時間外である時に発生した事故をカバーする必要はないものとする。二つ以上のネットワーク会社により維持されている労災保険または死亡事故保険により事故が補償された場合、請求が提出されたネットワーク会社の保険会社は、一つ以上の他のネットワーク企業に帰せられる補償の比例配分に対する出資を、(a)号および(b)号に記載された適用範囲と制限まで求める権利を持つ。

(e) 本項に含まれる(a)号または(b)号に基づきアプリベースの運転手に提供される給付は、保険法 (Insurance Code) 第2目第3編第1章の第2条 (第11580節以降) に基づき提供される保険で支払われる額を決定するために、労働者補償法または障害給付に基づいて支払われる額と見なされるものとする。

(f) (1) 公共の利益のため、第7463節で定義されたDNCは、一回の発生につき少なくとも100万ドル (\$ 1,000,000) の自動車賠償責任保険を維持し、従事中のアプリベースの運転手が車両の操作により直接的に第三者に怪我や損失を与え、車両が保険法第11580.1節の(b)号に準拠するポリシーでカバーされていない場合にこれを補償するものとする。

(2) 公共の利益のため、第7463節で定義されたTNCは、公共事業規定 (Public Utilities Code) 第2目第8章第7条 (第5430節以降) に定められているように賠償保険を維持するものとする。

(3) 公共の利益のため、セクション7463で定義されたTCPは、公共事業規定第2目第8章第4条 (第5391節以降) に定められているように賠償保険を維持するものとする。

第5条 差別の禁止と公共の安全

7456. 差別の禁止。(a) ネットワーク会社が、アプリベースの運転手またはアプリベースの運転手候補に対し、人種、肌の色、祖先、国籍、宗教、信条、年齢、身体的または精神的障害、性、性別、性的指向、性同一性または表現、病状、遺伝情報、配偶者の身分、軍隊または退役軍人の身分を根拠として、ネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションの契約を拒否、終了、または解除することは、真正な職業資格または公共またはアプリベースの運転手の安全上の必要性に基づく場合を除き、違法な行為である。

(b) 本節に従って提起された申し立ては、Unruh公民権法 (Unruh Civil Rights Act) (民法第51節) によって確立された手続きに基づいてのみ提起され、その要件と救済措置によって管理されるものとする。

7457. 性的嫌がらせの防止。(a) ネットワーク会社はアプリベースの運転手や配車サービスまたは配送サービスを利用する人々を保護する目的で、性的嫌がらせに関するポリシーを策定するものとする。ポリシーはネットワーク会社のインターネットウェブサイトで公開されるものとする。ポリシーは、少なくとも、以下のすべての事柄を網羅するものとする。

(1) 以下を含む性的嫌がらせとなる可能性のある行為を特定する。望まれていない性的誘いかけ。いやらしい目つきで見る、ジェスチャー、または性的連想をさせるもの、写真、漫画、ポスターの表示。名誉を毀損するコメント、あだ名、中傷、ジョーク。あからさまなコメント、性的に下品な言葉、挑発的

または猥褻なメッセージや招待状。体への接触または攻撃、および動きの妨害または遮断。

(2) ネットワーク会社、および多くの場合において法律が、アプリベースの運転手や配車サービスまたは配送サービスを利用する顧客による禁止されている嫌がらせを禁止していることを示す。

(3) アプリベースの運転手、顧客、および配車サービスを利用する乗客が、できる限り機密性を確保しながら苦情を申し立てられるプロセスを確立する。公平でタイムリーな調査。調査プロセスで収集した情報に基づく是正措置および解決策。

(4) アプリベースの運転手と配車サービスまたは配送サービスを利用する顧客が、迅速に問題を解決できるように苦情の申し立てを電子的に行える機会を提供する。

(5) ネットワーク会社が不品行の申し立てを受けた場合、ネットワーク会社は収集した情報に基づき適切な結論を下すため、公平、タイムリー、かつ徹底的な調査を行うことを示す。

(6) アプリベースの運転手と配車サービスまたは配送サービスを利用する顧客が善意に基づく苦情を申し立てた結果、あるいは他のアプリベースの運転手、顧客、または配車サービスを利用した乗客に対する調査に協力した結果、報復を受けることがないようにする。

(b) アプリベースの運転手は、ネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームを介して配車サービスまたは配送サービスを提供するのに先立ち、以下を実行するものとする：

(1) ネットワーク会社の性的嫌がらせに関するポリシーを確認する。

(2) アプリベースの運転手がネットワーク会社の性的嫌がらせに関するポリシーを確認したことを、ネットワーク会社へ通知する。通知は電子的な形での通知で十分とする。

(c) 本節に従って提起された申し立ては、Unruh公民権法（民法第51節）によって確立された手続きに基づいてのみ提起され、その要件と救済措置によって管理されるものとする。

7458. 犯罪歴確認。(a) ネットワーク会社は自ら、または第三者に委託し、ネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームを使用して、配車サービスまたは配信サービスを提供する各アプリベースの運転手の最初の地域レベルおよび国家レベルの犯罪歴調査を実施するものとする。犯罪歴確認は公共事業規定第5445.2節(a)号に定められた基準と一致しているものとする。これに反する法律の他の規定にかかわらず、ネットワーク会社がアプリベースの運転手から最初の犯罪歴確認の同意を得た後に、ネットワーク企業が継続的な監視を行うことを選択した場合、そのアプリベースの

運転手の犯罪歴の継続的な監視のために、追加の同意を得る必要はないものとする。

(b) ネットワーク会社は、アプリベースの運転手にネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームを使用する許可を与えるのに先立ち、(a)号に定められた最初の犯罪歴確認を行うものとする。ネットワーク会社はアプリベースの運転手に対し紙、または電子的な形態で最初の犯罪歴確認のコピー、または要約を提供するものとする。

(c) 以下の1つが当てはまる場合、アプリベースの運転手はネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームの使用を許可されないものとする。

(1) 運転手が、公共事業規定第5445.2節(a)号の第2項細目(B)に定められた犯罪、刑法 (Penal Code) 第1192.7節(c)号に定められた重罪、刑法第422.55節に定められた憎悪犯罪でこれまでに有罪判決を受けたことがある場合。

(2) 公共事業規定第5445.2節(a)号(3)項に定められた犯罪で七年以内に有罪判決を受けたことがある場合。

(d) (1) ドライバーが以下のいずれかに記載された犯罪のために逮捕されたことをネットワーク会社が認識した場合、該当するアプリベースドライバーは、ネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームの使用を停止される場合がある：

(A) 公共事業規定の第5445.2節(a)号第(2)項の細目(B)、または第(3)項。

(B) 本節の(c)号。

(2) 第(1)項に記載された停止は、公共事業規定第5445.2節(a)号第(2)項の細目(B)、または第(3)項に記載された犯罪で逮捕されても、有罪判決をもたらさない処分が発生次第、解除される。そうした処分には、関連する容疑について事実上の無罪であることがわかった場合、裁判での無罪判決、申し立てのあった犯罪を管轄する検察側の検事が刑事告訴を行わない判断をしたことを示す宣誓供述書、または刑法規第2編表題3の第2章（第799節以降）に定められたすべての関連する期間が満了していることを示す宣誓供述書が含まれる。

(e) 本節のいずれも、ネットワーク会社が犯罪歴に関する基準を追加することを妨げるものとは解釈されないものとする。

(f) 民法第1786節12にかかわらず、消費者確認報告機関は、アプリベースの運転手になろうとしている人物について、その人物がネットワーク会社の従業員になるか、独立した請負業者になるかを問わず、ネットワーク会社に対し消費者確認報告書を提供することができる。

第7459節 安全トレーニング。(a) ネットワーク会社は、アプリベースの運転手にネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームの使用許可を与えるのに先立ち、本節に記載されたトレーニングを完了することをアプリベースの運転手に義務付けるものとする。

(b) ネットワーク会社は各アプリベースの運転手に対し安全トレーニングを提供するものとする。本節が義務付ける安全トレーニングには以下の項目が含まれるものとする。

- (1) 衝突回避技術および防御的な運転技術。
- (2) スピードの超過、飲酒運転 (DUI)、脇見運転など衝突を引き起こす要因の特定。
- (3) 性的暴行や不正行為の認知および報告。
- (4) 調理済み食品や食材を配送するアプリベースの運転手に対する、温度管理を含む、食品の配送に関連する食品安全情報。

(c) トレーニングは、ネットワーク会社の裁量により、オンラインやビデオを介して、あるいは対面式のトレーニングの形で提供される。

(d) (a)号にかかわらず、ネットワーク会社と配車または配送サービスを提供するために2021年1月1日以前に契約を締結したアプリベースの運転手は、2021年7月1日までに本節に定められた安全トレーニングを完了するものとし、またその日まで、ネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームを通じて配車または配送サービスを引き続き提供することができる。2021年7月1日以降は、本節に記載されたアプリベースの運転手は、配車および配送サービスを引き続き提供するためには、本節に定められたトレーニングを完了しなければならない。

(e) 公共の安全をさらに高めるためのネットワーク会社による安全製品、機能、プロセス、基準、その他の取り組み、あるいはネットワーク会社による機器の提供は、アプリベースの運転手との雇用関係や代理店関係を示すものではない。

第7460節 ゼロトレランスポリシー。(a) ネットワーク会社は、アプリベースの運転手が薬物またはアルコールの影響下で配車または配送サービスを提供しているとの合理的疑いを持った人物から、オンライン対応アプリケーションまたはプラットフォーム、または他の会社が認める方法により報告を受領した場合、アプリベースの運転手によるネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームへのアクセスをただちに停止することを義務付ける「ゼロトレランスポリシー」を制定するものとする。

(b) (a)号に記載された報告書を受領した場合、ネットワーク会社はアプリベースの運転手によるネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームへのアクセスをただちに停止するものとする。

(c) ネットワーク会社は、アプリベースの運転手または顧客に対して、(a)号に記載されたゼロトレランスポリシーに違反している疑いがあるとの報告がなされた場合、その運転手または顧客が、レポートは根拠のないものであること、あるいはオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームへのドライバーのアクセスを不適切に拒否する意図に基づくものであることを認識している場合でも、アプリベースの運転手または顧客によるネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームへのアクセスを停止することがある。

第7460.5節 ネットワーク会社は緊急事態、差し迫った状況、重大な事件に関する調査において、その調査に役立つ情報を要求するメカニズムを法執行機関が継続的かつ独占的に使用できるようにするものとする。

第7461節 アプリベースの運転手の休息。アプリベースの運転手は、すでに連続して6時間ログアウトしていたのでない限り、任意の24時間中、通算12時間以上はネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームにログインしないものとする。連続した6時間のログアウトなしに、任意の24時間中、通算12時間以上ネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームにログインしていた場合、アプリベースの運転手は連続して6時間以上ネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームへの再ログインを禁じられるものとする。

第7462節 アプリベースの運転手の偽装。(a) 不正にアプリベースの運転手に偽装し配車または配送サービスを提供した、あるいは提供しようとした人物は軽犯罪で有罪となるものとし、郡刑務所において最大6ヶ月の懲役刑、または最大\$1万 (\$10,000) の罰金、またはその両方に処される。本節のいずれも、他の法律に基づく訴追を除外するものではない。

(b) 法律によって定められた他の罰則に加え、刑法規の第207、209、220、261、264.1、286、287、288、289節に記載された犯罪を犯した、または犯罪を企て、不正にアプリベースの運転手に偽装し配車または配送サービスを提供した、あるいは提供しようとした者には、さらに五年間の懲役刑が科せられるものとする。

(c) 法律によって定められた他の罰則に加え、重罪を犯した、または重罪を企て、不正にアプリベースの運転手に偽装し配車または配送サービスを提供した、あるいは提供しようとした結果、共犯者以外の人物に重大な身体的障害を負わせた人物には、さらに五年間の懲役刑が科せられるものとする。

(d) 法律によって定められた他の罰則に加え、重罪を犯した、または重罪を企て、不正にアプリベースの運転手に偽装し配車または配送サービスを提供した、

あるいは提供しようとした結果、共犯者以外の人物を死亡させた人物には、さらに10年間の懲役刑が科せられるものとする。

第6条 定義

第7463節 本章では、以下の定義が適用される。

(a) 「アプリベースの運転手」とは、DNC配送人、TNC運転手、TCP運転手一、またはライセンス保持者で、第7451節に含まれる(a)号～(d)号に定められた条件を満たす個人を指す。

(b) 「平均ACA拠出金」とは、Covered California保険料の月平均の82パーセントの金額を指す。

(c) 「月平均Covered California保険料」は第7454節(g)号に準じて発表される金額と同額である。

(d) 「Covered California」とは、州政府法 (Government Code) の表題22 (100500節以降) に成文化されたCalifornia州の健康保険取引所 (California Health Benefit Exchange) を指す。

(e) 「顧客」とは一名以上の自然人、または一つ以上の事業団体を指す。

(f) 「配送ネットワーク会社 (Delivery network company, DNC)」とは、California州内においてオンデマンドベースで配送サービスを円滑に提供する目的で使用されるオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームを維持し、またDNC配送人の通算従事時間と走行距離の記録を維持する事業団体を指す。DNC配送人に配送の各要請を受諾または却下する選択権が与えられ、DNCのオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームへのアクセスを維持する条件として、DNCがDNC配送人に対し、ある特定の配送要請を受諾するよう義務付けない場合に、配送はオンデマンドでスムーズに行われる。

(g) 「配送ネットワーク会社配送人」 (DNC配送人) とは、DNCのオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームを介して配送サービスを提供する個人を指す。

(h) 「配送サービス」とは、配送の要請を満たすこと、すなわち、単数または複数の任意の品物を任意の場所から集荷し、乗用車、自転車、スクーター、徒歩、公共交通機関、またはその他の同様の交通手段を用いて、集荷場所から50マイル内の顧客が指定する場所へ届けることを指す。配送の要請には、二件以上、最高12件までの、異なる顧客による複数の個別の注文が含まれる場合がある。配送サービスには、DNC配送人による品物の選別、集荷、購入が含まれる場合があり、これらの任務はDNC配送人が同意した配送に関連する形で遂行されることを前提とする。配送サービスには、2019年10月29日に示された第26090節の対象となる配達が含まれない。

(i) 「走行距離」はネットワーク会社が所有、リース、レンタルしたのではない乗用車が、従事時間中に走行した全マイルを指す。

(j) (1) 「従事時間」とは、(2)項に定められた条件の対象となるもので、ネットワーク会社のオンライン対応のアプリケーションまたはプラットフォームに記録された、アプリベースの運転手が配車または配送の要請を受諾した時点からその要請を完了するまでの時間を指す。

(2) (A) 以下は従事時間に含まれないものとする。

(i) 顧客による要請のキャンセル後、その配車または配送サービスのために費やされた時間。

(ii) アプリベースの運転手がサービスの完了前に実行を中止した場合、その配車サービスまたは配送サービスに費やされた時間。

(B) ネットワーク会社は、ネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームの不正使用を是正または防止するため、合理的な必要がある場合に、時間を除外することもある。

(k) 「地方政府」とは、市、郡、市と郡、憲章市、憲章郡を指す。

(l) 「ネットワーク会社」とは、DNCやTNCであるところの事業団体を指す。

(m) 「乗用車」とは、車両法 (Vehicle Code) 第465節に定義された旅客車両を指す。

(n) 「要件を満たす健康保険」とは、アプリベースの運転手が契約者で、雇用主からの支援のない、MedicareまたはMedicaidではない健康保険を指す。

(o) 「配車サービス」とは、1名以上の人を輸送することを指す。

(p) 「輸送ネットワーク会社」 (TNC) とは、公共事業規定第5431節の(c)号に成文化されている定義と同一の意味を持つ。

(q) 「輸送ネットワーク会社の運転手」 (TNC運転手) とは、公共事業規定第5431節の(c)号に成文化されている定義と同一の意味を持つ。

(r) 「乗客のチャーターパーティーキャリア」 (TCP) とは、当該運転手がネットワーク会社のオンライン対応アプリケーションまたはプラットフォームを介して配車サービスを提供する場合に、公共事業規定第5360節に含まれる定義と同一の意味を持つものとする。

第7条 統一された就労基準

第7464節 (a) 一度の配車または配送サービスを実行するにあたり、アプリベースの運転手は複数の地方政府の管轄境界をまたいで移動しなければならないことが頻繁にある。California州には500を超える

都市や郡があり、そのため管轄区域をまたいで行われるサービスに対し、重複した、一貫性のない、矛盾する地方規制が適用されかねない。

(b) 管轄区域をまたいで行われる配車および配送サービスの性質に照らし、また本章で確立された他の要件や基準に加え、当州州は以下の領域を管理するものとする。

(1) 第7453節記載内容を除く、アプリベースの運転手の報酬およびチップ。

(2) アプリベースの運転手のスケジュール、休暇、健康保険補助費、その他の就労に関連する手当、補助、給付。

(3) アプリベースの運転手の免許および保険要件。

(4) ネットワーク会社がアプリベースの運転手との契約を終了するにあたってのアプリベースの運転手の権利。

(c) (b)号にかかわらず、本節のいずれも、地方政府が軽犯罪および重犯罪の処罰に必要な地方条例を採択する能力、あるいは2019年10月29日より前に施行された地方条例や規制を施行する能力を制限しないものとする。

第8条 収入の報告

第7464.5節 (a) 第三者決済機関として機能するネットワーク会社は、California州に住所があり、1暦年間の報告可能な支払い総額が六百ドル（\$600）以上のアプリベースドライバーである各参加受取人に対し、第三者決済機関と当該受取人との間の取り引き回数にかかわらず、情報申告書を準備するものとする。第三者決済機関は、連邦政府への報告義務が無い場合でも、これらの金額を州税務局（Franchise Tax Board）へ報告し、コピーを受取人へ渡さなければならない。情報申告書は以下を特定するものとする。

(1) 参加受取人の氏名、住所、納税者番号。

(2) 参加受取人に関する報告可能な支払い額。

(b) 内国歳入庁（Internal Revenue Service）への情報申告書の提出締切日から30日以内に、ネットワーク会社は(a)号で義務付けられた情報申告書のコピーを州税務局に提出し、コピーを受取人へ渡すものとする。

(c) ネットワーク会社は内国歳入庁のフォーム1099-Kのコピーを提出するか、州税務局が提供するCal-1099-Kに記載された情報と同じ情報を含むフォームを提出することでこの要件を満たすことができる。

(d) 本節の目的上：

(1) 「参加受取人」とは、合衆国法典（United States Code）表題26第6050節W(d)(1)(A)(ii)にある記載と同一の意味を持つ。

(2) 「報告可能な支払い額」とは、合衆国法典表題26第6050節(c)(1)にある記載と同一の意味を持つ。

(3) 「第三者決済機関」とは、合衆国法典表題26第6050節(b)(3)にある記載と同一の意味を持つ。

(e) 本節は、一暦年間の報告可能な支払い総額が六百ドル（\$600）未満の場合、または参加受取人がアプリベースの運転手ではない場合は、適用されないものとする。

(f) 本節は2021年1月1日以降に発生する報告可能な支払い額に適用されるものとする。

第9条 修正

第7465節 (a) 本章の発効日以降、州議会は、法規が本章の目的に適合し目的を促進する場合に、本章を氏名点呼投票により八分の七の賛成票を得、上院下院を通過した法規により修正することができる。本章の発効日以降、本章の修正を意図する法案は、州議会の上院および下院いずれかを通過する少なくとも12営業日前に、書面でメンバーに配布され、その最終形式でインターネットに投稿されない限り、通過または法規にはならない。

(b) 本章の発効日に先立ち、2019年10月29日以降に制定された、本章の修正の構成要素となる法規は、(a)号の要件に従って当該法規が可決されない限り、本章の発効日以降、効力を生じないものとする。

(c) (1) 本章の目的は第1条に記載されている（第7448節以降）。

(2) 第7451節を修正する法規は本章の目的を促進しない。

(3) 特定のアプリベースの運転手が配車または配送サービスを実行することを禁止し、他の個人または事業団体が同一の配車サービスまたは配送サービスを実行することを許可する、またはステータスの分類に基づいてアプリベースの運転手に不平等な規制を課す法規は、本章の修正の構成要素となり、(a)および(b)号に記載されている本章の目的に一致する修正を管理する手順に従って制定されなければならない。

(4) 任意の事業団体または組織がアプリベースの運転手とネットワーク会社との契約関係、または運転手の報酬、給付、就労条件における運転手の利益を代表することを許可する法規は、本章の修正の構成要素となり、(a)および(b)号に記載されている本章の

目的に一致する修正を管理する手順に従って制定されなければならない。

(d) アプリベースの運転手や配車および配送サービスを利用する個人を犯罪からさらに手厚く保護するため、追加の軽犯罪あるいは重犯罪の罰則を課す法規は、(a)および(b)号に準ぜずとも、氏名点呼投票により上院下院で過半数の賛成票を得た場合、州議会によって制定することができる。

第10条 規制

第7466節 (a) Covered Californiaは第7454節(c)号および(g)号を実施し管理するために緊急規制を採択することができる。

(b) 本章に準じて採択された緊急規制は、州政府法の表題2第3区分第1項の第3.5章(第11340節以降)に従って採択されるものとし、州政府法の第11349.6節を含め、本章の目的上、規制の採択は緊急事態であり、行政法局(Office of Administrative Law)により、即時に公共の平和、健康と安全、および公共の福祉を維持するために必要であると見なされる。法律の他の規定にかかわらず、Covered Californiaに採択された緊急規制は、採択日より2年間有効である。

第11節 分離

第7467節 (a) (b)号に従い、本章の条項は分離可能である。本章の任意の部分、節、号、項、条項、文章、言い回し、単語または本章の適用が、管轄裁判所の任意の法定の決定によりなんらかの理由で無効とされた場合、その決定は本章の残りの部分の有効性には影響しないものとする。California州民はこれにより、本章、および無効または違憲であると宣言されていないあらゆる部分、節、号、項、条項、文章、言い回し、単語、または適用を、本章の任意の部分または適用がその後無効と宣言されるかどうかに関係なく、採択したと宣言した。

(b) (a)号にかかわらず、有権者によって追加された第2条の第7451節(第7451節以降)の任意の部分、節、号、項、条項、文章、言い回し、単語または適用が、管轄区の任意の裁判所の決定によりなんらかの理由で無効とされた場合は、その決定は本章の残りの条項全体に適用され、本章のいずれの条項も有効または法的強制力があるとは見なされないものとする。

第2節 歳入・課税法の第17037節を改正して以下のように読み替える。

第17037節 本編に関連する他の規則または法律の条項には、以下のすべてが含まれる。

(a) 税務申告者に関連する、事業および職業条例の第3区分第20.6章(第9891節以降)。

(b) フランチャイズおよび所得税法の管理に関する、第10.2編(第18401節以降)。

(c) 固定資産税援助および延期法(Property Tax Assistance and Postponement Law)に関する、第10.5編(第20501節以降)。

(d) 納税者権利章典(Taxpayers' Bill of Rights)に関連する、第10.7編(第21001節以降)。

(e) 法人税法(Corporation Tax Law)に関連する、第11編(第23001節以降)。

(f) 州税務局に関連する、州政府法の第15700節から第15702.1節まで。

(g) 事業および職業条例の第3区分第10.5章の第8条(第7464.5節以降)。

第3節 相反する法案。

(a) 本主導権、および直接的または間接的にアプリベースドライバーの就労者分類、報酬、給付を扱う別の投票法案または法案が、選挙の際に州全域で使用される同一の投票項目一覧表に記載された場合、他の投票法案または法案は本法案と相反するとみなされる。本主導権がより多くの賛成票を獲得した場合、本法案の条項が有効となり、その他の投票法案または法案の条項は無効となるものとする。

(b) 本主導権が有権者により承認されたものの、同じ選挙で有権者により承認された相反する法案に全体または一部分が置き換えられ、後に当該の相反する法案が無効であるとされた場合は、本法案は他の法令を待たずに施行され、有効となる。

第4節 法的防御。

本節の目的は、有権者の意思を擁護することを拒否する州の政治家によって、人々の貴重な発議の権利が不適切に無効にされないようにすることである。従って、本法案がCalifornia州の有権者により承認され、その後何らかの形でこの法案の適用範囲または適用を制限しようとする、または本法案の全体または一部が地方、州、または連邦の法律に違反するとの疑いで法的異議申し立ての対象となった場合で、知事および司法長官が本法案の抗弁を拒否する場合は、以下の措置が取られるものとする。

(a) 政府法規表題2第3区分第2編の第6章(第12500節以降)またはその他の法律に、これと矛盾する規定があったとしても、司法長官はCalifornia州を代理

して本法案を誠実かつ積極的に抗弁する独立委員会を任命するものとする。

(b) 独立委員会の任命とその後の委員会の設立の前に、司法長官はデューデリジェンスを行い、独立委員会の資格を判断し、独立委員会が本法案を誠実かつ積極的に抗弁するという書面による確約を、独立委員会から取得するものとする。書面による確約は依頼により公的に入手可能である。

(c) 知事および司法長官が有権者の意思に反して本法案の抗弁に失敗した場合、この法案への抗弁を支援するために、会計年度に関わらず、一般会計から会計監査役に継続的な歳出が行われ、独立委員会がCalifornia州を代表して本法案を引き続き誠実かつ積極的に抗弁する費用を補填するための必要金額が支払われる。

第5節 偏見のない解釈。

本法案はその目的を達成するために偏見なく解釈される。

提案23

本投票対象法案はCalifornia憲法の第II条第8節の規定に従って州民に提出される。

本法案は複数の節を安全衛生法に追加するものである。そのため、追加を提案された新規条項はで印刷され、それらが新規であることを示す。

法案

第1節 名称。

本法案は「透析患者の生命保護法案 (Protect the Lives of Dialysis Patients Act)」として認知される。

第2節 認定および目的。

本法案はCalifornia州民により採択され、以下の認定と目的を備える：

(a) 州民は以下を認識している：

(1) 腎臓透析は、血液を人体から取り出し、有害物質を取り除き、患者に戻す救命プロセスである。透析は週に最低三回は行う必要があり、一回のセッションに数時間を要する。患者は生涯に渡って、または腎臓移植を受けるまで治療を続けなくてはならない。

(2) California州では、少なくとも70,000人のCalifornia州民が透析治療を受けている。

(3) わずか二社の多国籍、営利企業がCalifornia州にある透析診療所の四分の三近くを運営管理し、California州の透析患者の75パーセント近くに治療を提供している。上記二社の多国籍企業は透析業務か

ら年間で\$10億近い収益を上げ、California州単独でも年間収益は\$3億5000万超になる。

(4) 透析手順および本治療の副作用のいくつかは患者にとって危険なものであり、California州の多くの透析診療所が適切な治療基準を維持できていないと指摘されてきた。適切な治療基準を維持できなければ、患者に危害がもたらされたり、入院、死亡につながったりする可能性がある。

(5) 透析診療所は現在、治療の質を監督し、患者の治療計画が適切に実施されているかを確認し、安全手順を監視するために、現場に医師を常駐させることを義務付けられていない。透析治療が行われる際には常に、患者が現場に常駐する医師にアクセスできるようにすべきである。

(6) 透析治療には血流への直接的アクセスが含まれ、それにより患者は危険な感染症にかかるリスクが高い。感染率を適切に報告し透明性を高めることで、診療所は治療の質を改善し、患者が治療に関して最善の選択をできるように支援することができる。

(7) 病院や養護施設といった医療機関が閉鎖された場合、California州規制当局は患者を危害から保護するための措置を講じることができる。これと同様に、透析診療所が閉鎖された場合に、立場の弱い患者に対し強力な保護が提供されるべきである。

(8) 透析企業は、2018年および2019年にCaliforniaの有権者と州議会に影響力を及ぼすために\$1億以上を費やし、Californiaの腎臓透析患者を保護するための取り組みを阻止しようとロビー活動を行った。

(b) 目的：

(1) 外来腎臓透析診療所が、腎臓疾患末期の患者に対し高品質かつ手頃な治療を提供するように保証することが本法案の目的である。

(2) 本法案は州が中立予算で実施し管理できるよう意図されている：

第3節 第1226.7節は安全衛生法に以下の通り追加される。

第1226.7節 (a) 慢性透析診療所は、患者の治療費の支払責任が誰にあるかに基づいて差別することなく、同じ質の治療を患者に提供するものとする。さらに、慢性透析診療所は、患者の治療費の支払責任が誰にあるかに基づいて、治療の提供を拒否してはならない。このような禁じられた差別には、支払者が個人患者、私的団体、保険会社、Medi-Cal、Medicaid、Medicareであることを根拠にした差別が含まれるが、これに限定されない。本節は、慢性透析診療所を管理する事業体にも適用され、本節で禁じられた差別が当該管理事業体によって所有または運営されている診療所で発生しないよう保証するものとする。

(b) 定義：

(1) 「慢性透析診療所」とは、第1204節の記載と同一の意味を持つ。

(2) 「管理事業体」とは、当該人または事業体自身が直接ライセンスを保有しているかどうかに関わらず、ライセンスが発行されている慢性透析診療所を所有または運営する人、会社、協会、パートナーシップ、企業、またはその他の事業体を指す。

第4節 第1226.8節は安全衛生法に以下の通り追加された：

第1226.8節 (a) すべての慢性透析診療所は、当該慢性透析診療所の費用負担で、施設内の透析患者が治療を受けている全時間を通し、資格を有する医師を少なくとも一名常駐させなければならない。当該医師は、患者の安全に対し権限と責任を持ち、医療の提供と質を管理するものとする。

(1) 慢性透析診療所は、資格を有する医師が真正に不足し要件を満たすことができない場合、部門に(a)号の要件免除を申請することができる。そうした提示を受け、部門は、施設内の透析患者が治療を受けている全時間を通し少なくとも、資格を有する医師、看護師、または医師助手のうち最低一名を現場に有することで、(a)号の要件を診療所が満たしていること認める例外を付与することができる。

(2) (1)項に準じて部門が付与した例外の通用期間は、当該診療所が部門の決定の通達を受けた日から1暦年とする。

(b) 慢性透析診療所ごとに、診療所またはその管理事業体は、四半期おきに部門が定めた用紙とスケジュールで、部門に透析診療所の治療に関連する感染症データ（「透析診療所HAI」）の報告を行うものとする。このデータには、California州の各透析診療所における透析診療所HAIの発生率と種類、また、部門が透析クリニックのHAI率に関する透明性を提供し、患者の安全を促進するのに適切であると見なすその他の情報が含まれる。診療所または管理事業体の最高経営責任者またはその他の首席専門官は、部門に提出された透析診療所HAI報告書が正確かつ完全であることを確認したのち、偽証した場合は偽証罪によって罰せられるという条件のもとで、内容に満足したことを証明するものとする。部門は自らのインターネットウェブサイト、報告書に記載の透析診療所HAIデータを、報告書に記載されたのと同程度に詳しく掲載するものとする。掲載された情報には、各慢性透析診療所の管理事業体を示す情報を含めるものとする。

(1) 慢性透析診療所は、本号の要件に準じて部門に報告を行うことに加え、国民医療安全ネットワーク（National Healthcare Safety Network）の要件と手順

に従って国民医療安全ネットワークに透析診療所HAIを報告するものとする。

(2) 慢性透析診療所または管理事業体が、本号で義務付けられた情報の維持や適切なタイミングで報告書の提出をできなかった、または提出されたレポートが不正確または不完全だったと部門が判断した場合、部門は慢性透析診療所または管理事業体に対し10万ドル（\$100,000）以下の罰金を課すものとする。部門は違反の重大性、不正確な情報または不足していた情報の重要性、さらに説明の納得度に基いて罰金金額を決定するものとする。本項に準じて徴収された罰金は、慢性透析診療所を管轄する法律を実施し執行するために部門により利用されるものとする。

(c) 定義。本節の目的上：

(1) 「慢性透析診療所」とは、第1204節の記載と同一の意味を持つ。

(2) 「透析診療所HAI」とは、アメリカ疾病管理予防センター（Centers for Disease Control and Prevention）の国民医療安全ネットワークにより定義された透析に関する血流感染、局所アクセス部位感染、または血管アクセス感染、あるいはまたは部門が規制によって定義する適切な追加または代替の定義を指す。

(3) 「管理事業体」とは、第1226.7節の記載と同一の意味を持つ。

(4) 「資格を有する医師」とは、事業および職業条例の第2区分第5章（第2000節以降）に準じて州がライセンスを付与した腎臓専門医または他の医師を指す。

(5) 「国民医療安全ネットワーク」とは、アメリカ疾病管理予防センターが開発し管理する、安全なインターネットベースのシステム、あるいは実質上同じ目的を果たす後続のデータ収集システムで、HAIの発生率およびこれらの感染症を防止するために実施されたプロセス測定に関連するリスク調整済みの透析診療所HAIデータを収集、分析、報告するシステムを指す。

(6) 「看護師」とは、事業および職業条例の第2区分第6章（第2700節以降）に準じてライセンスを付与され、また登録看護師会から看護師として認定された登録看護師を指す。

(7) 「医師助手」とは、事業および職業条例の第2区分第7.7章（第3500節以降）に準じてライセンスを付与された医師助手を指す。

第5節 第1226.9節は安全衛生法に以下の通り追加される：

第1226.9節 (a) 慢性透析診療所の閉鎖、または慢性透析診療所が提供するサービスのレベルを大幅に削減または撤廃するのに先立ち、当該診療所または

その管理事業体は部門へ書面にて通知を提出し、部門から書面による同意を得なければならない。

(b) 部門は、提案された閉鎖または大幅なサービスの削減や撤廃に対し、自らの裁量により、同意をする、条件付き同意をする、または同意をしないことを決定する権利を有するものとする。判断を下すにあたり、部門は診療所、その管理事業体、その他の利害関係者から提出のあった情報を考慮に入れ、また部門が関連性があると考えらるあらゆる要因を検討するものとする。それらの要因には以下が含まれるが、これに限定されない：

(1) 治療を必要とする人々に対する医療サービスの可用性やアクセスへの影響。これには、患者が中断なく治療が受けられることを保証する、診療所による詳細な計画が含まれるが、これに限定されない。

(2) 診療所または管理事業体が、所有権や診療所の運営権を慢性透析治療を提供する他の事業体に売却、リース、移譲するために誠実に取り組んだという証拠。

(3) 診療所およびその管理事業体の財源。

(c) 定義：

(1) 「慢性透析診療所」とは、第1204節の記載と同一の意味を持つ。

(2) 「管理事業体」とは、第1226.7節の記載と同一の意味を持つ。

第6節 第1226.10節は安全衛生法に以下の通り追加される：

第1226.10節 (a) 診療所または管理事業体が、第1226.8節あるいは第1226.9節に準じて部門が下した決定に異議がある場合、診療所または管理事業体は10営業日以内に、第131071節に準じて公聴会の開催を要請することができる。慢性透析診療所または管理事業体は、すべての上訴が退けられ部門の決定が支持された場合は、あらゆる過料を支払うものとする。

(b) 定義：

(1) 「慢性透析診療所」とは、第1204節の記載と同一の意味を持つ。

(2) 「管理事業体」とは、第1226.7節の記載と同一の意味を持つ。

第7節 第1266.3節は安全衛生法に以下の通り追加される：

第1266.3節 透析患者の生命保護法の実施および執行について、California州納税者は財政的な責任を負わないことが州民の意図である。上記の意図を達成するため、第1266節に準じて慢性透析診療所に課金する料金を計算、請求、集金する際は、部門は第1226.7節から第1226.10節の実施および執行に伴う全費用を考慮すべきである。

第8節 本法案のいずれも、安全衛生法の第1250節の(a)、(b)、(f)号に準じて認可された医療施設へ影響をおよぼすことを意図したものではない。

第9節 (a) 州公衆衛生局 (State Department of Public Health) は、本法案の目的を促進するため、本法案の発効日から一年以内に安全衛生法の第1226.8節および第1226.9節を実施する規制を採択する権限を与えられている。

(b) 部門が、本法案の発効日から一年以内に、必要とされる最終的な規制を採択できず、即時に公共の平和、健康、安全、および公共の福祉を維持するため、緊急実施規制の採択が緊急に必要であると見なされる場合、部門は当該法案の発効日から一年以内、またはその後のできるだけ早い時期に、初期緊急実施規則を採択するものとする。そのような緊急規制が採択された場合、部門は当該緊急規制の有効期限が切れるまでに、必要とされる最終的規制を採択するものとする。

第10節 California州憲法の第II条第10節の(c)号に準じて、本法案は、州選挙時に州民の投票に委ねられたその後の法案の結果、または州議会を通過し知事により署名された有効な法規いづれかにより修正される場合があるが、これらは本法案の目的を促進するためだけに行われる。

第11節 (a) 本発議法案、および透析に関連する他の発議法案または法案(慢性透析診療所、または透析患者の治療や介護に関する規制が含まれるがこれに限定されない)が、選挙の際に州全域で使用される同一の投票項目一覧表に記載された場合、他の発議法案または法案は、本発議法案と相反するとみなされる。本発議・法案が最も多くの賛成票を得た場合、本法案の規定はその全体が優先され、他の発議・法案または法令の規定は無効となる。

(b) 本発議が有権者により承認された場合、同じ選挙で有権者により承認された矛盾する発議に全体的または一部分が優先させる場合で、当該矛盾する発議が後に無効であるとされた場合は、この措置は他の法令を待たずに施行し効力を有する。

第12節 本法令の条項は分離可能である。本法案のいずれかの条項またはその適用が無効である場合、そうした無効性は、本法律の残りの部分または無効な規定または適用なしに効力を与えることができる適用に影響を与えないものとする。California州民はこれにより、本法令を採択することを宣言する。無効または違憲であると宣言されていないあらゆる部分、節、号、項、条項、文章、言い回し、単語、または適用は、本条例または適用の任意の部分の

言及には関係なく、結果として無効であると宣言する。

提案24

本投票対象法案はCalifornia憲法の第II条第8節の規定に従って州民に提出される。

この投票対象法案により、民法に項を修正し追加する。よって、削除することを提案された現行の規定は取消線を入れて印刷され、追加することを提案された新しい条項はイタリック体で印刷されて新規部分であることを示す。

提案された法

2020年California州プライバシー権利法

第0.5節：目次

第1節：表題：2020年California州プライバシー権利法

第2節：所見および宣言

第3節：目的および意図

A. 消費者の権利

B. 事業者の責任

C. 法の施行

第4節：個人情報を収集する事業者の一般的な義務

第5節：個人情報を削除する消費者の権利

第6節：不正確な個人情報を訂正する消費者の権利

第7節：どのような個人情報が収集されているかを知る消費者の権利
個人情報へのアクセス権

第8節：どのような個人情報が販売または共有され、誰に提供されているかを知る消費者の権利

第9節：個人情報の販売または共有を中止する消費者の権利

第10節：機密性の高い個人情報の使用と開示を制限する消費者の権利

第11節：中止またはその他の権利行使後の報復を受けない消費者の権利

第12節：通知、開示、訂正、削除の要件

第13節：個人情報の販売、共有、利用および機密性の高い個人情報の利用を制限する方法

第14節：定義

第15節：免除

第16節：個人情報セキュリティ侵害

第17節：行政執行

第18節：消費者プライバシー基金

第19節：矛盾する規定

第20節：先取り

第21節：規制

第22節：回避禁止

第23節：権利放棄

第24条：Californiaプライバシー保護庁の設立

第25節：改正

第26節：分離可能性

第27節：抵触する発案権

第28節：当事者適格

第29節：解釈

第30節：留保事項

第31節：発効日及び運用日

第1節 表題。

この措置は「2020年California州プライバシー権利法」と呼ばれるものとする。

第2節 所見および宣言。

California州民はここに以下を宣言する：

A. 1972年、California州の有権者はCalifornia憲法を改正し、すべての人々の「不可侵の権利」の中にプライバシーの権利を含めるようにした。有権者は、現代社会におけるデータ収集と利用の増加によって加速する個人の自由と安全への侵害に対応するために行動した。修正案は、すべてのCalifornia州民のプライバシーについて合法的かつ強制力のある憲法上の権利を確立した。このプライバシー権の基本は、個人が自らの個人情報の使用（販売を含む）をコントロールできることにある。

B. California州の有権者がプライバシーの憲法上の権利に賛成して以来、California州議会は、オンライン・プライバシー保護法（Online Privacy Protection Act）、デジタル世界におけるCalifornia未成年者のためのプライバシー権法（Privacy Rights for California Minors in the Digital World Act）、シャイン・ザ・ライト法（Shine the Light）など、California州民のプライバシーを保護するための特定のメカニズムを採用してきたが、消費者は、企業が自分について収集した個人情報がどのようなもので、どのように使用されたかを知る権利や、企業が消費者の個人情報を販売しないように指示する権利を持たなかった。

C. これが変更されたのは2018年である。California州の有権者629,000人以上が2018年のCalifornia州消費者プライバシー法を投票項目に適切にするための嘆願書に署名を行った。この法案の資格を受けて、州議会は2018年California州消費者プライバシー法（CCPA）を法律として施行した。CCPAは、California州の消費者に、企業がどのような情報を収集したかを知る権利、個人情報を削除する権利、企業が個

人情報を販売するのを止める権利（個人情報を使用して、その個人をインターネットでウェブサイトや次々と閲覧する際に表示される広告の対象とすることを含む）、企業が個人情報を保護するために合理的な措置を講じていない場合に企業に責任を負わせる権利を与える。

D. CCPAが施行される前でさえ、州議会は2019年に法律を改正する多くの法案を検討し、その中には法律を大幅に弱体化させるものもあった。California州の有権者が行動を起こさない限り、消費者が懸命に闘って勝ち取ってきた権利は、将来の立法によって損なわれる可能性がある。

E. California州は、プライバシー権を弱めるのではなく、時間をかけて強化すべきである。多くの事業者が消費者の個人情報を収集し、使用しているが、事業者が個人情報を使用し、保持することについて消費者が知らないこともある。実際には、消費者はしばしば契約上の取り決めの形で締結することが多く、商品やサービスのためにお金を支払うことはないが、その商品やサービスへのアクセスを自分の関心や個人情報へのアクセスと引き換えにしているのである。商品やサービスと交換している個人情報の価値は不透明なことが多いため、事業者の慣行によっては、消費者は取引の価値を評価する良い方法がないことが多い。また、取り決めが記載されている契約条件やポリシーは複雑で不明確なものが多く、その結果、ほとんどの消費者がそれらを読んだり理解したりする時間がないことが多い。

F. このような情報の非対称性は、消費者が何を交換しているのかを理解することを困難にし、したがって、企業との効果的な交渉を行うことを困難にしている。消費者が比較ショッピングをしたり、商品やサービスが高いか安いかわかりやすく理解したりできる経済の他の分野とは異なり、データの使用方法が事業者によって大きく異なる場合、消費者にとって自分の情報がどの事業にとってどれくらいの価値があるのかを知ることは困難である。

G. したがって、州は、消費者が自分の情報がどのように、どのような目的で使用されているかをより完全に理解できるように、法律で義務付けることに関心を持っている。食品の成分表示が消費者の効率的な買い物に役立つのと同じように、データ管理の慣行に関する情報開示は、データ経済における消費者の情報量を増やし、競争を促進するのに役立つだろう。さらに、消費者が企業に消費者のデータを売らないように伝えることができれば、その企業が実際にそのデータを販売しているかどうかを確認するためにプライバシーポリシーを調べる必要がなくなり、結果として時間の節約となる。これを合計すれば多額の金銭の節約につながる。

H. 消費者は、自分たちの権利を守るために企業と交渉する際により平等な立場に身を置くために、より強い法律を必要としている。消費者は、広告にどの

ように使用されているかを含む個人情報の使用について明確な説明を受ける権利があり、また、消費者が個人情報の盗難から身を守るために、企業による機密性の高い個人情報の使用を制限したり、個人情報の販売と共有を中止したり、企業に不正確な情報の訂正を要求したりすることを含めて、個人情報を制御、修正、または削除する権利を有するべきである。

I. Californiaは、私たちの社会を大きく変えた多くの新技術で世界をリードしている。今日の世界は、人類史上最も重要な発明の一つであるインターネットと、その上で生まれた新しいサービスやビジネスなしには想像もできない。そしてその多くがこのCaliforniaで発明された。インターネットのビジネスモデルの中で最も成功しているのは、消費者に料金を請求するのではなく、広告に頼ってお金を稼ぐサービスである。広告支援サービスは世代を超えて存在しており、消費者や企業にとって素晴らしいモデルとなり得る。しかし、今日、一部の広告事業者は、消費者に不透明な技術やツールを使って、膨大な量の個人情報を収集して取引したり、インターネット上で消費者を追跡したり、個人の関心事の詳細なプロフィールを作成したりしている。消費者に料金を請求しない企業の中には、消費者の個人情報を現金化することで、これらのサービスを補填しているところもある。消費者は、もしそうすることを選択したとしても、個人情報が聞いたこともない何百もの企業に販売や共有されることなく、深く侵入するものではないがプライバシーに関わる広告に対する情報の使用を制限する必要な情報とツールを持っているべきである。そのようなツールがなければ、消費者が様々な企業とのやり取りの際に必ず締結するこれらの契約を完全に理解することは事実上不可能である。

J. 子供は、プライバシー権に関して交渉の観点から特に脆弱である。親は、幼い子供についてどのような情報を収集・販売・共有しているかをコントロールできるようにすべきであり、企業が子供について収集した情報を消去するように要求する権利を与えるべきである。

K. 企業はまた、データセキュリティ侵害について消費者に直接説明責任を負うべきであり、最も機密性の高い情報が漏洩した場合には、消費者に通知すべきである。

L. 消費者のプライバシーを保護することを使命とする独立した監視機関は、企業と消費者が自分たちの権利と義務について十分に知らされていることを保証し、消費者のプライバシー権を侵害する企業に対して積極的に法律を執行する必要がある。

第3節 目的および意図。

この法律の制定における、California州の人々の目的と意図は、憲法上のプライバシー権を含む消費者の

権利の保護の強化である。この法案の導入は、以下の原則の指針となる：

A. 消費者の権利

1. 消費者は、企業による個人情報および子供の個人情報の利用を有意義にコントロールするために必要な情報を得るために、誰が個人情報および子供の個人情報を収集しているのか、どのように利用されているのか、そして誰に開示されているのかを知るべきである。

2. 消費者は、消費者に危害が及ぶリスクを高める機密性の高い個人情報の使用、不正使用、不正開示を制限することを含め、個人情報の使用を制御できるべきであり、個人情報がどのように収集、使用、開示されるかについて、有意義な選択肢を持つべきである。

3. 消費者は自分の個人情報にアクセスできるようにすべきであり、個人情報の訂正、削除、事業者間での移行ができるようにすべきである。

4. 消費者またはその権限を与えられた代理人は、容易にアクセス可能なセルフサービスツールを通じて、これらのオプションを行使できるようにすべきである。

5. 消費者は、これらの権利を行使することに対して不利益を与えられることなく、これをできるようにすべきである。

6. 消費者は、最も大切な機密性の高い個人情報をハッカーやセキュリティ侵害から保護するための合理的な予防措置を取らなかったことに対して、企業に責任を問えるようにすべきである。

7. 消費者は企業が個人情報を利用することで利益を得るべきである。

8. 従業員や独立請負業者と事業者との関係が消費者と事業者との関係と異なることを考慮して、従業員や独立請負業者のプライバシーの利益も保護されるべきである。また、この法律は、全国労働関係法（National Labor Relations Act）に基づく団結権や団体交渉権を阻害することを意図したものではない。この法律の目的と意図は、従業員と企業の業務上のやり取りに関する本表題の免除を2023年1月1日まで延長することである。

B. 事業者の責任

1. 事業者は、消費者に対して、個人情報の収集・利用方法や権利・選択の方法について、具体的かつ明確に説明しなければならない。

2. 事業者は、消費者の個人情報を収集する際には、特定の明示された正当な目的のためにのみ収集すべきであり、それらの目的とは相容れない理由で、さらに消費者の個人情報を収集、使用、開示してはならない。

3. 事業者は、消費者の個人情報を、収集、利用、共有する目的に必要な範囲に限定して、関連性のある範囲内でのみ収集すべきである。

4. 事業者は、消費者またはその権限を与えられた代理人に対し、消費者およびその子供が個人情報を入手、削除または訂正し、事業のプラットフォーム、サービス、事業、デバイス間での販売および共有を中止し、その機密性の高い個人情報の使用を制限するために、容易にアクセスできる手段を提供すべきである。

5. 事業者は、これらの権利を行使することについて消費者に不利益を与えるべきではない。

6. 事業者は、消費者の個人情報をセキュリティ侵害から保護するために、合理的な予防措置を講じるべきである。

7. 企業は、消費者のプライバシー権を侵害した場合には責任を問われるべきであり、違反が子供に影響を与える場合には罰則を高くすべきである。

C. 法の施行

1. 消費者の権利と事業者の責任は、事業者やイノベーションへの影響に配慮し、消費者のプライバシーを強化することを目的として実施されるべきである。消費者のプライバシーと有益な新製品やサービスの開発は、必ずしも両立しない目標ではない。強力な消費者のプライバシー権は、プライバシー保護のための新製品を発明し、開発する動機を生み出す。

2. 企業と消費者は、その責任と権利に関する明確なガイダンスを提供されるべきである。

3. 法律は、消費者の個人情報のビジネス上の使用について、事業者と意識的かつ自由に交渉する立場に消費者が立てるようにする必要がある。

4. 法律は、技術の変化に適応し、消費者の権利行使を支援し、消費者のプライバシーを強化するという継続的な目標を遵守する事業者を支援すべきである。

5. 法律は、改正が消費者のプライバシーを侵害したり、弱めたりしないことを条件に、消費者に有利な新製品やサービスを可能にし、事業用の実装の効率化を促進すべきである。

6. 事業やイノベーションへの影響に配慮し、消費者のプライバシーを損ねたり、弱めたりしないことを条件に、必要に応じて法改正を行い、その運用を改善すべきである。

7. 企業は、精力的な行政執行および民事執行を通じて、法に違反した場合の責任を問われるべきである。

8. 消費者のプライバシーと企業のコンプライアンスを促進する範囲で、法律は他の管轄区のプライバシー法と互換性があるべきである。

第4節 民法第1798.100条を改正して以下のように読み替える：

民法第1798.100条 個人情報収集する事業者の一般的な義務

民法第1798.100条—(a) 消費者は、消費者の個人情報を収集する事業者に対し、事業者が収集した個人情報のカテゴリと特定の部分を消費者に開示することを要求する権利を有するものとする。

(b) (a) 消費者の個人情報の収集を管理する事業者は、収集収集の時点またはその前に、消費者に次の事項について通知しなければならない：

(1) 収集する個人情報はカテゴリと、その個人情報のカテゴリが収集または使用される使用すべき目的、およびかかる情報が販売または共有されるか。事業者は、本項と整合性のある通知を消費者に提供することなく、追加のカテゴリの個人情報を収集したり、個人情報の収集について開示された目的と矛盾する追加の目的のために収集された個人情報を使用したりしてはならない。

(2) 事業者が機密性の高い個人情報を収集する場合には、収集する機密性の高い個人情報のカテゴリと、その機密性の高い個人情報のカテゴリが収集または使用される目的、およびかかる情報が販売または共有されるか。事業者は、本項と整合性のある通知を消費者に提供することなく、追加のカテゴリの機密性の高い個人情報を収集したり、機密性の高い個人情報の収集について開示された目的と矛盾する追加の目的のために収集された機密性の高い個人情報を使用したりしてはならない。

(3) 事業者が、機密性の高い個人情報を含む各カテゴリの個人情報を保持する予定の期間、またはそれが不可能な場合は、その期間を決定するために使用される基準。ただし事業者は、個人情報の収集について開示された各目的のための消費者の個人情報または機密性の高い個人情報を、その開示された目的のために合理的に必要な期間を超えて保持してはならない。

(b) 第三者として消費者の個人情報の収集を管理する事業者は、インターネットのウェブサイトのホームページに必要な情報を目立つように提供することで、(a)号の義務を果たすことができる。また、第三者として行動する事業者が、その敷地内（車両内を含む）において消費者に関する個人情報の収集を管理している場合には、その事業者は、収集する個人情報のカテゴリ及びそのカテゴリの利用目的、並びにその個人情報の販売の有無について、収集場所における消費者に明示的かつ見やすい方法で消費者に通知しなければならない。

(c) 事業者による消費者の個人情報の収集、使用、保持、および共有は、個人情報が収集または処理された目的、または個人情報が収集された背景に適合する別の開示された目的を達成するために合理的に必要なかつ適切なものでなければならず、それらの目的に適合しない方法でさらに処理されてはならない。

(d) 消費者の個人情報を収集し、その個人情報を第三者に販売する若しくは第三者と共有する事業者、または事業目的のためにサービス提供者若しくは業務委託先に開示する事業者は、第三者、サービス提供者又は業務委託先との間で、その旨の契約を締結しなければならない：

(1) 事業者が個人情報を限定的かつ特定された目的のためにのみ販売または開示することを明記する。

(2) 本表題の下で適用される義務を遵守し、本表題で要求されているのと同じレベルのプライバシー保護を提供することを第三者、サービス提供者、または請負業者に義務付ける。

(3) 第三者、サービス提供者、または請負業者が、本表題の下での事業者の義務と一致した方法で転送された個人情報を使用することを確実にするために、合理的かつ適切な措置を講じる権利を事業者に付与する。

(4) 第三者、サービス提供者、または請負業者が、本表題に基づく義務を果たせなくなったと判断した場合、事業者に通知することを義務付ける。

(5) (4)の通知を受けた上で、個人情報の不正使用を停止し、是正するための合理的かつ適切な措置を講じる権利を事業者に付与する。

(e) 消費者の個人情報を収集する事業者は、第1798.81.5項に従って、不正なまたは違法なアクセス、破壊、使用、変更、または開示から個人情報を保護するために、個人情報の性質に応じた合理的なセキュリティ手順および慣行を実施するものとする。

(f) 本節のいかなる規定も、第1798.185条の(a)号の(3)に従って採択された規則に規定されているように、事業者が営業秘密を開示することを要求するものではない。

(e) 事業者は、~~検証可能な消費者の要求を受けた場合に限り、(a)号に規定された情報を消費者に提供しなければならない。~~

(d) ~~消費者から個人情報へのアクセスを求める検証可能な消費者の要求を受けた事業者は、速やかに、本節に義務付けられた個人情報を消費者に無償で開示し、提供するための措置を取らなければならない。情報は、郵送または電子的に提供される場合があり、電子的に提供される場合には、情報は、携行可能な形式で、技術的に実現可能な範囲で、~~

消費者が他の事業者を支障なくこの情報を送信できるように、容易に使用可能な形式でなければならない。事業者は、いつでも消費者に個人情報を提供することができるが、12ヶ月間に三回を超えて消費者に個人情報を提供することは義務付けられていない。

(e) 本節は、事業者が一回限りの取引のために収集した個人情報を維持することを、事業者に要求してはならない。また、当該情報が事業者によって売却または保持されていない場合は、個人情報とみなされるような方法で保持されていない情報を再識別またはその他の方法で紐づけることを事業者に要求してはならない。

第5節 民法第1798.105条を以下のように改正する：

民法第1798.105条 個人情報を削除する消費者の権利

民法第1798.105条 (a) 消費者は、事業者が消費者から収集した消費者に関する個人情報の削除を事業者に要求する権利を有する。

(b) 消費者に関する個人情報を収集する事業者は、第1798.130条に従って、消費者の個人情報の削除を求める消費者の権利を開示しなければならない。

(c) (1) 本節の(a)号に基づき、消費者から検証可能な消費者の個人情報の削除要請を受けた事業者は、その記録から消費者の個人情報を削除し、その記録から消費者の個人情報を削除するようにサービス提供者または請負業者に直接通知し、またその事業者が個人情報を販売または共有したすべての第三者に通知して、消費者の個人情報を削除することが不可能であると証明されるか、または不釣り合いな努力を伴う場合を除き、消費者の個人情報を削除しなければならない。

(2) 事業者は、削除要請を行った消費者の個人情報の販売を防止する目的のため、法令の遵守その他の目的のために、本表題で許容される範囲内に限り、削除要請の秘密記録を保持することができる。

(3) サービス提供者または委託業者は、検証可能な消費者の要請に応じるために事業者と協力し、事業者の指示により、事業者が収集し、利用し、処理し、または保持している消費者に関する個人情報を削除し、または削除させると共に、自らのサービス提供者または委託業者に通知して削除させなければならない。サービス提供者または請負業者は、事業者の指示によりアクセスした場合を除き、サービス提供者または請負業者を経由して個人情報にアクセスした可能性のあるサービス提供者、請負業者、第三

者に対し、不可能であることが判明した場合または不釣り合いな労力を要する場合を除き、消費者の個人情報を削除するように通知しなければならない。サービス提供者または請負業者は、サービス提供者または請負業者が事業者に対するサービス提供者または請負業者としての役割において消費者の個人情報を収集、使用、処理、保持した範囲内では、消費者からサービス提供者または請負業者に直接提出された削除要求に応じる義務はないものとする。

(d) 事業者、他のサービス提供者または他の請負業者との契約に基づいて行動する事業者、サービス提供者または請負業者は、事業者、サービス提供者または請負業者が消費者の個人情報を以下の目的で維持するために合理的に必要な場合には、消費者の個人情報の削除要求に応じる必要はないものとする：

(1) 個人情報が収集された取引の完了、連邦法に従って実施された書面による保証または製品回収の条件の履行、消費者が要求した、または事業者と消費者との継続的な取引関係の中で消費者が合理的に期待した商品またはサービスの提供、事業者と消費者との間の契約の履行。

(2) セキュリティインシデントの検出、悪意のある、欺瞞的な、詐欺的な、または違法な活動からの保護、またはその活動の責任者の訴追。消費者の個人情報の使用がその目的のために合理的に必要なかつ適切な範囲において、安全性と完全性を確保するのにこれを役立てる。

(3) 既存の意図した機能を損なうエラーを特定し、修復するための取り除き。

(4) 言論の自由の行使、他の消費者がその消費者の言論の自由の権利を行使する権利の確保、または法律で定められた他の権利の行使。

(5) 刑法第12編第2部の第3.6章（第1546節から始まる）に基づく、California州電子通信プライバシー法（California Electronic Communications Privacy Act）の遵守。

(6) 他のすべての適用される倫理法およびプライバシー法に適合または準拠した、公共の利益のための科学的、歴史的または統計的な研究への従事、消費者がインフォームドコンセントを得ている場合であり、事業者による情報の削除により、当該研究を完了することが不可能になるか、またはその能力の達成が著しく損なわれる可能性がある場合。

(7) 消費者と事業者との関係に基づき、消費者の期待に合理的に合致し、かつ消費者が情報を提供した背景に適合する内部利用のみを可能にすること。

(8) 法律上の義務を果たすこと。

(9) その他、消費者が情報を提供した背景に適合する合法的な方法で、消費者の個人情報を内部的に使用すること。

第6節 民法に第1798.106条を追加し、以下のよう
に読み替える：

民法第1798.106条 不正確な個人情報を訂正する消費者の権利

(a) 消費者は、消費者に関する不正確な個人情報を保持している事業者に対し、個人情報の性質及び個人情報の処理目的を考慮して、その不正確な個人情報の訂正を求める権利を有するものとする。

(b) 消費者に関する個人情報を収集する事業者は、第1798.130条に基づき、不正確な個人情報の訂正を求める消費者の権利を開示しなければならない。

(c) 不正確な個人情報の訂正を求める検証可能な消費者の要求を受けた事業者は、第1798.130条および第1798.185条(a)号(8)項に従って採択された規制に従って、消費者から指示された不正確な個人情報を訂正するために商業的に合理的な努力を行うものとする。

第7節 民法第1798.110条を以下のように改正する：

民法第1798.110条 どのような個人情報が収集されているかを知る消費者の権利。個人情報へのアクセス権

民法第1798.110条 (a) 消費者は、消費者についての個人情報を収集する事業者に対し、以下の情報を消費者に開示することを要求する権利を有する：

(1) その消費者について収集した個人情報のカテゴリー。

(2) 個人情報を収集する情報源のカテゴリー。

(3) 個人情報の収集、販売または共同利用に関する事業的または商業的目的。

(4) 事業者が個人情報を共有して開示する第三者のカテゴリー。

(5) その消費者について収集した個人情報の具体的な内容。

(b) 消費者に関する個人情報を収集する事業者は、第1798.130条(a)(3)(B)に従い、消費者から検証可能な消費者の要求を受領した際に(a)に定められた情報を消費者に開示しなければならない。ただし、(a)を含む(1)号から(4)号までに従い、事業者が消費者に開示するよう義務付けられる情報のカテゴリーおよび個人情報の収集、販売、共有の事業的または商業的目的が、(c)を含む(1)号から(4)号までに従い事業者

が開示した情報と同じである範囲において、事業者は(a)を含む(1)号から(4)号までの規定に準拠したと見なされる。

(c) 消費者に関する個人情報を収集する事業者は、第1798.130条(a)号(5)項(B)に基づき、開示しなければならない：

(1) 消費者について収集した個人情報のカテゴリー。

(2) 個人情報を収集する情報源のカテゴリー。

(3) 個人情報の収集、販売または共同利用に関する事業的または営利的目的。

(4) 事業者が個人情報を共有して開示する第三者のカテゴリー。

(5) 消費者が、事業者がその消費者について収集した個人情報の具体的な内容を要求する権利を有すること。

(d) 本節は、事業者が次の事項を行うことを要求するものではない：

(1) 一回限りの取引のために収集された消費者に関する個人情報を、通常の業務においてその消費者に関する情報が保持されていない場合に、それを保持すること。

(2) 通常の業務上において個人情報とみなされるような方法で維持されていないデータを再識別すること、またはその他の方法で紐づけること。

第8節 民法第1798.115条を以下のように改正する：

民法第1798.115条 どのような個人情報が販売または共有され、誰に提供されているかを知る消費者の権利

民法第1798.115条 (a) 消費者は、消費者の個人情報を販売もしくは共有する事業者、または事業目的のために開示する事業者に対して、その消費者に以下の開示を求める権利を有するものとする：

(1) 事業者が消費者について収集した個人情報のカテゴリー。

(2) 事業者が販売または共有した消費者についての個人情報、事業者が個人情報を販売または共有した第三者のカテゴリー。当該個人情報を販売または共有した第三者の各カテゴリーごとに、個人情報のカテゴリーを分類したもの。

(3) 事業者が事業目的で消費者について開示した個人情報のカテゴリー及び事業目的で開示された人物のカテゴリー。

(b) 消費者に関する個人情報を販売もしくは共有する事業者、または事業目的のために消費者の個人情報を開示する事業者は、第1798.130条の(a)号の(4)

に従って、消費者から検証可能な消費者の要求を受領した時点で、(a)号に規定された情報を消費者に開示しなければならない。

(c) 消費者の個人情報を販売もしくは共有する事業者、または事業目的のために消費者の個人情報を開示する事業者は、1798.130項(a)号(5)項(C)に基づき、開示しなければならない：

(1) その事業者が販売または共有した消費者の個人情報のカテゴリー。消費者の個人情報を販売または共有していない場合には、その旨を公表すること。

(2) 事業者が事業目的のために開示した消費者個人情報のカテゴリー。事業者が事業目的のために開示していない場合には、その旨を開示すること。

(d) 第三者は、消費者が明示的な通知を受け、第1798.120条に従って制限する権利を行使する機会を提供されていない限り、事業者が第三者に販売した、または第三者と共有した消費者に関する個人情報を販売または共有してはならない。

第9節 民法第1798.120条を以下のように改正する：

民法第1798.120条 個人情報の販売または共有を中止する消費者の権利

民法第1798.120条 (a) 消費者は、消費者に関する個人情報を第三者に販売または共有する事業者に対して、消費者の個人情報を販売または共有しないよう指示する権利をいつでも持つものとする。この権利を販売または共有のオプトアウト権と呼ぶことがある。

(b) 消費者の個人情報を第三者に販売する、または第三者と共有する事業者は、第1798.135条(a)号に従って、消費者に対して、この情報が販売または共有される可能性があること、および消費者が個人情報の販売または共有を拒否する「オプトアウト権」を有することを通知しなければならない。

(c) (a)号にかかわらず、事業者は、消費者が13歳以上16歳未満である場合は消費者が、13歳未満の場合は消費者の親または後見人が、消費者の個人情報の販売または共有を肯定的に承認した場合を除き、消費者が16歳未満であることを事業者が実際に知っている場合には、消費者の個人情報を販売または共有してはならない。消費者の年齢を故意に無視する事業者は、消費者の年齢を実際に知っていたとみなされる。この権利を「オプトアウト権」と呼ぶことがある。

(d) 消費者から消費者の個人情報を販売または共有しないよう指示を受けた事業者、または未成年の消

費者の個人情報の場合には未成年の消費者の個人情報を販売または共有する同意を受けていない事業者は、第1798.135条(a)号(c)号(4)項に従って、消費者の指示を受けた後、消費者がその後に消費者の個人情報の販売または共有について明示的な承認同意を提供しない限り、消費者の個人情報を販売または共有することを禁止されるものとする。

第10節 民法に第1798.121条を追加し、次のように読み替える：

第1798.121条 機密性の高い個人情報の使用と開示を制限する消費者の権利

第1798.121項 (a) 消費者は、消費者についての機密性の高い個人情報を収集する事業者に対して、第1798.140条(e)号の(2)、(4)、(5)、(8)項に規定されたサービスを実施するため、または第1798.185条(a)号(19)項(C)に基づいて採択された規則によって認められたとおりに実施するために、消費者の機密性の高い個人情報の使用を、それらの商品またはサービスを要求する一般的な消費者が合理的に期待するサービスの実施または商品の提供に必要な使用に限定するよういつでも指示する権利を有するものとする。消費者の機密性の高い個人情報を本号で指定された目的以外の目的で使用または開示する事業者は、第1798.135条(a)号に基づき、この情報が追加された特定の目的のために使用される可能性があること、またはサービス提供者や請負業者に開示される可能性があること、および消費者が機密性の高い個人情報の使用または開示を制限する権利を有することを、消費者に通知しなければならない。

(b) (a)で許可されている場合を除き、消費者から消費者の機密性の高い個人情報を使用または開示しないよう指示を受けた事業者は、消費者が追加の目的で消費者の機密性の高い個人情報を使用または開示することに同意しない限り、第1798.135条(c)(4)に従って、消費者の指示を受けた後、消費者の機密性の高い個人情報を他の目的で使用または開示することを禁止されるものとする。

(c) (a)で許可された目的を遂行するために事業者を支援するサービス提供者または請負業者は、事業者から指示を受けた後、当該個人情報が他の目的のための機密性の高い個人情報であることを実際に知っている限り、機密性の高い個人情報を使用することはできない。サービス提供者または請負業者は、事業者からの指示に応じて事業者との書面による契約に基づいて受領した機密性の高い個人情報の使用を制限し、その事業者との関係に関してのみ使用することが義務付けられる。

(d) 消費者に関する特性を推測する目的なしに収集または処理される機密性の高い個人情報は、

第1798.185条(a)(19)(C)に従って採択された規則でさらに定義されているように、本節の対象とはならず、第1798.100条を含め、本法律のその他のすべての節の目的のために個人情報として扱われるものとする。

第11節 民法第1798.125条を以下のように改正する。

民法第1798.125条 中止またはその他の権利行使後の報復を受けない消費者の権利

民法第1798.125条 (a) (1) 事業者は、消費者が本表題に基づく消費者の権利を行使したことを理由に、消費者を差別してはならない。

(A) 消費者に対する商品またはサービスの提供を拒否すること。

(B) 割引やその他の特典を利用したり、罰則を課したりして、商品やサービスに対して異なる価格や料金を請求すること。

(C) 消費者に異なるレベルや品質の商品やサービスを提供すること。

(D) 商品やサービスを異なる価格や料金で提供されることや、商品やサービスのレベルや品質が異なることを消費者に示唆すること。

(E) 第1798.145条(m)号(2)項(A)に定義されている従業員、就職希望者、独立請負業者に対して、本表題の下で権利を行使したことに対する報復を行うこと。

(2) 本号のいかなる規定も、消費者のデータが事業者提供価値と合理的に関連している場合には、(b)号に基づき、事業者が消費者に異なる価格や料金を請求したり、消費者に異なるレベルや品質の商品やサービスを提供したりすることを禁止するものではない。

(3) 本号は、事業者が本表題に沿ったロイヤリティ、ポイント、プレミアム特典、割引、またはクラブカードプログラムを提供することを禁止するものではない。

(b)(1) 事業者は、個人情報の収集、個人情報の販売若しくは共有、または個人情報の削除保持に対して、消費者に対して対価としての支払いを含む金銭的な動機を与えることができる。また、事業者は、その価格または差が、消費者のデータによって事業者提供価値に直接合理的に関連する場合には、消費者に異なる価格、レート、レベル、品質の商品やサービスを提供することができる。

(2) 本号の規定に基づき金銭的なインセンティブを提供する事業者は、第1798.130条の規定に基づき、消費者にかかる金銭的なインセンティブを通知しなければならない。

(3) 事業者は、消費者が第1798.130条に従い、金銭的なインセンティブプログラムの重要な条件を明確に記載したオプトイン同意を消費者に事前に与えた

場合に限り、消費者を金銭的なインセンティブプログラムに参加させることができ、消費者はいつでもこれを取り消すことができる。消費者がオプトイン同意を提供することを拒否した場合、事業者は、次に消費者にオプトイン同意を提供することを要求するまで、または第1798.185条に従って採択された規則によって規定されているように、少なくとも12ヶ月間待つものとする。

(4) 事業者は、その性質上、不正、不当、強制的、または強要的な金銭的インセンティブの慣行を使用してはならない。

第12節 民法第1798.130条を以下のように改正する：

民法第1798.130条 通知、開示、訂正、削除の要件

第1798.130条 (a)第1798.100条、第1798.105条、第1798.106条、第1798.110条、第1798.115条、及び第1798.125条を遵守するために、事業者は、消費者が合理的にアクセス可能な形式で以下を行うものとする。

(1) (A) 第1798.110条および第1798.115条に従って開示が要求される情報の要求、または第1798.105条および第1798.106条に従って削除または訂正の要求を提出するために、それぞれに対して、最低でもフリーダイヤルの電話番号を含む、二つ以上の指定された方法を消費者が利用できるようにする。オンラインのみで運営し、個人情報を収集する消費者と直接関係を持つ事業者は、第1798.110条および第1798.115条に従って開示が要求される情報の要求、または第1798.105条および第1798.106条に従って削除または訂正の要求を提出するために、それぞれに電子メールアドレスを提供することのみを義務付けられるものとする。

(B) 事業者がインターネットのウェブサイトを管理している場合は、インターネットのウェブサイトを利用して、消費者が第1798.110条および第1798.115条に従って開示が要求される情報の要求、または第1798.105条および第1798.106条に従って削除または訂正の要求をそれぞれ提出できるようにすること。

(2) (A) 消費者から検証可能な消費者の要請を受けてから45日以内に、かかる消費者の要請に基づき、必要な情報を消費者に無償で開示、交付する、不正確な個人情報を訂正する、消費者の個人情報を削除すること。事業者は、かかる要請が検証可能な消費者の要請であるかどうかを判断するための措置を速やかに講じるものとするが、これは、消費者の要請を受領してから45日以内に情報を開示、交付する、不正確な個人情報を訂正する、または個人情報を削除する事業者の義務を延長するものではない。必要な情

報を提供する期間、不正確な個人情報を訂正する期間、または個人情報を削除する期間は、消費者が最初の45日以内に延長の通知を受けることを条件に、合理的に必要な場合には、一度だけ追加で45日延長することができる。必要な情報の開示は、事業者が検証可能な消費者の要請を受領する前の12ヶ月間を対象とし、消費者が事業者のアカウントを維持している場合は事業者の消費者のアカウントを通じて、また、消費者が事業者のアカウントを維持していない場合は消費者の選択により郵便または電子的に、消費者がある事業者から別の事業者はこの情報を支障なく送信できるような容易に使用可能な形式で、書面で行われ、交付されなければならないものとする。事業者は、要求された個人情報の性質に照らして合理的な消費者の認証を要求することができるが、もし検証可能な消費者の要請を行うのであれば、消費者が事業者のアカウントを作成することを要求してはならない。ただし、消費者が事業者のアカウントを保持保有している場合場合、事業者は消費者にそのアカウントを介して要求を提出することそのアカウントを使用して検証可能な消費者の要請を提出するよう要求することができる。

(B) 必要な情報の開示は、検証可能な消費者の要請を事業者が受領する前の12ヶ月間を対象とするものとする。ただし、第1798.185条(a)(9)に基づく規則が採択された場合、消費者は事業者に対し、12ヶ月間を超えて必要な情報を開示するよう要求することができ、事業者は、それを行うことが不可能であると証明された場合や不釣り合いな努力を伴う場合を除き、その情報を提供するよう義務付けられるものとする。12ヶ月の期間を超えて必要な情報を要求する消費者の権利と、その情報を提供する事業者の義務は、2022年1月1日以降に収集された個人情報にのみ適用されるものとする。本号は、事業者に対して個人情報をいつまでも保持することを義務付けるものではない。

(3) (A) 第1798.110条又は第1798.115条に従って検証可能な消費者の要請を受けた事業者は、サービス提供者や請負業者を通じて、またはサービス提供者や請負業者によって、直接的または間接的に収集した消費者に関する個人情報を消費者に開示しなければならない。サービス提供者や請負業者は、サービス提供者や請負業者がサービス提供者や請負業者としての役割において消費者に関する個人情報を収集した場合、第1798.110条または第1798.115条に基づき、消費者または権限を与えられた消費者の代理人から直接受領した検証可能な消費者の要請に応

じる必要はないものとする。サービス提供者や請負業者は、検証可能な消費者の請求に対する事業者の対応に関して、契約関係を有する事業者に援助を提供しなければならない。これにはサービス提供者や請負業者が事業者にサービスを提供することによって得た、自らが保有する消費者の個人情報を事業者に提供すること、不正確な情報を訂正すること、事業者と同様のことができるようにすることが含まれるが、これらに限定されない。事業者との書面による契約に基づいて個人情報を収集するサービス提供者または請負業者は、処理の性質を考慮して、第1798.100条(d)から(f)までの要件を遵守するために、適切な技術的および組織的措置を通じて事業者を支援することが要求される。

(B) 民法第1798.110条(b)の目的のために、

(A) (i) 消費者を特定するために、検証可能な消費者の要求で消費者から提供された情報を、事業者が消費者について以前に収集した個人情報と関連付ける。

(B) (ii) 収集された個人情報を最も詳細に記述した(c)に列挙された次のカテゴリーを参照して、該当する期間の前の12ヶ月間に消費者について収集された個人情報を次のカテゴリーごとに特定する。消費者の個人情報が収集された情報源のカテゴリー。消費者の個人情報を収集、販売、または共有するための事業的または商業的目的。事業者が消費者の個人情報を開示する第三者のカテゴリー。

(iii) 消費者から取得した特定の個人情報を、一般の消費者が容易に理解できる形式で、技術的に可能な範囲で、構造化された一般的に使用される機械読み取り可能な形式で提供し、消費者の要請に応じて他の事業者にも支障なく送信できるようにすること。

「特定の情報」には、セキュリティと完全性の確保を助けるために生成されたデータや、規則で記述されたデータは含まれない。消費者がサービスの切り替えに伴い、消費者の個人情報のある事業者から別の事業者へ転送するように消費者が事業者に指示した場合には、事業者から個人情報が開示されたとはみなされない。

(4) 民法第1798.115条(b)の目的上、

(A) 消費者を特定し、検証可能な消費者の要請で消費者が提供した情報を、事業者が消費者について以前に収集した個人情報と関連付けること。

(B) 事業者が該当する期間の前の12ヶ月間に販売または共有した消費者の個人情報を、個人情報を最も詳細に記述した(c)に列挙されたカテゴリーを参照してカテゴリー別に識別し、該当する期間の前の12ヶ

月間に消費者の個人情報販売または共有された第三者のカテゴリを、販売または共有された個人情報を最も詳細に記述した(c)に列挙されたカテゴリを参照して提供すること。事業者は(C)の目的のために生成されたリストとは別のリストで情報を開示するものとする。

(C) 当該事業者が該当する期間の前の12ヶ月間に事業目的で開示した消費者の個人情報を、個人情報を最も詳細に記載した(c)に列挙されたカテゴリを参照してカテゴリ別に特定し、該当する期間の前の12ヶ月間に事業目的で開示された消費者の個人情報を開示した第三者の人のカテゴリを、開示された個人情報を最も詳細に記載した(c)に列挙されたカテゴリを参照して提供すること。事業者は(B)の目的のために生成されたリストとは別のリストで情報を開示しなければならない。

(5) 事業者がオンラインプライバシーポリシーまたはポリシーがある場合は、かかるオンラインプライバシーポリシーまたはポリシー内、および消費者のプライバシー権に関するCalifornia州固有の説明内で以下の情報を開示すること。またはそれらのポリシーがない場合は、事業者のインターネットウェブサイトで、以下の情報を開示し、少なくとも12ヶ月に一度はその情報を更新すること。

(A) 第1798.100条、第1798.105条、第1798.106条、第1798.110条、第1798.115条、および第1798.125条に基づく消費者の権利の説明、および本条(a)(1)(A)に規定されている場合を除き、要請を提出するための一→二つまたはそれ以上の指定の方法。

(B) 民法第1798.110条(c)の目的上、

(i) a—収集した個人情報を最も詳細に記載した(c)に列挙されたカテゴリを参照して、過去12ヶ月間に消費者について収集した個人情報のカテゴリの一覧。

(ii) 消費者の個人情報が収集される情報源のカテゴリ。

(iii) 消費者の個人情報を収集、販売、共有するための事業的目的または商業的目的。

(iv) 事業者が消費者の個人情報を開示する第三者のカテゴリ。

(C) 民法第1798.115条(c)(1)及び(2)の目的のため、以下個別の二つの一覧。

(i) 当該事業者が過去12ヶ月間に消費者について販売または共有した個人情報のカテゴリを、販売または共有された個人情報を最も詳細に記載した(c)に列

挙されたカテゴリを参照して記載した一覧、または過去12ヶ月間に消費者の個人情報を販売または共有していない場合は、その旨をプライバシーポリシーの中で目立つように開示すること。

(ii) 事業者が過去12ヶ月間に事業目的のために開示した消費者に関する個人情報のカテゴリを、開示された個人情報個人情報を最も詳細に記載した(c)に列挙されたカテゴリを参照して記載した一覧、または事業者が過去12ヶ月間に事業目的のために消費者の個人情報を開示していない場合は、その事実を開示すること。

(6) 事業者のプライバシー慣行または事業者の本表題の遵守に関する消費者からの問い合わせに対応する責任を負うすべての個人が、第1798.100条、第1798.105条、第1798.106条、第1798.110条、第1798.115条、第1798.125条、および本節のすべての要件、およびこれらの節に基づいて消費者が権利を行使するように指示する方法について知らされていることを保証する。

(7) 消費者の要請に対する事業者の検証に関連して消費者から収集した個人情報は、検証の目的のみに使用し、個人情報をさらに開示したり、検証の目的のために必要とする以上に長期間保持したり、無関係な目的のために使用したりしてはならない。

(b) 事業者は、第1798.110条および第1798.115条で要求されている情報を、12ヶ月間に二回以上、同じ消費者に提供する義務はない。

(c) 第1798.100条、第1798.110条、および第1798.115条に従って開示が要求される個人情報のカテゴリは、第1798.140条(v)(1)(A)から(K)に定める特定の用語を使用して個人情報のカテゴリを説明する、および第1798.140条(ae)(1)から(9)までに定める特定の用語を使用して機密性の高い個人情報のカテゴリを説明することで、第1798.140条の個人情報および機密性の高い個人情報の定義定義に従うものとする。

第13節 民法第1798.135条を以下のように改正する：

民法第1798.135条 個人情報の販売、共有、利用および機密性の高い個人情報の利用を制限する方法

民法第1798.135条 (a) 第1798.120条に準拠することが義務付けられている事業者は、第1798.121条(a)で許可された目的以外の目的で、消費者の個人情報を販売や共有、消費者の機密性の高い個人情報を使用や開示を行う場合は、消費者が合理的にアクセス可能な形で以下を行うものとする。

(1) 事業者のインターネットのホームページに、「私の個人情報を販売または共有しない」と題して、消費者または消費者に権限を与えられた者が消費者の個人情報の販売や共有をオプトアウトできるように、インターネットのウェブページインターネットのウェブページへの明確で目立つリンクを提供すること。

(2) 事業者のインターネットのホームページに「私の機密性の高い個人情報の使用を制限する」と題して、消費者または消費者に権限を与えられた者が、消費者の機密性の高い個人情報の使用または開示を第1798.121条(a)で許可された使用に限定できるように、明確で目立つリンクを提供すること。

(3) 事業者の裁量で本条(1)および(2)に従う代わりに、事業者のインターネット・ホームページ上で、消費者が消費者の個人情報の販売または共有を中止し、消費者の機密性の高い個人情報の使用または開示を制限することを容易に可能にする単一の明確なラベル付きのリンクを利用すること。

(4) 事業者が本条(1)(2)または(3)に基づき受領したオプトアウト要請に対して、消費者に製品またはサービスの利用料金を通知することで応じる場合、消費者の個人情報の保持、使用、販売、または共有のために、第1798.125条(b)に従って提供される金銭的なインセンティブの条件を提示すること。

(b) (1) 事業者が、第1798条(a)(20)に従って採択された規則に定められた技術仕様に基づき、消費者の同意を得てプラットフォーム、技術、またはメカニズムによって事業者へ送信される、消費者の個人情報の事業者による販売もしくは共有からオプトアウトする、または消費者の機密性の高い個人情報の使用もしくは開示を制限する、またはその両方を行うという消費者の意図を示すオプトアウトの選択を通じて、消費者が個人情報の販売または共有からオプトアウトすること、および消費者の機密性の高い個人情報の使用を制限できるようにする場合、事業者は(a)を遵守する必要はないものとする。

(2) (1)に基づき、消費者が個人情報の販売または共有をオプトアウトし、その機密性の高い個人情報の使用を制限することを認める事業者は、その事業者による消費者の個人情報の販売や共有、または追加目的のための消費者の機密性の高い個人情報の使用に関して、消費者がその事業者がオプトアウトの選択の信号を無視することに同意できるようにするウェブページへのリンクを提供することができるが、以下を条件とする。

(A) 同意のウェブページでは、消費者または消費者に権限を与えられた者は、同意が肯定的に提供された場合と同様に、同意を簡単に取り消すこともできる。

(B) ウェブページへのリンクが、消費者が訪問しようとしているウェブページでの消費者の体験を低下させず、同じウェブページ上の他のリンクと比較して、外観、使用感、サイズが類似している。

(C) 同意のウェブページは、第1798.185条(a)(20)に従って採択された規則に定められた技術仕様に準拠している。

(3) (a)を遵守する事業者は、(b)の遵守は求められない。明確にするために記すと、事業者は(a)と(b)のどちらを遵守するかを選択することができる。

(c) 本節の対象となる事業者は、以下を行うものとする。

(1) 消費者にアカウントの作成を要求しないこと。また、消費者の個人情報を販売や共有しないように事業者に指示したり、消費者の機密性の高い個人情報の使用や開示を制限したりするために必要である以上の追加情報を提供することを要求しないこと。

(2) 第1798.120条および第1798.121条に基づく消費者の権利の説明を、「私の個人情報を販売や共有しない」インターネットウェブページインターネットウェブページ、および「私の機密性の高い個人情報の使用を制限する」インターネットウェブページへの個別のリンク（該当する場合）、または両方の選択肢への単一のリンク、または事業者が本条(b)に従ってプラットフォーム、技術、またはメカニズムによって送信されたオプトインの選択信号に対応し遵守する旨の記述と共に、以下に含める。

(A) 事業者にオンラインプライバシーポリシーまたはポリシーがある場合は、そのオンラインプライバシーポリシーまたはポリシー。

(B) 消費者のプライバシー権に関するCalifornia州特有の説明。

(3) 事業者のプライバシー慣行または本表題への事業者の法令順守に関する消費者からの問い合わせに対応する責任を負うすべての個人が、第1798.120条、第1798.121条、および本節のすべての要件、およびこれらの節の下で消費者が権利を行使するように指示する方法について知らされていることを確認する。

(4) 消費者が個人情報の販売や共有をオプトアウトする権利を行使する場合、消費者の個人情報の販売や共有、または事業者が消費者について収集した消費者の機密性の高い個人情報の使用や開示を控えると共に、追加の目的のために消費者の個人情報の販売や共有に対する承認、または消費者の機密性の高い個人情報の使用や開示に対する承認を消費者に要求する前に、または規制により許可されるまで、少なくとも12ヶ月間待機すること。

(5) 消費者の個人情報の販売をオプトアウトした消費者については、消費者のオプトアウトの決定を尊

重し、消費者が消費者の個人情報の販売を認可することを要求する前に、少なくとも12ヶ月間期間を開けること、個人情報の販売または共有に同意しない16歳未満の消費者はについて、16歳未満の消費者の個人情報の販売または共有を控え、再度消費者の同意を要求する前に少なくとも12ヶ月間、または規制により許可されるまでまたは消費者が16歳に達するまで待つこと。

(6) 消費者のオプトアウト要請の提出に関連して消費者から収集した個人情報は、オプトアウト要請に従う目的のみに使用すること。

(b) (d) 事業者が、California州の消費者専用かつ必要なリンクとテキストを含む別個の追加ホームページを維持し、California州の消費者が一般に公開されているホームページではなく、California州の消費者のためのホームページに誘導されることを保証するための合理的な措置を講じている場合は、本表題のいかなる規定も、事業者が一般に公開するホームページに必要なリンクとテキストを含めることにより、本表題を遵守することを要求するものと解釈されてはならない。

(e) (e) 消費者は、(b)(1)に定義されているオプトアウトの選択信号を含め、消費者の個人情報の販売または共有をオプトアウトすること、および消費者に代わって消費者の機密性の高い個人情報の使用を制限することのみを、他の者に許可することができる。事業者は、消費者のオプトアウトの意思を表示するために、消費者のために行動することを許可された者から受け取った制限要求に従うものとし、事業者が本条(a)または(b)に従うことを選択したかどうかに関わらず、司法長官が採択した規則に従って、消費者のために行動することを許可された者から受け取った制限要求に従うものとする。明確にするために記すと、本(a)号を遵守することを選択した事業者は、第1798.125条に準拠して消費者のオプトアウトに対応することができる。

(f) 事業者が消費者のオプトアウト要請を、事業者が権限を与えた個人情報を収集する者に伝達した場合、その者はその後、事業者が指定した事業目的のために、または本表題で許可された方法でのみ消費者の個人情報を使用するものとし、以下を禁止するものとする。

- (1) 個人情報を販売または共有すること。
- (2) 当該消費者の個人情報を、以下の目的で保持、使用または開示すること。
 - (A) 事業者が提供するサービスを遂行するための特定の目的以外の目的のため。
 - (B) 本人と事業者との直接の取引関係以外の目的のため。
 - (C) 事業者へのサービスの提供以外の営利目的のため。

(g) (f)に従って消費者のオプトアウト要請をある人に伝達した事業者は、オプトアウト要請を受け取った人が本表題に定める制限に違反した場合、本表題に基づく責任を負わないものとする。ただし、オプトアウト要請を伝達した時点で、当該事業者が、かかる人にそのような違反を犯す意図があることを実際に知らなかった、またはそう考える理由がなかったことを条件とする。本号を放棄または制限しようとするいかなる種類の契約または合意の規定も無効であり、強制力を持たないものとする。

第14節 民法第1798.140条を以下のように改正する。

民法第1798.140条 定義

民法第1798.140条 本表題の目的上、

(a) 「広告およびマーケティング」とは、消費者に商品、サービス、または雇用を得よう誘導することを目的とした、事業者または事業者のために行動する者による、あらゆる媒体でのコミュニケーションを意味する。

(a) (b) 「消費者情報の集合体」とは、消費者のグループまたはカテゴリーに関連する情報であり、個々の消費者の識別情報が削除されたものであり、デバイスを介したものを含め、いかなる消費者または世帯にも紐づいていない、または合理的に紐付け不可能なものを意味する。「消費者情報の集合体」とは、身元が識別された一つまたは複数の個別の消費者記録を意味するものではない。

(b) (c) 「生体情報」とは、個人の生理的、生物学的または行動的特性を意味し、個人のデオキシリボ核酸(DNA)に係る情報を含め、単独でまたは他の識別データと組み合わせ、個人の身元を確認するために使用されるか、または使用されることが意図されているものをいう。生体情報には、虹彩、網膜、指紋、顔、手、手のひら、静脈パターン、および音声録音が含まれるが、これらに限定されるものではなく、そこから顔紋、詳細な特徴、声紋などの識別テンプレートを抽出することができるもの、および識別情報を含むキーストロークパターンやリズム、歩行パターンやリズム、および睡眠データ、健康データ、運動データが含まれる。

(e) (d) 「事業者」とは以下を意味する。

- (1) 株主またはその他の所有者の利益または財政的利益のために組織または運営されている個人事業主、パートナーシップ、有限責任会社、法人、協会、またはその他の法人で、消費者の個人情報を収集しているか、またはその情報を収集するための代理として、単独で、または他の者と共同で、消費者の個人情報の処理の目的と手段を決定している者で、California州で事業を行っており、以下の閾値のうちの一つ以上を満たしている者。

(A) その暦年の1月1日時点で、第1798.185条(a)(5)に従って調整された前暦年の年間総収入が2,500万ドル(\$25,000,000)を超えている。

(B) 単独でまたは連結で、年間5万10万件以上の消費者または世帯、機器の個人情報を単独でまたは連結で商業目的のために、事業の商業目的のために受領し、購入し、販売し、共有している。

(C) 消費者の個人情報の販売または共有から年間収入の50パーセント以上を得ている。

(2) (1)に定義する事業者を支配する事業体、または事業者によって支配されている事業体であって、事業者と共通のブランドを共有し、事業者と消費者の個人情報を共有している事業体。「支配する」または「支配されている」とは、事業のあらゆる種類の議決権付証券の発行済株式の50パーセント以上を所有していることによる所有権または議決権を行使する権限、取締役の過半数または同様の機能を行使する個人の選挙に対する何らかの方法での支配、または会社の経営に対して支配的な影響力を行使する権限を意味する。「共通ブランド」とは、二つ以上の事業体が共に所有していることを一般の消費者が理解するであろう共有の名称、サービスマーク、または商標を意味する。

(3) 各事業が40パーセント以上の持分を有する事業で構成される合併事業またはパートナーシップ。この表題の目的において、合併事業またはパートナーシップ、および合併事業またはパートナーシップを構成する各事業は、それぞれ単一の事業者と見なされるものとする。ただし、各事業者が所有し、合併事業またはパートナーシップに開示された個人情報が、他の事業者と共有されない場合を除く。

(4) California州で事業を行う(1)、(2)、(3)の対象とならない者で、本表題に準拠することおよび拘束されることに同意していることを自主的にCalifornia州プライバシー保護局に証明する者。

(d) (e) 「事業目的」とは、事業者もしくはサービス提供者の事業目的もしくはその他の通知された目的、または第1798.185条(a)(11)に従って採択された規則によって定義されるサービス提供者もしくは請負業者の事業目的のための個人情報の使用を意味し、個人情報の使用は、個人情報が収集もしくは処理された事業目的を達成するため、または個人情報が収集された文脈に適合する別の事業目的のために合理的に必要であり、かつそれに応じたものでなければならない。事業目的には以下が含まれる。

(1) ユニークビジターに対する広告印象のカウント、広告印象のポジショニングと品質の検証、および本仕

様書および他の基準への法令順守の監査を含むが、これらに限定されない。消費者との現在のやり取り、およびそれと同時に生じる商取引に関連する監査。

(2) 安全性を検出し、悪意のある、欺瞞的な、詐欺的な、または違法な活動から保護し、その活動の責任者を告発すること。消費者の個人情報の使用がこれらの目的のために合理的に必要なかつ適切な範囲において、セキュリティと完全性の確保に貢献すること。

(3) 既存の意図した機能を損なうエラーを特定し、修復するための取り除き。

(4) 消費者と事業者との現在のやり取りの一部として表示される非個人化された広告を含む(ただし、これに限定されないこと)短期的または一時的な使用。ただし、その消費者の個人情報が他の第三者に開示されず、あるその消費者に関するプロフィールを構築するために使用されないこと、または事業者との現在のやり取りの他で個人その消費者の体験を変更するために使用されないことを条件とする。これには同じやり取りの一環として表示される、コンテキストを反映したカスタマイズが含まれるが、これに限定されない。

(5) 事業者またはサービス提供者に代わって、アカウントの維持またはサービス提供、顧客サービスの提供、注文や取引の処理または履行、顧客情報の確認、支払いの処理、融資の提供、広告またはマーケティングサービスの提供、分析サービスの提供、ストレージの提供、または事業者またはサービス提供者に代わって同様のサービスを提供することを含むサービスを実行すること。

(6) クロスコンテキスト行動広告を除き、広告およびマーケティングサービスを消費者に提供すること。ただし、広告およびマーケティングの目的で、サービス提供者または請負業者は、サービス提供者または請負業者が事業者から受領した、または事業者に代わって受領したオプトアウトされた消費者の個人情報と、サービス提供者または請負業者が他の人から受領した、もしくは事業者に代わって受領した個人情報、または事業者自身が消費者とのやり取りから収集した個人情報とを組み合わせるはならない。

(6) (7) 技術開発・実証のための社内研究を行うこと。

(7) (8) 事業者が所有、製造、または管理しているサービスや装置の品質や安全性を検証または維持するための活動、及び事業者が所有、製造、または管理しているサービスや装置を改善、改良、または強化するための活動を行うこと。

(e) (f) 「収集する」、「収集した」または「収集」とは、消費者に係る個人情報を購入、賃借、収集、入手、受領、または何らかの手段でアクセスすることをいう。これには、能動的または受動的に、また

は消費者の行動を観察することによって、消費者から情報を受け取ることが含まれる。

(f) (g)「商業目的」とは、他人に製品、商品、財産、情報、またはサービスを購入、賃貸、リース、加入、予約購読、提供、または交換するように誘導することによって、直接的もしくは間接的に、商業取引を可能にしたり、そのような効果を与えることで、個人の商業的または経済的利益を促進することを意味する。「商業目的」には、政治的言論やジャーナリズムなど、州や連邦裁判所が非営業的な言論として認めている言論活動に従事する目的は含まれない。

(h)「同意」とは、消費者もしくは消費者の法定後見人、委任状を持つ者、または消費者の後見人として行動する者による、自由に提供された、具体的で、情報を提供された、消費者の希望の明確な表示を意味する。これは声明または明確な肯定的行動などであり、それによって、狭く定義された特定の目的について消費者に関連する個人情報を処理することに同意したことを意味する。無関係の他の情報と共に個人情報の処理に関する説明を含む一般的または広範な利用規約、またはそれに類する文書に同意しても、本定義の同意には該当しない。コンテンツの上にカーソルを置いたり、ミュートしたり、一時停止したり、閉じたりしても、同意には該当しない。同様に、解りにくい様式を利用して得られた同意は、同意には該当しない。

(g) (i)「消費者」とは、2017年9月1日に改編されたCalifornia州規則法令の第18節17014条に定義されているように、California州の居住者である自然人を意味し、いかなる一意の身元情報によっても身元が確認される。

(j) (1)「請負業者」とは、事業者との書面による契約に基づき、事業者が事業目的のために消費者の個人情報を利用できるようにする者を言う。ただし、かかる契約は以下を条件とする。

(A) 請負業者の以下の行為を禁止する。

(i) 個人情報の販売または共有。

(ii) 契約で明示した業務目的以外の目的での個人情報の保有、利用または開示。これには、契約で明示した事業目的以外の商業目的のための、または本表題で認められている保有、利用、開示が含まれる。

(iii) 請負業者と事業者との直接の取引関係以外の情報の保持、利用、または開示。

(iv) 請負業者が事業者との書面による契約に従って受領した個人情報と、請負業者が他の人から受領した、もしくは他の人に代わって受領した個人情報、または自身が消費者とのやり取りから収集した個人情報を組み合わせること。ただし、本条(e)(6)およびCalifornia州プライバシー保護庁によって採択された

規則に規定されている場合を除き、請負業者は、第1798.185条(a)(10)に従って採択された規則に定義されている事業目的を実行するために個人情報を組み合わせることができる。

(B) 請負業者が本(A)の制限事項を理解し、それを遵守するという請負業者による証明書を含む。

(C) 請負業者との合意に基づき、継続的な手動レビューや自動スキャン、定期的な評価、監査、または少なくとも12ヶ月に一回のその他の技術的テスト・運用テストなどの措置を通じて、請負業者の契約遵守状況を監視することを許可する。

(2) 請負業者が事業者に代わって事業目的のために個人情報の処理を補助するために他の者に委託し、または請負業者の従事する他の者が当該事業目的のために個人情報の処理を補助するために他の者に委託したときは、請負業者はその旨を事業者に通知し、当該委託は、本(1)に規定するすべての事項を遵守することを拘束する書面による契約によらなければならない。

(k)「クロスコンテキスト行動広告」とは、消費者が意図的にやり取りする企業、明確なブランドのウェブサイト、アプリケーション、またはサービス以外の企業、明確なブランドのウェブサイト、アプリケーション、またはサービスにおける消費者の行動から得られた消費者の個人情報に基づいて、消費者に広告をターゲティングすることを意味する。

(l)「ダークパターン」とは、規制によって詳細に定義されているように、ユーザーの自主性、意思決定、または選択を妨害する、または損なわせる実質的な効果を持つように設計または操作されたユーザーインターフェースを意味する。

(h) (m)「非特定化」とは、情報を保有する事業者が特定の消費者に関する情報を推測するために合理的に使用することができない、または特定の消費者に結びつけることができない情報を意味する。ただし、この情報を保有する事業者は以下を行う。

(1) 消費者または世帯と関連付けることができないようにするための合理的な措置を講じる。

(2) 個人情報を特定できない状態で維持、利用すること、再特定を試みないことを公表する。ただし、事業者は、その再特定プロセスが本号の要件を満たしているかどうかを判断する目的のみのために、情報の再特定を試みることができる。

(3) 情報の受信者に対して、本号のすべての条項を遵守することを契約上義務付ける。特定する、関連する、記述する、特定の消費者と関連づけることができる、または特定の消費者に直接または間接的にリンクされること、ただし、特定情報を使用する事業者が提供することを条件とする。

(1) 情報が関連する可能性のある消費者の再特定を禁止する技術的な保護措置を実施している。

(2) 情報の再特定を特に禁止する業務プロセスを実施している。

(3) 再特定された情報の不用意な流出を防止するための業務プロセスを実施している。

(4) 情報の再特定を試みない。

(i) (n) 「要請を提出するための指定された方法」とは、消費者が本表題に基づく要求や指示を提出することができる郵送先住所、電子メールアドレス、インターネットウェブページ、インターネットウェブポータル、フリーダイヤル電話番号、またはその他の該当する連絡先情報であり、第1798.185条に従って司法長官によって承認された、新しいかつ消費者に優しい、企業への連絡方法を意味する。

(j) (o) 「デバイス」とは、インターネットに直接または間接的に、または他のデバイスに接続することができる物理的な物体を意味する。

(k) 「健康保険情報」とは、消費者の保険契約番号もしくは加入者識別番号、健康保険会社が消費者を識別するために使用する固有の識別子、または事業者またはサービス提供者がデバイスなどを介して、情報を消費者または世帯に紐付けている場合、または合理的に紐付け可能である場合は、控訴記録などの消費者の申請および請求履歴に含まれる情報を意味する。

(l) (p) 「ホームページ」とは、インターネット上のウェブサイトの紹介ページ及び個人情報を収集するインターネット上のウェブページを意味する。モバイルアプリケーションなどのオンラインサービスの場合、ホームページとは、アプリケーションのプラットフォームまたはダウンロードページ、アプリケーション構成、「概要」、「情報」、設定ページなどのアプリケーション内のリンク、および本表題第1798.135条(a)に規定されている通知通知を消費者が確認できるようにするその他のロケーションを意味し、アプリケーションをダウンロードする前を含むが、これに限定されない。

(m) (q) 「世帯」とは、特定されたものであっても、同じ住所で同居し、共通の機器やサービスを利用する消費者の集団を意味する。

(n) (r) 「推論する」または「推論」とは、事実、証拠、または他の情報源やデータから情報、データ、仮定、または結論を導き出すことをいう。

(s) 「意図的なやり取り」とは、消費者がある人のウェブサイトを訪問したり、その人から商品やサービスを購入したりすることを含む、一つまたはそれ以上の意図的なやり取りを介して、その人とのやり取りやその人へ個人情報を開示する場合を意味する。特定のコンテンツの上にカーソルを置いたり、ミュートし

たり、一時停止したり、閉じたりすることは、消費者の人物とやり取りする意図を構成するものではない。

(t) 「非パーソナライズ広告」とは、消費者の正確な位置情報を除き、消費者の現在の事業者とのやり取りから得られる消費者の個人情報のみに基づく広告およびマーケティングを意味する。

(u) (u) 「人」とは、個人、個人事業主、会社、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、組織、事業信託、会社、法人、有限責任会社、協会、委員会、およびその他の組織または協調して行動する人のグループを意味する。

(v) (v) (1) 「個人情報」とは、特定の消費者または世帯を識別し、関連し、記述し、特定の消費者または世帯と直接または間接的に関連づけられ、または合理的に関連付けることができる情報を意味する。個人情報には、特定の消費者または世帯を識別し、関連し、記述し、特定の消費者または世帯と合理的に関連付けることができる場合、または合理的に直接または間接的に関連付けることができる場合、以下のものが含まれるが、これらに限定されない：

(A) 本名、通名、郵便番号、固有の個人識別子、オンライン識別子、インターネットプロトコルアドレス、電子メールアドレス、アカウント名、社会保障番号、運転免許証番号、パスポート番号、またはその他の類似の識別子。

(B) 第1798.80条(e)に記載されている個人情報のカテゴリ。

(C) California州法または連邦法の下で保護されている分類の特徴

(D) 個人の財産、製品またはサービスを購入、取得、または検討した記録、またはその他の購入または消費の履歴や傾向を含む商業情報。

(E) 生体情報。

(F) インターネットまたはその他の電子ネットワーク活動情報。これには閲覧履歴、検索履歴、および消費者とインターネットのウェブサイト・アプリケーションまたは広告とのやり取りに関する情報を含むが、これらに限定されない。

(G) 地理位置情報データ。

(H) 音声情報、電子情報、視覚情報、熱情報、嗅覚情報、またはこれらに類する情報。

(I) 職業関連または雇用関連の情報。

(J) 家族教育権およびプライバシー法(20 U.S.C. Sec. 1232g; 34 C.F.R. Part 99)で定義されているように、一般に公開されていない個人を特定できる情報として定義される教育情報。

(K) 消費者の嗜好、特徴、心理的傾向、素因、行動、態度、知性、能力、および適性を反映した消費者に

関するプロフィールを作成するために、本号で特定された情報のいずれからの導き出された推論。

(l) 機密性の高い個人情報。

(2) 「個人情報」には、一般に入手可能な情報や合法的に入手した情報、一般の関心事項である事実に関する情報は含まれない。本項の目的上「一般に入手可能」とは、以下を意味する：連邦政府、州政府、または地方自治体の記録から合法的に入手可能な情報、消費者もしくは広く普及しているメディアから、または消費者により、合法的に広く大衆が入手可能であると事業者が信じる合理的な根拠を有する情報、または消費者が特定の対象に情報を制限していない場合に、消費者が情報を開示した者が入手可能にする情報。「一般に入手可能」とは、事業者が消費者の知らないところで消費者について収集した生体情報を意味しない。

(3) 「個人情報」には、特定された消費者情報や集計された消費者情報は含まれない。

(w) 「正確な地理位置情報」とは、規則に規定されている場合を除き、半径1,850フィートの円の面積と等しいか、それ以下である地理的領域内で消費者の位置を特定するために使用される、または使用されることを意図した、装置から得られたデータを意味する。

(p) (x) 「高確率識別子」とは、個人情報の定義に列挙されている個人情報のカテゴリーに含まれているか、またはそれに類似するカテゴリーに基づいて、消費者または消費者のデバイスを、そうでない場合よりも高い確率で識別するものを意味する。

(q) (y) 「処理」とは、自動化されているかどうかに関わらず、個人データ情報または個人データ情報の集合に対して実行される操作または一連の操作を意味する。

(z) 「プロファイリング」とは、第1798.185条(a)(16)に基づく規則で詳細に定義されているように、自然人に関連する特定の個人的側面を評価し、特に自然人の仕事上のパフォーマンス、経済状況、健康、個人的嗜好、興味、信頼性、行動、位置情報、または動きに関する側面を分析または予測するために、あらゆる形態の個人情報の自動処理を意味する。

(r) (aa) 「匿名」または「匿名化」とは、追加情報を使用することなく、個人情報が特定の消費者に帰属しなくなるような方法で個人情報を処理することを意味する。追加情報が別個に保管され、かつ、個人情報が特定されたまたは識別可能な消費者に帰属しないようにするための技術的および組織的な措置が講じられていることを条件とする。

(s) (ab) 「研究」とは、科学的分析、系統的研究及び観察を意味する。これには、公益のために公共の知識または科学的知識の発展やそれに対する貢献を目

的とし、他のすべての適用される倫理、及びプライバシーに関わる法律に準拠している基礎研究または応用研究が含まれる。公衆衛生の分野で公益のために実施される研究などがあるが、これに限定されない。消費者と事業者のサービスやデバイスとのやりとりの中で、他の目的のために消費者から収集された可能性のある個人情報を用いた調査は、以下であるものとする。

(1) 個人情報を収集した事業目的と適合していること。

(2) 事業者によって、特定の消費者を合理的に識別し、関連づけ、記述し、特定の消費者と関連づけられたい、直接的または間接的に紐付けされたいすることができないように、事後に匿名化し、識別不能とすること。集計により識別不能とすること。

(3) 研究を支援するために必要な場合を除き、情報に関連する可能性のある消費者の再識別を禁止する技術的な保護措置の対象となること。

(4) 研究を支援するために必要な場合を除き、情報の再特定を明確に禁止する業務プロセスの対象となること。

(5) 特定された情報の不用意な流出を防止するための業務プロセスに従うこと。

(6) あらゆる再特定の試みから保護されていること。

(7) 個人情報が収集された状況に適合する研究目的にのみ使用されること。

(8) いかなる商業目的にも使用されないこと。

(9) 研究を実施する事業者が、研究目的を遂行するために必要な事業者内の個人のみならず研究データへのアクセスを制限する追加的なセキュリティ管理の対象としていること。

(ac) 「安全性と完全性」とは、以下の能力を意味する。

(1) 保存または送信された個人情報の可用性、真正性、完全性、機密性を損なうセキュリティ事故を検知するためのネットワークまたは情報システムの能力。

(2) セキュリティ事故を検知し、悪意のある、欺瞞的な、詐欺的な、または違法な行為に対抗し、それらの行為の責任者を告発する事業者の能力。

(3) 権利者の身体の安全を確保する事業者の能力。

(t) (ad) (1) 「販売する」、「販売している」、「販売」または「販売された」とは、事業者による消費者の個人情報を金銭その他の価値ある対価を得て、他の事業者または第三者に、販売、貸借、提供、開示、普及、利用可能化、譲渡、または口頭、書面

もしくは電子的その他の方法で伝達することを意味する。

(2) 本表題の目的において、事業者は以下の場合には個人情報を販売しない。

(A) 消費者が以下のために、意図的に事業者を利用した、または事業者に指示した場合。

(i) 個人情報を開示すること。

(ii) 事業者を利用して、意図的に一人または複数の第三者第三者との間でやりとりを行うこと。ただし、かかる開示が本表題の規定に抵触する場合は、当該第三者も個人情報を開示する場合。意図的なやり取りを介して、第三者とのやり取りを意図している場合に発生する。特定のコンテンツの上にカーソルを置いたり、ミュートしたり、一時停止したり、閉じたりすることは、消費者が第三者とのやり取りを意図したものには該当しない。

(B) 事業者が、消費者が個人情報の販売をオプトアウトした、または消費者が機密性の高い個人情報の使用を制限したことを第三者に警告する目的で、個人情報の販売を止めた、または機密性の高い個人情報の使用を制限した消費者の識別子を使用または共有する場合。

(C) 事業者が、次のいずれかの条件で、事業目的の達成に必要な消費者の個人情報を利用する、またはサービス提供者との間で共同利用する場合。

(i) 事業者は、第1798.135条に準拠した条件でその情報が使用または共有されていることを通知している。

(ii) サービス提供者は、事業目的を遂行するために必要な場合を除き、消費者の個人情報をこれ以上収集、販売、利用しない。

(D) (C) 事業者が、合併、買収、破産、または第三者が事業の全部または一部を支配するその他の取引の一部である資産として消費者の個人情報を第三者に譲渡する場合。ただし、情報が本表題第1798.110条および第1798.115条と一貫性をもって使用または共有されることを条件とする。第三者が、収集時に交わした約束と著しく矛盾する内容で消費者の個人情報を使用または共有する方法に重大な変更を加えた場合、その第三者は、消費者に対して新たなまたは変更後の慣行を事前に通知しなければならない。この通知は、既存の消費者が本表題第1798.120条と矛盾せずに選択を容易におこなえるように、十分に目立ち、かつしっかりとしたものでなければならない。本副項は、不正及び欺瞞的行為防止法（事業及び専門的職業倫理規定第7部第2編第5章（17200条から始まる））に違反するような方法で、事業者がプライバシーポリシーの重要な変更、遡及的な変更、またはその他のプライバシーポリシーの変更を行うことを許可するものではない。

(ae) 「機密性の高い個人情報」とは、以下を意味する。

(1) 以下が明らかになる個人情報をいう。

(A) 消費者の社会保障、運転免許証、州の身分証明書、またはパスポートの番号。

(B) 消費者のアカウントログイン、金融機関の口座、デビットカード、またはクレジットカードの番号と、必要なセキュリティコードまたはアクセスコード、パスワード、アカウントへのアクセスを許可する認証番号との組み合わせ。

(C) 消費者の正確な地理的位置。

(D) 消費者の人種または民族的出自、宗教的または哲学的信条、または組合への加入。

(E) 企業が意図した通信の受信者である場合を除き、消費者の郵便物、電子メール、およびテキストメッセージの内容。

(F) 消費者の遺伝データ。

(2) (A) 消費者を一意に識別する目的で生体情報を処理すること。

(B) 消費者の健康に関して収集分析された個人情報。

(C) 消費者の性生活または性的指向に関して収集分析された個人情報。

(3) 本(v)(2)の規定による「一般に入手可能」な機密性の高い個人情報は、機密性の高い個人情報または個人情報とはみなされないものとする。

(u) (af) 「サービス」とは、商品の販売または修理に関連して提供されるサービスを含む、作業、労務、使役を意味する。

(v) (ag) (1) 「サービス提供者」とは、個人事業主、パートナーシップ、有限会社、法人、協会、または株主もしくは他の所有者の利益、または財政的利益のために組織もしくは運営されているその他の法人を意味し、書面による契約に基づいて事業目的のために、事業者によって個人情報を保有し、事業者からまたは事業者のために個人情報を開示する受領する人を意味する。ただし、その契約は個人情報を受け取る側が以下を禁止することを条件とする：

(A) 個人情報を販売または共有すること。

(B) 事業者との契約で特定された事業目的以外の目的特定のサービスの遂行のために、または本表題で認められたとおりに個人情報を保有、利用、または開示すること。ただしサービス事業者との契約で特定された事業目的以外の営利目的のために、または本表題で認められたとおりに、個人情報を保有、利用、または開示する場合を含む。

(C) サービス提供者と事業者との直接の取引関係以外での保有、利用、開示。

(D) サービス提供者が事業者から受領した、または事業者に代わって受領した、または事業者自身が消費者とのやりとりから収集した個人情報と、他の人から受領した、または事業者に代わって収集した個人情報とを組み合わせる利用すること。ただし、本(e)(6)およびCalifornia州プライバシー保護局によって採択された規則に規定されている場合を除き、サービス提供者は、第1798.185条(a)(10)に従って採択された規則で定義されているように、あらゆる事業目的のために個人情報を組み合わせることができる。契約では、サービス提供者との合意に基づき、事業者が、継続的な手動レビューや自動スキャン、定期的な評価、監査、または少なくとも12ヶ月に一回のその他の技術的テスト・運用テストなどの措置を通じて、サービス提供者の契約遵守を監視することを許可することができる。

(2) サービス提供者が事業者に代わって事業目的のために個人情報の処理を補助するために他の者に委託し、または請負業者の従事する他の者が当該事業目的のために個人情報の処理を補助するために他の者に委託したときは、請負業者はその旨を事業者に通知し、当該委託は、本(1)に規定するすべての事項を遵守することを拘束する書面による契約によらなければならない。

(ah) (1) 「共有する」、「共有された」または「共有」とは、金銭その他の価値ある対価の有無に関わらず、クロスコンテキスト行動広告を目的とした第三者に対する、事業者による消費者の個人情報の共有、貸与、提供、開示、普及、利用可能化、譲渡、または口頭、書面もしくは電子的その他の手段によるその他の方法での伝達を意味する。これには、金銭の交換の行われな、事業上の利益のためのクロスコンテキスト行動広告を目的とした事業者と第三者との契約が含まれる。

(2) 本表題の目的において、以下の場合には事業者は個人情報を共有しない。

(A) 消費者が、意図的に個人情報を開示したり、一人以上の第三者と意図的にやりとりするために、事業者を利用する、または事業者に指示する場合。

(B) 事業者が、消費者の個人情報の販売を止め、なれば消費者の機密性の高い個人情報の使用を制限した消費者の識別子を当該消費者が当該消費者の個人情報の販売を止め、又は当該消費者の機密性の高い個人情報の使用を制限したことを第三者に警告する目的で使用又は共有する場合。

(C) 事業者が、合併、買収、破産、その他第三者が事業の全部または一部を支配する取引の一環で資産として消費者の個人情報を第三者に譲渡する場合。ただし、その情報が本表題と矛盾せずに使用または

共有されていることを条件とする。第三者が、収集時に交わした約束と著しく矛盾する内容で消費者の個人情報を使用または共有する方法に重大な変更を加えた場合、その第三者は、消費者に対して新たなまたは変更後の慣行を事前に通知しなければならない。この通知は、既存の消費者が本表題と矛盾しない選択を容易に行えるように、十分に目立ちかつしっかりとしたものでなければならない。本副項は、不正及び欺瞞的行為防止法（事業及び専門的職業倫理規定第7部第2編第5章（17200条から始まる））に違反するような方法で、事業者がプライバシーポリシーの重要な変更、遡及的な変更、またはその他のプライバシーポリシーの変更を行うことを許可するものではない。

(w) (ai) 「第三者」とは、次のいずれにも該当しない者を意味する。

(1) 消費者が意図的に交流する事業者であって、本表題に基づく事業者消費者との現在のやり取りの一環として消費者から個人情報を収集する事業者。

(2) 事業者に対するサービス提供者。

(3) 請負業者。

(A) 事業者が書面による契約に基づき、事業目的のために消費者の個人情報を開示する人。ただし、かかる契約は以下を条件とする。

(i) 個人情報を受領する人に以下を禁じること。

(H) 個人情報の販売。

(HH) 契約に定めるサービスの提供以外の商業目的のための個人情報の保有、利用または開示。これには、契約で明示した事業目的以外の商業目的のための、または本表題で認められている保有、利用、開示が含まれる。

(HHH) 本人と事業者との直接の業務上の関係以外でのかかる情報の保有、利用、開示。

(iii) 個人情報の提供を受ける者が(A)の制限事項を理解し、これを遵守する旨の証明書を本人が作成することを含む。

(B) 本項の対象となる人が本表題に定める制限に違反した場合は、その違反行為に対して責任を負うものとする。本項の対象となる人に個人情報を開示する事業者は、個人情報の提供を受ける人が本項に定める制限に違反して個人情報を使用した場合、本表題に基づく責任を負わないものとする。ただし、ただし、個人情報を開示する時点で、その人が実際にそのような違反を犯そうとしていることを知らないこと、または信じるに足る理由がないことを条件とする。

(x) (aj) 「一意の識別子」または「一意の個人識別子」とは、消費者、家族、または消費者または家族に紐づくデバイスを、長期的に、異なるサービスにわたって識別するために使用できる永続的識別子または高確率識別子の他の形態を意味する。これには、デバイス識別子、インターネットプロトコルアドレスを含むが、これらに限定されるものではない。クッキー、ビーコン、ピクセルタグ、モバイル広告識別子または類似の技術、顧客番号、固有の偽名またはユーザーエイリアス、電話番号、消費者または家族に紐づく特定の消費者またはデバイスを認識するために使用できる永続的識別子または高確率識別子の別の形態が含まれるが、これらに限定されない。本号の目的上「家族」とは、親権者である親または後見人と、親または後見人が親権を持つ18歳未満の未成年の子供を意味する。

(y) (ak) 「検証可能な消費者の要請」とは、消費者が、消費者の未成年の子供に代わって消費者が、または消費者に代わって行動することを許可された自然人もしくは州長官に登録された者が、または委任状を持っている人または消費者のための後見人として行動している人が行う要請であり、事業者が合理的に商業的に合理的な方法を使用して、第1798.185条(a)(7)に基づいて、司法長官によって採択された規則に従って、事業者が個人情報を収集した消費者であることを確認できるものを意味する。事業者は、本号および第1798.185条(a)(7)に従って、司法長官によって採択された規則に従って、要請を行う消費者が事業者が情報を収集した消費者であること、または消費者のためにそのように行動することを許可された人であることを確認できない場合、第1798.110条および第1798.115条に従って消費者に情報を提供する義務、第1798.105条に従って個人情報を削除する義務、または第1798.106条、に従って不正確な個人情報を修正する義務を負わないものとする。

第15節 民法第1798.145条を以下のように改正する：

民法第1798.145条 免除

第1798.145条 (a) 本表題が事業者に課す義務は、事業者の以下の能力を制限してはならない。

(1) 連邦、州、または地方の法律を遵守すること、または裁判所の命令や召喚状に応じて情報を提供すること。

(2) 連邦、州、地方の当局による民事上、刑事上、規制上の調査、捜査、召喚状、または召喚に従うこと。警察や保安官を含む法執行機関は、法執行機関が承認した調査に基づいて、消費者の個人情報を削除しないように指示することができ、その指示を受けた場合、消費者の個人情報を取得するために裁判所が発行した召喚令状、命令、令状を法執行機関が取得できるようにするために、90日間は個人情報を

削除してはならない。正当な理由があり、調査目的のために必要な範囲内でのみ、法執行機関は、追加の90日間の期間のために消費者の個人情報を削除しないように事業者を指示することができる。法執行機関から、消費者の個人情報を削除を要請した消費者の個人情報を削除しないよう指示を受けた事業者は、消費者の削除要請が本表題の下で削除の免除の対象となる場合を除き、裁判所が発行した召喚状、命令、令状に対応して法執行機関に提出するために保持する以外の目的で、消費者の個人情報を使用してはならないものとする。

(3) 事業者、サービス提供者、または第三者が、連邦法、州法、または地方法に違反する可能性がある合理的かつ誠意をもって信じる行為または活動について、法執行機関に協力すること。

(4) 自然人が死亡または重度の身体的傷害を負う危険性または危険性がある場合に、消費者の個人情報への緊急アクセスを求める政府機関の要請に協力すること。ただし、以下を条件とする。

(A) かかる要請は、消費者の個人情報への緊急アクセスについて、機関の高位の役職の承認が得られていること。

(B) かかる要請は、緊急性のない情報にアクセスするための合法的な根拠があるという機関の誠意ある判断に基づいていること。

(C) 機関は、三日以内に裁判所に適切な命令を申し立て、その命令が発行されない場合には情報を破棄することに同意すること。

(4) (5) 法律上の請求権を行使、または防御すること。

(5) (6) 特定された消費者の個人情報のうち、または集合体となった消費者の個人情報を収集、利用、保有、販売、共有または開示すること。

(6) (7) 商業的行為のすべての段階がCalifornia州外で行われている場合に、消費者の個人情報を収集、販売、または共有すること。本表題の目的上、事業者がCalifornia州外にいる消費者の情報を収集する、消費者の個人情報の販売がCalifornia州内で一切行われず、消費者がCalifornia州内にいる時に収集された個人情報が販売されない場合、商業的行為は完全にCalifornia州外で行われる。本項は、事業者が、消費者がCalifornia州内にいる場合には消費者に関する個人情報をデバイス上に含めて保存し、消費者および保存された個人情報がCalifornia州外にある場合には、その個人情報を収集することを禁止許可してはならない。

(b) 第1798.110条、第1798.115条、第1798.120条、第1798.121条、第1798.130条、および第1798.135条によって事業者に課された義務は、事業者が本表題

を遵守することがCalifornia州法に基づく証明的秘匿特権に違反する場合には適用されず、事業者が特権的通信の一部としてCalifornia州法に基づく証明的秘匿特権の対象となる人に消費者の個人情報を提供することを妨げないものとする。

(c) (1) 本表題は、以下のいずれにも適用しないものとする。

(A) 医療情報の秘密保持法（第2.6編第1部（第56節から始まる））に準拠した医療情報、または1996年医療保険の携行性と責任に関する法律（公法104-191）および経済的及び臨床的健全性のための医療情報技術に関する法律（公法111-5）に基づいて制定された連邦規則集第45巻第160編および第164編、アメリカ合衆国保健福祉省が発行したプライバシー、セキュリティ、および違反通知規則に準拠した対象事業体または事業関連会社が収集した、保護された健康情報。

(B) 医療情報の秘密保持法（第2.6編第1部（第56節から始まる））に準拠した医療提供者、または1996年医療保険の携行性と責任に関する法律（公法104-191）によって設立された、および経済的及び臨床的健全性のための医療情報技術に関する法律に基づいて制定された連邦規則集第45巻第160編および第164編、アメリカ合衆国保健福祉省が発行したプライバシー、セキュリティ、および違反通知規則に準拠した対象事業体。ただし、本(A)に記載された医療情報または保護対象の健康情報と同様の方法で、かかる医療提供者または対象事業が患者情報を維持する範囲に限られる。

(C) 臨床試験または医薬品規制調和国際会議が発行した良き臨床上の基準、または米国食品医薬品局のヒト対象者保護要件に従って、または共通ルールとして知られるヒト対象者保護のための連邦政策に基づいて実施される、またはその対象となるその他の生物医学的研究の一環として収集された個人情報情報。ただし、本号で許可されていない方法で情報を販売または共有しないことを条件とし、それが矛盾する場合は、参加者にその使用について知らせ、同意を与える。

(2) 本号の目的のために、第56.05条の「医療情報」および「医療提供者」の定義を適用し、連邦規則集第45巻第160.103条の「事業関連会社」「対象事業体」および「保護された健康情報」の定義を適用するものとする。

(d) (1) 本表題は、米国法典第15巻第1681a節(f)に定義されている消費者報告機関による、米国法典第15巻第1681s-2節に規定されている情報提供者に

よる、米国法典第15巻第1681a節(d)に定義されている消費者報告書に使用するための情報を提供する人物による、および米国法典第15巻第1681b節に規定されている消費者報告書の使用者による、消費者の信用力、性格、一般的な評判、個人的な特徴、または生活様式に関係する個人情報の収集、維持、開示、販売、通信、または使用を含む活動には適用されないものとする。

(2) (1)は、かかる機関、情報提供者、使用者によるそのような情報の収集、維持、開示、販売、通信または使用に関連する行為が、公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act）、合衆国法典第15巻第1681節他にに基づく規制の対象となる範囲内でのみ適用されるものとする。また、公正信用調査法で認められた場合を除き、そのような情報は収集、維持、使用、伝達、開示、販売されない。

(3) 本号は、第1798.150条には適用されないものとする。

(e) 本表題は、連邦グラム・リーチ・ブライリー法（公法106-102）およびその施行規則、またはCalifornia州金融情報プライバシー法（金融法典第1.4部（第4050条から始まる））、または1971年連邦農業信用法（12 U.S.C. 2001-2279ccおよびその施行規則12 C.F.R. 600, et seq.で改正されたもの）に従って収集、処理、販売、開示された個人情報には適用されないものとする。本号は、第1798.150条には適用されないものとする。

(f) 本表題は、1994年運転者プライバシー保護法（18 U.S.C. Sec. 2721 et seq.）に従って収集、処理、販売、開示された個人情報には適用されないものとする。本号は、第1798.150条には適用されないものとする。

(g) (1) 第1798.120条は、車両情報または所有者情報が、米国法令第49編第30118節から第30120節までに基づいて実施されたりコールまたは自動車保証の対象となる自動車修理を有効にする、またはその効果を期待して参加する目的で共有されている場合、車両法第426条に定義されている新規自動車ディーラーと車両法第672条に定義されている自動車メーカーとの間で保持または共有されている車両情報または所有者情報には適用されないものとする。ただし、車両情報や所有者情報を共有している車両メーカーや自動車メーカーが、その情報を販売、共有、または他の目的で使用しないことを条件とする。

(2) 本号の目的上：

(A) 「車両情報」とは、車両情報番号、メーカー、型式、年式、走行距離計の読み取り値を意味する。

(B)「所有者情報」とは、登録所有者の名称、所有者の連絡先を意味する。

(h) (1) 本表題は、以下のいずれかに適用しないものとする。

(A) 事業者が収集する個人情報であって、求職者、その従業員、所有者、取締役、役員、医療スタッフ、事業者の請負業者として行動する過程における自然人に関する情報。個人情報が、その自然人の、求職者、その従業員、所有者、取締役、役員、医療従事者、事業者の請負業者として役割または以前の役割のみに関連して収集され使用される範囲に限る。

(B) 事業者が収集する個人情報であって、求職者、その従業員、所有者、取締役、役員、医療スタッフ、事業者の請負業者として行動する自然人の緊急連絡先。個人情報が、緊急連絡先を確保するためにのみ収集され使用される範囲に限る。

(C) 求職者、その従業員、所有者、取締役、役員、医療スタッフ、事業者の請負業者として行動する自然人に関わる他の自然人の利益を保持して管理するために、事業者にとって必要な個人情報。個人情報が、これらの利益の管理という状況内でのみ収集され、使用される範囲に限る。

(2) 本号の目的上：

(A)「請負業者」とは、書面による契約に基づいて事業にサービスを提供する自然人を意味する。

(B)「取締役」とは、定款で指定された、または発起人によって選出された自然人、および取締役として行動するために他の名称または役職で指定、選出、任命された自然人、ならびにそれらの後継者を意味する。

(C)「医療スタッフ」とは、ビジネス・アンド・プロフェッション法第2部（第500節から始まる）に基づき免許を取得した医師及び外科医、歯科医、足病医、並びに健康安全法第1316.5条に定義されている臨床心理士を意味する。

(D)「役員」とは、最高経営責任者、社長、秘書、会計など、会社の日常業務を管理するために取締役会によって選出または任命された自然人を意味する。

(E)「所有者」とは、次のいずれかに該当する自然人をいう。

(i) 企業の議決権を有する有価証券のいずれかの種類の発行済株式の50パーセント超を所有しているか、または議決権を有する。

(ii) 取締役の過半数の選任または同様の機能を行行使する者の選任について、何らかの方法で支配している。

(iii) 会社の経営に対して支配的な影響力を行行使する力を有する。

(3) 本号は、第1798.100条(b)または第1798.150条には適用されない。

(4) 本号は、2021年1月1日に効力を生じる。

(i) (h) 本表題に基づく消費者の権利の要請に対応し、これを尊重する事業者の義務にも関わらず、以下が認められる。

(1) 検証可能な消費者の要請に対して事業者が消費者に回答するための期間は、要請の複雑さと数を考慮して、必要に応じて合計90日を上限として延長することができる。事業者は、要請を受領してから45日以内に、遅延の理由と共に、その延長を消費者に通知するものとする。

(2) 事業者が消費者の要請に対応しない場合、事業者は消費者に対して、遅滞なく、遅くとも本項で認められた回答期間内に、対応しない理由及び消費者が事業者に対してその決定を不服として訴える権利を通知するものとする。

(3) 消費者からの請求が明らかに根拠のないものまたは過剰なものである場合、特にそれが繰り返されるという性質がある場合、事業者は、情報提供、通信または要求された行動をとるための管理コストを考慮して合理的な料金を請求する、または要請に対応することを拒否し、その理由を消費者に通知することができる。事業者は、検証可能な消費者の要求が明らかに根拠のない、または過剰であることを証明する責任を負うものとする。

(j) (i) (1) 本表題に準拠してサービス提供者または請負業者に個人情報を開示する事業者は、サービス提供者が本表題に基づく責任を負わないものとする。ただし、個人情報を開示する時点で、その事業者が実際にそのような違反を犯そうとしていることを知らないこと、または信じるに足る理由がないことを条件とする。サービス提供者または請負業者は、本表題に定めるサービスを提供する事業者の義務についても、本表題に基づく責任を負わないものとする。ただし、サービス提供者または請負業者は、本表題に対する自身の違反について責任を負うものとする。

(2) 消費者の個人情報を開示する事業者は、個人情報の販売または共有を中止する権利を行行使した消費者、機密性の高い個人情報の使用または開示を制限した消費者、および個人情報の収集または販売を

中止していない未成年の消費者を除き、消費者の個人情報を開示する。本表題は、事業者が本表題の下で消費者の権利を事業者が提供するのと同レベルの保護を第三者に提供することを要求する書面による契約に基づいて第三者に個人情報を提供した場合、個人情報を受け取った第三者が本表題に定められた制限に違反して個人情報を使用したとしても、事業者が個人情報を開示する時点で、その第三者がそのような違反を犯そうとしていることを実際に知らないこと、または信じる理由がないことを条件に、本表題の下で責任を負わないものとする。

(k) (j) 本表題は、事業者が通常の業務では収集しない個人情報を収集したり、通常の業務で個人情報を保持する期間を超えて個人情報を保持したり、サービス提供者、または請負業者に、以下を要求するものと解釈されてはならない。

(1) 通常の業務の過程で、個人情報とみなされるような方法で保持されていない情報を再特定する、またはその他の方法で紐付けすること。

(2) 通常の業務の過程で消費者に関する情報が保持されない場合に、消費者に関する個人情報を保持すること。

(3) 検証可能な消費者の要請と個人情報を紐付けるまたは関連付けることができるように、識別可能、紐付け可能、または関連付け可能な形で情報を保持すること、またはデータまたは技術を収集、入手、保持、またはアクセスすること。

(A) (k) 消費者に与えられた権利と本表題に基づいて事業者が課せられた義務は、他の消費者自然人の権利と自由に悪影響を与えてはならない。第1798.110条に従って消費者の個人情報の特定の部分を要求する、第1798.105条に従って消費者の個人情報を削除する、または第1798.106条に従って不正確な個人情報を修正するための、検証可能な消費者の要請は、他の自然人に属する、または他の自然人に代わって事業者が保持する消費者の個人情報には適用されないものとする。事業者は、個人情報に関する権利について検証可能な消費者の要請で行われた表明に依拠することができ、個人情報に関する権利を有する、または有すると主張する可能性がある他の者を探し出す法的義務はない。また事業者は、事業者が保有する個人情報に関する権利を主張する者の間で紛争が発生した場合に、本表題またはその他の法律条項に基づいて措置を講じる法的義務はない。

(m) (l) 本表題に基づいて消費者に与えられた権利および事業者が課せられた義務は、それらがCalifornia

州憲法第1条2(b)に記載された個人または事業体の非商業活動を侵害する範囲には適用されないものとする。

(m) (1) 本表題は、以下のいずれにも適用しないものとする。

(A) 事業者が収集する個人情報であって、求職者、その従業員、所有者、取締役、役員、医療スタッフ、事業者の独立請負業者として行動する過程における自然人に関する情報。個人情報が、その自然人の、求職者、その従業員、所有者、取締役、役員、医療従事者、事業者の独立請負業者として役割または以前の役割のみに関連して収集され使用される範囲に限る。

(B) 事業者が収集する個人情報であって、求職者、その従業員、所有者、取締役、役員、医療スタッフ、事業者の独立請負業者として行動する自然人の緊急連絡先。個人情報が、緊急連絡先を確保するためにのみ収集され使用される範囲に限る。

(C) 求職者、その従業員、所有者、取締役、役員、医療スタッフ、事業者の独立請負業者として行動する自然人に関わる他の自然人の利益を管理するために保持するために、事業者にとって必要な個人情報。個人情報が、これらの利益の管理という状況内でのみ収集され、使用される範囲に限る。

(2) 本号の目的上：

(A) 「独立請負業者」とは、書面による契約に基づいて事業にサービスを提供する自然人を意味する。

(B) 「取締役」とは、定款で指定された、または発起人によって選出された自然人、および取締役として行動するために他の名称または役職で指定、選出、任命された自然人、ならびにそれらの後継者を意味する。

(C) 「医療スタッフ」とは、ビジネス・アンド・プロフェッション法第2部（第500項から始まる）に基づき免許を取得した医師及び外科医、歯科医、足病医、並びに健康安全法第1316.5条に定義されている臨床心理士を意味する。

(D) 「役員」とは、最高経営責任者、社長、秘書、会計など、会社の日常業務を管理するために取締役会によって選出または任命された有権者を意味する。

(E) 「所有者」とは、以下のいずれかに該当する自然人をいう。

(i) 企業の議決権を有する有価証券のいずれかの種類の発行済株式の50パーセント超を所有しているか、または議決権を有する。

(ii) 取締役の過半数の選任または同様の機能を行行使する者の選任について、何らかの方法で支配している。

(iii) 会社の経営に対して支配的な影響力を行行使する力を有する。

(3) 本号は、第1798.100条(a)または第1798.150条には適用されない。

(4) 本号は、2023年1月1日に効力を生じる。

(n) (1) 消費者が会社、パートナーシップ、個人事業主、非営利団体、政府機関の従業員、所有者、取締役、役員、または独立請負業者として行動した、または行動している自然人であり、その意思の疎通や取引が、その会社、パートナーシップ、個人事業主、非営利団体、または政府機関に関するデューデリジェンスの実施、またはそれらとの間での製品やサービスの提供または受領という状況の中でのみ発生する場合、第1798.100条、第1798.105条、第1798.106条、第1798.110条、第1798.115条、第1798.121条、第1798.130条、および第1798.135条が事業者に課す義務は、事業者と消費者の間の書面または口頭での意思の疎通または取引を反映した個人情報には適用されないものとする。

(2) 本号の目的上：

(A)「請負業者」「独立請負業者」とは、書面による契約に基づいて事業にサービスを提供する有権者を意味する。

(B)「取締役」とは、定款で指定された、または発起人によって選出された自然人、および取締役として行動するために他の名称または役職で指定、選出、任命された自然人、ならびにそれらの後継者を意味する。

(C)「役員」とは、最高経営責任者、社長、秘書、会計など、会社の日常業務を管理するために取締役会によって選出または任命された自然人を意味する。

(D)「所有者」とは、次のいずれかに該当する自然人をいう。

(i) 企業の議決権を有する有価証券のいずれかの種類の発行済株式の50パーセント超を所有しているか、または議決権を有する。

(ii) 取締役の過半数の選任または同様の機能を行行使する者の選任について、何らかの方法で支配している。

(iii) 会社の経営に対して支配的な影響力を行行使する力を有する。

(3) 本号は、2021年2023年1月1日効力を生じる。

(o) (1) 第1798.105条及び第1798.120条は、商業信用報告機関が、消費者が所有する事業と消費者との関係を識別するためにのみ、または事業の所有者、取締役、役員もしくは経営者である従業員としての消費者の役割においてのみ消費者に接触するためにのみ、事業管理者情報を使用する範囲に限り、商業信用報告機関による事業管理者情報の収集、処理、販売、または開示には適用されないものとする。

(2) 本号の目的上：

(A)「事業管理者情報」とは、事業の所有者、取締役、役員、または経営者である従業員の役職を含む、事業の所有者、取締役、役員、または経営者である従業員の氏名、および連絡先情報を意味する。

(B)「商業信用報告機関」は、第1785.42条(b)に規定された意味を持つ。

(C)「所有者」とは、次のいずれかに該当する自然人をいう。

(i) 企業の議決権を有する有価証券のいずれかの種類の発行済株式の50パーセント超を所有しているか、または議決権を有する。

(ii) 取締役の過半数の選任または同様の機能を行行使する者の選任について、何らかの方法で支配している。

(iii) 会社の経営に対して支配的な影響力を行行使する力を有する。

(D)「取締役」とは、定款で指定された、または発起人によって選出された自然人、および取締役として行動するために他の名称または役職で指定、選出、任命された自然人、ならびにそれらの後継者を意味する。

(E)「役員」とは、事業者の最高経営責任者、社長、秘書、会計など、会社の日常業務を管理するために取締役会によって選出または任命された自然人を意味する。

(F)「経営者である従業員」とは、名前と連絡先情報が、事業者の主な管理職として商業信用報告機関に報告または収集され、事業者の主な管理職としての役割の状況でのみ使用される自然人を意味する。

(p) 第1798.105条、第1798.106条、第1798.110条、および第1798.115条で事業者に課される義務は、世帯データには適用されないものとする。

(q) (1) 本表題は、検証可能な消費者の要求が、学生が現状在籍している教育法令第49073.1条の(d)項に定義されている地方教育機関に代わって事業者が保有する学生の成績、教育成績、または教育テスト結

果に適用される限りにおいて、第1798.105条に基づく消費者の個人情報の削除を求める検証可能な消費者の要求に従うことを事業者に要求するものではない。事業者が本節に基づく要求に従わない場合には、この例外に基づいて行動していることを消費者に通知するものとする。

(2) 本表題は、第1798.110条に基づく要請に応じて、消費者の教育標準化評価または教育評価へのアクセス、所有または管理が、その教育標準化評価または教育評価の妥当性及び信頼性を危うくする場合には、教育標準化評価もしくは教育評価について、または教育標準化評価もしくは教育評価に対する消費者の特定の回答について、事業者が開示することを要求していない。事業者が本項に基づく要請に従わない場合には、この例外に基づいて行動していることを消費者に通知するものとする。

(3) 本号の目的上：

(A) 「教育標準化評価または教育評価」とは、California州または米国教育省によって公認された認定機関または組織によって認定された、幼稚園および1年生から12年生までを含む学校、高等教育機関、職業プログラム、および大学院プログラムの学生を評価するために使用される標準化されたまたは標準化されていない小テスト、テスト、またはその他の評価、ならびに政府機関または政府の認証機関から認証または免許を受けるための能力および資格を決定するために使用される認証および免許試験を意味する。

(B) 「教育標準化評価または教育評価の妥当性及び信頼性を危うくする」とは、検証可能な消費者要請を提出した消費者または他の自然人に有利になる情報を公開することを意味する。

(r) 第1798.105条および第1798.120条は、以下の場合において、消費者が消費者の写真が掲載された学校の年鑑を含む物理的な物品を製造するための事業者による当該情報の使用、開示、または販売に同意している場合は、事業者による消費者の個人情報の特定の部分の使用、開示、または販売には適用されないものとする：

(1) 事業者が、消費者の同意に依拠して多額の費用を負担している場合。

(2) 消費者の個人情報の販売の中止または消費者の個人情報の削除を求める消費者の要請に応じることが商業的に合理的でない場合。

(3) 事業者は、消費者の要請に商業的に合理的な範囲内で速やかに応じている場合。

第16節 民法第1798.150条を以下のように改正する：

民法第1798.150条 個人情報セキュリティ侵害

第1798.150条 (a) (1)第1798.81.5条(d)(1)(A)に定義されている非暗号化および再編集されていない個人情報で、またはアカウントへのアクセスを可能にするパスワードまたはセキュリティの質問と回答を組み合わせたメールアドレスを持つ消費者は、個人情報を保護するために情報の性質に適した合理的なセキュリティ手順と慣行を実施し維持する義務に違反した事業者の違反の結果として、不正なアクセス、引出し、なりすまし、または開示の対象となる消費者は、以下のいずれかについて民事訴訟を提起することができる。

(A) 事故一件に対する消費者当たりの損害額が百ドル（\$100）を下回らず、かつ七百五十ドル（\$750）を上回らない額、または実際の損害額のいずれか大きい方の損害額を回復する。

(B) 差止命令的救済または宣言的救済。

(C) 裁判所が適切とみなすその他の救済。

(2) 裁判所は、法定損害賠償額を査定するにあたり、不正行為の性質及び重大性、違反の回数、不正行為の持続性、不正行為が発生した期間の長さ、被告の不正行為の故意性、被告の資産、負債及び純資産を含むがこれらに限定されない、事件の当事者から提示された関連する事情のうちの一つ以上を検討するものとする。

(b) 本節に基づく訴訟は、消費者が個人または集団全体を対象とした法定損害賠償を求めて事業者に対して訴訟を起こす前に、消費者が違反した、または違反していると主張する本表題の特定の条項を特定した書面による通知を30日前に事業者に提出した場合に、消費者が提起できるものとする。是正が可能な場合は、30日以内に事業者が通知された違反を実際に是正し、違反が是正されたこと、およびそれ以上の違反が発生しないことを消費者に書面で明示した場合は、個別の法定損害賠償または集団全体の法定損害賠償を求める訴訟は事業者に対して一切提起されない。違反が発覚した後、第1798.81.5条に基づく合理的なセキュリティ手順および慣行の実施および維持は、その違反に関する是正に該当するものではない。個人の消費者が、本表題の申し立てられた違反の結果として被った実際の金銭的損害のみを理由に訴訟を開始する前に、通知を行う必要はないものとする。事業者が本項に基づき消費者に提供された書面による明示的な声明に違反して本表題の違反を続けている場合、消費者は、書面による声明を執行するために事業者に対して訴訟を起こすことができ、明示的な書面による声明の各違反、および書

面による声明の後に行われた本表題のその他の違反について、法定損害賠償を求めることができる。

(c) 本節で定められた訴因は、本(a)で定義された違反にのみ適用されるものとし、本表題の他の号の違反に基づいてはならない。本表題のいかなる規定も、他の法律の下での私的請求権の根拠となるように解釈されてはならない。また、これを他の法律、米国憲法またはCalifornia州憲法の下で課せられた義務を免除するものと解釈してはならない。

第17節 民法第1798.155条を以下のように改正する。

民法第1798.155条 行政執行

第1798.155条 (a) 事業者または第三者は、本表題の規定を遵守する方法について、司法長官のガイダンスを求めることができる。

(b) 違反の疑いがあるとの通知を受けてから30日以内に違反を是正できない場合、その事業者は本表題の違反となるものとする。本節に違反した事業者、サービス提供者、請負業者、またはその他の者は、California州プライバシー保護局が提起した行政執行訴訟において、第1798.185条(a)(5)に基づく調整により、差止命令の対象となり、各違反につき二千五百ドル(\$2,500)以下の行政上の罰金、または事業者、サービス提供者、請負業者、またはその他の者の個人情報に16歳未満の消費者に関するものであると実際に理解している故意の違反につき七千五百ドル(\$7,500)以下の行政上の罰金を課されるものとする。California州プライバシー保護局が提起した行政執行訴訟においては違反1件につき二千五百ドル(\$2,500)以下の民事制裁金、または故意の違反1件につき七千五百ドル(\$7,500)以下の民事制裁金が課せられ、司法長官がCalifornia州の人々の名において提起した民事訴訟において審判され、回収されるものとする。本節に規定された民事制裁金は、California州の人々の名において、司法長官がCalifornia州に提起した民事訴訟において、排他的に審判され、回収されるものとする。

(e) (b) 本表題の違反に対して課された民事制裁金過料金、および(b)(a)に基づいて提起された訴訟の和解金は、本表題に関連して州裁判所、司法長官、およびCalifornia州プライバシー保護庁が負担する費用を完全に相殺する目的で、第1798.160条(a)に基づいて一般基金内に作成された消費者プライバシー基金に寄託されるものとする。

第18節 民法第1798.160条を以下のように改正する。

民法第1798.160条 消費者プライバシー基金

第1798.160条 (a) 「消費者プライバシー基金」と呼ばれる特別基金が国庫の一般基金内に創設され、まず立法府が充当した上で、本表題の執行のために提起された訴訟に関連して州裁判所が負担した費用、および本表題の下で司法長官の義務を遂行するために司法長官が負担した費用を相殺するために利用可能となる。続いて、国庫に投資基金を設立し、その収益または利子を一般基金に寄託し、消費者のプライバシーを促進・保護し、オンライン・プライバシーの分野で子供たちを教育し、消費者のデータ侵害に関する詐欺行為に対抗するための国際法執行機関との協力プログラムに資金を提供することを目的としている。

(b) 消費者プライバシー基金に振り込まれた資金は、専ら次のとおり使用するものとする。

(1) 本表題に関連して州裁判所および司法長官が負担する費用を相殺するため。

(2) (1)の債務を履行した後、残余の資金は、毎年度、次のとおり配分するものとする。

(A) 財務官は、慎重なリスク水準と整合性のある長期的な利回りを最大化することを目標に、91パーセントを金融資産に投資するものとする。元本は、譲渡または充当の対象としないものとする。ただし、利息および収益は、一般基金の目的のために立法府が充当するために、毎年、一般基金に移転しなければならないことを条件とする。

(B) California州における助成金の交付を行う目的で、9パーセントをCalifornia州プライバシー保護局が利用できるようにし、その内3パーセントを以下の各助成金受領者に配分するものとする。

(i) 消費者のプライバシーを促進し、保護するための非営利団体。

(ii) オンライン・プライバシーの分野で子供たちを教育するための非営利団体および学区を含む公的機関。

(iii) 消費者データ侵害に関する不正行為に対抗するための国際法執行機関との協力プログラムに資金を提供する、州および地方の法執行機関。

(c) これらの資金消費者プライバシー基金の資金は、他の目的のために立法府による充当または移転の対象とはならない。消費者プライバシー基金の資金は、立法府が他の目的のために余剰資金を充当してもよいが、本項に関連して州裁判所および司法長官が負担する費用を完全に相殺するために必要な資金を超えていると財務長官が判断した場合を除く。

第19節 民法第1798.175条を以下のように改正する。

民法第1798.175条 矛盾する規定

第1798.175条 この項は、プライバシーの憲法上の権利を強化し、消費者の個人情報に関する既存の法律を補足することを目的としており、これには、事業および職業条例（Business and Professions Code）第8部第22章（第22575節から始まる）および第1.81編（第1798.80条から始まる）が含まれるが、これらに限定されない。本表題の規定は、電子的またはインターネット上で収集された情報に限定されるものではなく、事業者が消費者から収集したすべての個人情報の収集および販売に適用される。可能な限り、消費者の個人情報に関連する法律は、本表題の規定と調和するように解釈されるべきであるが、他の法律と本表題の規定が矛盾する場合には、消費者のプライバシーの権利を最大限に保護することができる法律の規定が優先されるものとする。

第20節 民法第1798.180条を以下のように改正する。

民法第1798.180条 先取り

第1798.180条 本表題は州全体の問題であり、事業者による消費者の個人情報の収集および販売に関して市、郡、市および郡、市町村、または地方機関が採択したすべての規則、規制、規則、条例、およびその他の法律に優先して適用される。

第21節 民法第1798.185条を以下のように改正する：

民法第1798.185条 規制

第1798.185条 (a) 2020年7月1日以前までに、司法長官は、本表題の目的を促進するために、以下の分野（これに限定されない）で広く一般の参加を募り、規制を採択しなければならない。

(1) 第1798.130条(c)および第1798.140条(e)(v)で列挙されている個人情報のカテゴリーを必要に応じて更新または追加すること、および技術の変化、データ収集慣行、実施上の障害、およびプライバシーの懸念に対処するために、第1798.140条(ae)で列挙されている機密性の高い個人情報のカテゴリーを更新または追加すること。

(2) 技術、データ収集、実施への障害、プライバシーの懸念の変化に対応するために、必要に応じて、「非特定化」及び一意の識別子「一意の識別子」の定義定義を更新すること。また、第1798.130条に基づき、消費者が事業者から情報を取得する能力を容易にするための、要請を提出する指定の方法の定義にカテゴリーを追加追加、修正、または削除すること。「非特定化」の定義を更新する機関は、そのような情報が以前に連邦規則集第45編第160.103条

で定義されている「保護された健康情報」であった場合、連邦規則集第45編第164.514条で規定されている非特定基準には適用しないものとする。

(3) 検証可能な消費者の要請に応じる上で企業秘密が開示されてはならないという意図のもと、本表題の成立から一年以内に、企業秘密および知的財産権などに関する州法または連邦法を遵守するために必要な例外を、その後も必要に応じて設定すること。

(4) 次の事項についての規則及び手続きを定めること。

(A) 消費者が不当な負担なく選択を行使できるようにするために、また、企業が消費者の権利行使に対する報復を含め、欺瞞的または嫌がらせ的な行為に従事することを防止するために、第1798.120条に従って個人情報の販売または共有をオプトアウトするための消費者の要請の提出を促進し、管理すること、および第1798.121条に従って消費者の機密性の高い個人情報の使用を制限すること。それと同時に、企業は消費者に対し、個人情報の販売または共有をオプトアウトする、または機密性の高い個人情報の使用を制限するという判断による結果を伝えられるようにすること。

(B) 消費者のオプトアウト要請に対する事業者の法令順守を管理すること。

(C) 個人情報の販売をオプトアウトする機会についての消費者の意識を向上するために、すべての事業者が認識可能で統一されたオプトアウトロゴまたはボタンを開発して使用すること。

(5) 奇数年ごとの1月に、第1798.140条(e)(d)(1)(A)、第1798.150条(a)(1)(A)、第1798.155条(a)、第1798.199.25条、および第1798.199.90条(a)に記載されている消費者物価指数の上昇を反映して、金額のしきい値を調整すること 奇数年ごとの1月に消費者物価指数の上昇を反映している。

(6) 本表題に準じて事業者が提供することが求められる通知や情報が、一般の消費者が容易に理解できる方法で提供され、障害を持つ消費者がアクセスしやすく、消費者との対話に主に使用される言語で利用できるようにするために必要な規則、手順、及び例外を設定すること。これには、本表題が制定されてから一年以内に、及びその後必要に応じて、金銭的インセンティブの提供に関する規則及び指針を設定することを含む。

(7) 第1798.105条、第1798.106条、第1798.110条及び1798.115条の目的を推進し、第1798.106条に

準じて消費者または消費者の認定代理人が個人情報を削除し、不正確な個人情報を訂正し、または第1798.130条に準じて情報を入手することを容易にするための規則及び手続を設定すること。これには、消費者の管理上の負担を最小限にすることを目的として、事業者が消費者から受信した情報の要請が検証可能な消費者の要請であることを判断し、管理するために利用可能な技術、セキュリティ上の懸念、事業者の負担を考慮し、消費者が事業者との間で保持するパスワードで保護されるアカウントを介して提出された請求の取り扱いを含め、ならびに本表題の承認から一年以内に、およびその後も必要に応じて、事業者のアカウントを保持しない消費者が事業者による消費者の身元認証を通じて情報を請求する仕組みを提供し、情報を提供するための規則及び手続を含める。

(8) 第1798.106条に準じて、消費者が訂正を要請できる頻度及び条件を設定すること。これには、以下の事項に関する基準を含める。

(A) 事業者が訂正請求に対応する方法。対応が不可能な場合や不釣り合いな労力を要する場合の例外、正確な情報の訂正要請への対応など。

(B) 解決可能な情報の正確性に関する対応方法。

(C) 事業者が不正行為を防止するために講じることができる措置。

(D) 事業者が消費者の健康に関して収集・分析した個人情報の訂正要請を拒否した場合、不完全であるか不正確であると消費者が考える個人情報に関する項目または記述に関して、その事業者に書面による補足を提供できる消費者の権利。この補足は不完全または不正確であるとされる項目ごとに250語に制限され、消費者がその補足を消費者の記録の一部にするようにとの要請を書面で明示するものとする。

(9) 第1798.130(a)(2)(B)に基づき、検証可能な消費者の要請に応じて12ヵ月以上の情報を提供することは不可能であるか、または不相応な努力を要するとの事業者の決定を規律する基準を設定すること。

(10) 事業者、サービス提供者及び請負業者が消費者の期待に沿って消費者の個人情報を利用することができる事業目的（その他の通知された目的を含む）を詳細に定義し、これに追加する規則、及びサービス提供者及び請負業者が異なる情報源から取得した消費者の個人情報を組み合わせることができる事業目的について詳細に定義する規則を発令すること。

ただし、第1798.140条(e)(6)に規定されるものを除く。

(11) 消費者のプライバシーの最大化を目的として、事業者との書面による契約に基づき受領した消費者の個人情報を、サービス提供者または請負業者が自らの事業目的のために利用することができる事業目的を特定する規則を発令すること。

(12) 消費者のプライバシーの最大化を目的として、「意図的なやり取り」をさらに定義した規則を発令すること。

(13) 人口が少ない地域において消費者のプライバシーを保護するうえで十分な広さが定義できない場合、または請求処理などの通常の業務目的で個人情報を利用する場合を含め、「正確な地理位置情報」をより明確に定義した規則を発令すること。

(14) システムログ情報やその他の技術データなど、消費者にとって有用でない情報が消費者に提供されることを最小限に抑えるとともに、消費者が関連する個人情報にアクセスする権利を最大化するため、「消費者から取得した特定の情報」という用語を定義した規則を発令すること。最も配慮を要する個人情報を提供する場合には、検証の要件によって検証可能な消費者の要請が不当に拒否されないよう、自分の個人情報を取得する消費者の権利に対するより高い基準の影響について調査できることを条件として、その規制でより高い認証基準を義務付けることができる。

(15) 事業者による消費者の個人情報の処理が消費者のプライバシーやセキュリティに重大なリスクをもたらす事業者に対して、以下のような規制を発令すること。

(A) 監査の範囲を定義し、監査を徹底して独立したものとするための手続を確立することを含め、サイバーセキュリティ監査を毎年実施する。処理によって個人情報のセキュリティに重大なリスクが生じる可能性があるかどうか判断するために考慮すべき要素として、事業の規模及び複雑性、その処理活動の特性及び範囲を含めるものとする。

(B) 個人情報の処理に関するリスク評価をCalifornia州プライバシー保護局に定期的に提出する。このリスク評価は、その処理に機密性の高い個人情報が含まれるか否か、その処理が事業者、消費者、他の利害関係者及び公衆に対してもたらす利益を特定したうえで、その処理に関連する消費者の権利に対する潜在的なリスクを比較考量することに関連している。この目的とは、消費者のプライバシーに対するリスクが、消費者、事業者、その他の利害関係者及

び公衆に対する処理から生じる利益を上回る場合には、その処理を制限または禁止することにある。本節のいかなる規定とも、事業者が営業秘密を漏洩することを要求するものであってはならない。

(16) 事業者による自動意思決定技術の使用に関するアクセス権及びオプトアウト権を管理する規制を発令すること。これには、プロファイリングおよびアクセス要請に対する事業者の応答を含め、事業者の意思決定プロセスに関わる論理に関する意義のある情報や、消費者に関するプロセスの結果の可能性について説明を加えることを含める。

(17) 第1798.145(a)(2)を例外とするために、「法執行機関によって承認される調査」を詳細に定義した規制を発令すること。

(18) 同機関の監査権限の行使の範囲とプロセスを定義し、監査対象者の選定基準を定め、裁判所命令、令状、召喚状がない場合に監査人に開示されることにならないよう消費者の個人情報を保護するための規則を発令すること。

(19) (A) 消費者の個人情報の販売又は共有をオプトアウトする消費者の意思を示し、消費者の機密性の高い個人情報の使用または開示を制限するために、プラットフォーム、テクノロジーまたはメカニズムによって送信されるオプトアウト設定信号の要件及び技術仕様を定義する規則を発令すること。オプトアウト設定信号の要件及び仕様は、消費者が事業者と対話する手段を反映したものとなるように随時更新され、かつ以下の項目が行われるものとする。

(i) オプトアウト設定信号を送信するプラットフォームやブラウザ、デバイスの製造者が他の事業者に不当に不利益を与えないようにする。

(ii) オプトアウト設定信号は、消費者によって理解しやすく、明確に記載されており、一般消費者が使いやすいものであり、消費者から必要以上の追加情報の提供要求がないようにする。

(iii) 消費者の意思を明示し、その意思を制約したり、それを前提とする不履行が生じないようにする。

(iv) オプトアウト設定信号が、消費者が使用する他の一般的に使用されているプライバシー設定やツールと競合しないようにする。

(v) 他の事業者に関する消費者の設定に影響を及ぼさず、または全般的なオプトアウト設定信号を無効にすることなく、消費者が事業者による消費者の個人情報の販売、または消費者の機密性の高い個人情報の使用もしくは開示に選択的に同意するための諸手順を提供する。

(vi) 消費者がオプトアウト設定信号を設定するためにアクセスするページまたは設定ビューの場合は、

消費者が以下の項目のうち最大三つの選択肢を確認できることについて明示する。

(I) 機密性の高い個人情報の利用を制限する指示を含む、個人情報の販売と共有からの全般的なオプトアウト。

(II) 「私の機密性の高い個人情報の使用を制限する」という文言の選択。

(III) 「クロスコンテキスト行動広告のために個人情報を販売/共有しない」という文言の選択。

(B) 消費者または消費者の保護者が、消費者が13歳未満または13歳以上16歳未満であることを指定できるオプトアウト設定信号の技術仕様を定める規則を発令すること。

(C) 事業者の正当な運営上の利益を考慮しつつ消費者のプライバシーを強化することを目的として、消費者の機密性の高い個人情報の使用または開示を制限するという消費者の指示にかかわらず、消費者の機密性の高い個人情報の使用または開示を規制するための規則を発令すること。これには、以下の項目を含める：

(i) 事業者が消費者の機密性の高い個人情報を使用又は開示することができる追加の目的を定めること。

(ii) 第1798.121条(a)に認められるように、活動が健康関連の研究に関与しないようにするため、第1798.140条(e)(8)に基づいて許可される活動範囲を定めること。

(iii) 事業者の業務が機能するように確保すること。

(iv) 第1798.121条(d)での機密性の高い個人情報に関する免除が、付随的にまたは消費者の特性を推測することを目的とせずに収集または処理される情報に確実に適用されるようにし、その一方で、事業者が第1798.121条に基づいて、機密性の高い個人情報の使用及び開示を制限する消費者の権利を回避する目的でかかる免除を利用しないようにすること。

(20) 第1798.135条(b)を遵守ことを選択した事業者がオプトアウト設定信号に対応する方法、および第1798.121条(a)により認められた目的以外の目的での個人情報の販売と共有または機密性の高い個人情報の使用と開示について、その後同意する機会を消費者に提供する方法を示した規則を発令すること。この規制では、以下の事項が求められる。

(A) 競争と消費者の選択を向上し、技術的に中立であるように努めること。

(B) 事業者が、オプトアウト設定信号に以下のような対応をしないようにすること：

- (i) 消費者体験の機能性を意図的に低下させる。
- (ii) 消費者のオプトアウト設定に応じて、消費者に料金を請求する。
- (iii) オプトアウト設定信号を用いない消費者と比較して、適切にまたは十分に機能しない商品またはサービスを提供する。
- (iv) オプトアウト設定信号を用いる消費者においてオプトアウト設定信号を使用しない場合に比べて悪影響が及ぶことを明示または暗示することにより、消費者が事業者の製品もしくはサービスを使用できなくなる、またはそれらの製品もしくはサービスが適切もしくは完全に機能しなくなる可能性があることを明示または暗示することを含めて、消費者にその個人情報の売買もしくは共有、または消費者の機密性の高い個人情報の使用もしくは開示への同意を強要する。
- (v) 消費者のオプトアウト設定信号に対応して、通知又はポップアップを表示する。
- (C) 以下において、消費者がオプトインに同意することが可能となるウェブページ又はそのサポートコンテンツへのリンクを確保する。
- (i) または消費者がフルビューからアクセスしようとしているWebページの一部を不明瞭にしたり、消費者がアクセスしようとしているWebページやWebサイトへのアクセスやその閲覧を妨げるような、ポップアップ、通知、バナー、その他の邪魔なデザインの一部ではない。
- (ii) ウェブサイトを含めて、あらゆる製品またはサービスの全機能を受け取るために、消費者がリンクをクリックしなければならないことを要求したり、暗示したりするものではない。
- (iii) 分かりにくい表示様式を用いていない。
- (iv) 消費者がやり取りしようとする事業者にのみ適用されている。
- (D) オプトアウト設定信号に対して強制的または欺瞞的な行為を抑制するように努力を払うものであること。ただし、第1798.135条を誠実に遵守しようとする事業者を不当に制限しないものとする。
- (21) 保険料率または価格設定に関する事項を除き、消費者のプライバシーに関連する既存の保険法の規定及び規制を見直し、保険法の規定が本表題の規定よりも消費者を保護できるものであるかどうか確認すること。その見直しが完了すれば、その担当機関は、本表題のより保護的な規定のみを保険会社に適用するものとする。明確にするために述べると、保険庁長官が保険料率と価格設定を管轄するものとする。
- (22) 消費者に対して本表題の明確性と機能性を高めるため、本表題のオプトアウト手続き、消費者への通知、その他の運用手続きを管理する諸規制の整合性を高めること。

(b) 司法長官は、以下において追加規定を適用することができる。

(1) 実施上の障害やプライバシー上の懸念に対処するために、世帯に関連する特定の個人情報に対する検証可能な消費者の要請の処理や法令遵守の方法について、規則及び手順を定めるため。

(2) 本表題の目的を推進するための必要に応じて。

(c) 司法長官は、本表題による最終規則の公表から六ヶ月後、または2020年7月1日のいずれか早い日までの間、本表題に基づく法執行活動を行わないものとする。

(d) 本(a)にもかかわらず、本号を追加した法律で要求された最終的な規則を採択するための期限は、2022年7月1日とする。2021年7月1日、または本表題に基づく規則作成を開始する準備ができたことを司法長官に通知してから六ヶ月後のいずれか遅い日から、本節に基づく規則を採択するために司法長官に割り当てられた権限は、California州プライバシー保護局によって行使されるものとする。他の法律にもかかわらず、本表題によって追加または改正された法律の規定の民事執行及び行政執行は、2023年7月1日までは開始されず、その期日に発生した違反行為にのみ適用されるものとする。本表題によって改正された2018年California州消費者プライバシー法に含まれる法律規定の施行は、本表題の同一規定が施行可能になるまで有効であり、かつ施行可能であるものとする。

第22節 民法第1798.190条を以下のように改正する。

民法第1798.190条 回避禁止

第1798.190条裁判所または当局は、本表題の目的を達成するために、以下に関して、中間的な措置または取引を無視するものとする。

(a) 一連の措置や取引が、当初から本表題の範囲を回避する意図で行われた単一の取引の構成部分である場合。これには売却や共有の定義を回避するために事業者が第三者に情報を開示することが含まれる。

(b) 金銭的またはその他の価値ある対価の交換を含まない契約を締結することを含めて、金銭的またはその他の価値ある約因を排除することにより、意図的に売却または共有の定義を回避するための措置または取引がとられる場合。ただし当事者が価値あるものまたは利用を得ている場合、裁判所は、本表題の目的を達成するために、その中間の段階または取引を無視するものとする。

第23節 民法第1798.192条を以下のように改正する。

民法第1798.192条 権利放棄

第1798.192条本表題に基づく消費者の権利（救済を受ける権利または執行手段を含むが、これらに限定されない）を何らかの方法で放棄または制限することを目的とする、集団訴訟の放棄を含むあらゆる種類の契約または協定の条項は、公序良俗に反するとみなされ、無効かつ執行不能であるとするものとする。本節は、消費者が事業者からの情報要求を拒否すること、事業者による消費者の個人情報の販売をオプトアウトするオプトアウトすることを拒否すること、またはオプトアウト後に事業者が消費者の個人情報を販売または共有できるよう許可することを妨げるものではない。

第24節 California州プライバシー保護庁の設立

第24.1節 民法第1798.199.10条に以下の事項を追加する：

民法第1798.199.10条 (a) 州政府にCalifornia州プライバシー保護庁を設立し、2018年California州消費者プライバシー法を導入し、これを施行するための完全な管理権限、権限、及び管轄権を付与する。当局は、会長を含む五名の理事会によって運営される。会長及び委員一名は、知事が任命する。司法長官、上院議事規則委員会、下院議長がそれぞれ一名ずつ任命する。これらの任命は、プライバシー、技術、消費者の権利の分野で専門知識を持つCalifornia州民の中から行われるものとする。

(b) 本節を追加した法律の発効日から90日以内に、当庁への最初の任命を行うものとする。

第24.2節 民法第1798.199.15条に以下の項目を追加する：

民法第1798.199.15条 California州プライバシー保護局理事会メンバーは、以下を行うものとする。

(a) 当局の職務を遂行し、その権限を行使するために必要な、特にプライバシーと技術の分野での資格、経験、技能、技能を有する。

(b) 公文書管理法により開示が要求される場合を除き、業務の遂行または権限の行使の過程で知り得た情報の秘密を保持する。

(c) 直接的、間接的を問わず、外部からの影響を受けないようにし、また、他人に指示を求めたり、指示を受けたりしない。

(d) 任期中は、その職務と両立できない行為をしない、また、有給であるかどうかにかかわらず、両立できない職業に従事しない。

(e) 当局が会長に提供したすべての情報にアクセスする権利を有する。

(f) 在任中または就任前の五年間に本表題の下での強制措置または民事訴訟の対象となった企業への雇用を、退任後一年間受けることはない。

(g) 当局の訴訟に影響を及ぼすことを目的とする場合、当局を退任した後二年間は、当局に係属している事項について他の者の代理人若しくは弁護士として、または他の方法で代理として行動することはない。

第24.3節 民法第1798.199.20条に、以下の事項を追加する：

民法第1798.199.20条 会長を含む当局理事会のメンバーは、任命権者の意向により任務を果たすものとするが、その期間は連続して八年を超えないものとする。

第24.4節 民法第1798.199.25条に以下の事項を追加する：

民法第1798.199.25条 当局理事会メンバーは、公務に従事した日当たり100ドル（\$100）のレートで報酬を得る。この金額は、消費者物価の変化を反映して二年ごとに調整される。また、公務の遂行のために発生した費用の払い戻しを受ける。

第24.5節 民法第1798.199.30条に以下の事項を追加する：

民法第1798.199.30条 当局理事会は、当局の方針及び規則ならびに適用される法律に準じて業務を遂行する執行取締役を任命する。当局は、適用される公務員法に準じて、役員、顧問、職員を任命、解任し、職員の報酬およびその職務を定めるものとする。当局は、職員が提供できないサービスについて契約することができる。

第24.6節 民法第1798.199.35条に以下の事項を追加する：

民法第1798.199.35条 当局理事会は、当局の会議の間に当局の名において業務を遂行する権限を会長または執行取締役に委任することができる。ただし、執行措置の決議及び規則作成に関する権限については例外とする。

第24.7節 民法第1798.199.40条に以下の事項を追加する：

民法第1798.199.40条 当局は、以下の職務を遂行するものとする。

(a) 本表題での行政措置を通じて、管理、実施、執行等を行う。

(b) 2021年7月1日以降、または当局起算による六ヶ月以内のいずれか早期及びそれ以降において、2018年California州消費者プライバシー法の目的と規定を遂行する目的により、本表題に基づく規則制定の責任を負い、第1798.185条に準じて規則を採択、改正、廃止する用意があることを司法長官に通知する。

この場合、本表題を確実に遵守するために諸業務に関する記録保持要件を規定する規則が含まれる。

(c) 本表題の施行を通じて、自然人の個人情報の利用に関する基本的なプライバシー権を保護する。

(d) 個人情報の収集、使用、売買、開示に関連したリスク、規則、責任、保護措置、及び個人情報に関する未成年者の権利を含め、権利についての一般的な認識と理解を促し、データセキュリティが損なわれないようにしながら、第1798.185条(a)(15)に準じて当局に提出されるリスク評価をまとめた公開報告書を提供する。

(e) 本表題に基づく消費者の権利に関する指針を示す。

(f) 本表題に基づく義務及び責任について事業者に指針を示し、第1798.185条(a)(18)に従って採択された規則に準じて、本表題が確実に準拠されるように、事業者の監査役となるプライバシー監査長 (Chief Privacy Auditor) を任命する。

(g) 要求に応じて、プライバシー関連の立法に関して、立法府に技術的支援や助言を行う。

(h) 個人情報の保護、特に情報通信技術や商習慣の発展に関連した動向を監視する。

(i) 一貫してプライバシー保護が確実に進められるよう、プライバシー法を管轄する他の行政機関、および California州、その他の州、各地域、国のデータ処理当局と協力する。

(j) California州内で事業を行っており、第1798.140条(d)(1)、(2)または(3)項に規定される事業の定義を満たしていない者が、第1798.140条(d)(4)に規定されるとおり本表題に準拠することを自主的に証明し、それらの事業体のリストを公開することができる仕組みを定める。

(k) 第1798.160条(b)(2)に準じて資金が利用可能となる範囲で補助金の申請を募集、審査し、承認する。

(l) その権力、権限、管轄権の行使において必要または適切なその他のすべての行為を行い、事業者への影響に注意を払いながら、消費者のプライバシーを強化するという目標のバランスをとるよう努める。

第24.8節 民法第1798.199.45条に以下の事項を追加する：

民法第1798.199.45条 (a) 何人かの不服申立てによりまたは独自の判断により、当局は、事業者、サービス提供者、請負業者、または個人を対象に、本表題に違反する可能性について調査することができる。当局は、不服申し立てを調査しないこと、申立てられた違反を修正するための期間を事業者に提供することについて決定を下すことができる。当局は、調査を行わない若しくは違反を修正するために追加

期間を提供しないことを決定する場合には、以下の事項を考慮する。

(1) 本表題に違反しようとする意図がないこと。

(2) 事業者、サービス提供者、請負業者、または個人が、不服申立ての通知を受ける前に、申し立てられた違反を是正するために自発的な取り組みを行っていること。

(b) 当局は、不服の申し立てを行った者に対し、その申し立てに対して当局が取った措置、または今後取る予定の措置がある場合は、その措置行う理由または措置を行わない理由を付して書面で通知するものとする。

第24.9節 民法第1798.199.50条に以下の事項を追加する：

民法第1798.199.50条 当局は、申し立てられた違反行為について当局が検討する少なくとも30日前に、本表題に違反したと主張されている事業者、サービス提供者、契約者または個人が、送達文書または書留郵便によって違反を通知されていない限り、本表題に違反したと信ずるに足りる相当な理由を認めないものとする。この場合の条件として、その者が本表題に違反したと信ずるに足りる相当な理由があるか否かを検討することを目的として、証拠の概要が提供され、当局の訴訟手続きにおいて彼らが直接立ち会う、または弁護士が代理を務める権利を知らされているものとする。違反者とされた者に対する通知は、送達日、書留郵便受領書が署名された日、または書留郵便受領書が署名されていない場合は郵便局が返送した日に行われたものとみなされる。推定される理由を検討する目的で送達される文書は、違反者とされる者が当該文書を公開するよう書面で当局に請求しない限り、非公開とする。

第24.10節 民法第1798.199.55条に以下の事項を追加する：

民法第1798.199.55条 (a) 当局は、この権利が侵害されたと信ずるに足りる相当な理由があると判断した場合には、違反があるかどうか、または違反があったかどうかを判定するために聴聞会を行う。この聴聞会については、行政手続法（第5章（11500節から始まる））、州政府法（第1編第3部表題2）の規定による通知及び聴聞を行わなければならない。当局は、この章により付与されるすべての権限を有する。当局は、本号の規定による意見の聴取に基づき、違反行為があると認めるときは、当該違反行為者に対し、以下の行為の全部または一部を命ずることができる。

(1) 本表題の違反行為を停止する。

(2) 第1798.155条に準じて、州の一般基金内の消費者プライバシー基金に対し、各違反につき最高

二千五百ドル（\$2,500）ドル、または意図的な違反及び未成年消費者の個人情報に関わる各違反につき最高七千五百ドル（\$7,500）の過料を支払う。当局は、違反がないと決定したときは、その旨を記載した宣言書を公表するものとする。

(b) 二人以上の者が違反または違反に対して責任を負うときは、連帯責任を負う。

第24.11節 民法第1798.199.60条に以下の事項を追加する：

第1798.199.60条 当局が州政府法第11517条に準じて行われた行政法判事の決定を却下する場合には、その決定を却下する理由を書面で述べるものとする。

第24.12条 民法第1798.199.65条に以下の事項を追加する：

第1798.199.65条 当局は、証人を召喚し、証人に出廷及び証言させ、宣誓及び確約を管理し、証拠を取るほか、召喚状によって、当局の任務の遂行またはその権限の行使（事業者の本表題への遵守を監査する権限を含むが、これに限定されない）に重要な帳簿、書類、記録その他の物件の提出を要求することができる。

第24.13節 民法第1798.199.70条に以下の事項を追加する：

第1798.199.70条 本表題の規定の何れかの違反を主張する、本表題に基づいて提起される行政訴訟は、違反が生じた日から五年を超えて開始されないものとする。

(a) 第1798.199.50条に義務付けられる、本表題に違反したと主張される者に対する推定理由に関する聴聞会通知の送達は、行政処分の開始に該当する。

(b) 本表題に違反したと主張される者が、自分の行為または身元に詐欺的隠匿を行った場合は、隠ぺいした期間について五年の期間が課せられる。本項の目的として、「詐欺的隠匿」とは、その者が本表題に基づくその者の職務に関連する重要な事実を知っており、かつ、本表題に基づいてその者が権利を有する情報を公衆から詐取する目的で、その者が本表題に基づくその者の職務を遂行する、または遂行しないことを知りながらその事実を隠蔽することをいう。

(c) 本表題に基づく行政手続において、召喚状によって要求される書類を提出するよう上級裁判所から命令を受けた際、本表題に違反したと主張されている者が、命令に対する回答としてそれに従うよう命令された日までに書類を提出しなかった場合は、強制申立の提出日からその書類が提出された日までの

遅延期間として、五年の期間が課せられるものとする。

第24.14節 民法第1798.199.75条に以下の事項を追加する：

第1798.199.75条 (a)当局は、他の利用可能な救済手段に加えて、当局の訴訟の司法審査を終了した後、本表題に基づく過料の未納分を徴収するために、民事訴訟を提起して上級裁判所の判決を得ることができる。この訴訟は、管轄権の対象額に応じて、少額訴訟、限定民事訴訟または無制限民事訴訟として提起することができる。この訴訟の裁判地は、行政当局により過料を科された郡地区とする。当局は、本節に基づく訴訟手続において判決を得るために、通常の民事訴訟において適用される手続及び証拠規則に準じて、以下の項目のすべてを示さなければならない。

(1) 本表題に定める手続及び施行規則に準じて過料が科されたこと。

(2) 当該訴訟の被告が、実際の通知またはみなし通知により、過料が科されたことを通知されたこと。

(3) 支払督促が当局により行われ、その全額が受領されていないこと。

(b) (a)に基づいて提起された民事訴訟は、過料が科された日から四年以内に開始されるものとする。

第24.15節 民法第1798.199.80条に以下の事項を追加する：

第1798.199.80条 (a)当局は、最終庁命令若しくは決定の司法審査の期間が経過した場合、または当該命令若しくは決定の司法審査のすべての手段が尽くされた場合に、裁判所書記官に対して、当該命令若しくは決定により科された過料または司法審査の決定に準じて修正された命令の徴収の判決を申請することができる。

(b) 当該申請には、当該命令若しくは決定の認証謄本、または司法審査に関する決定に準じて変更された命令の謄本、及び当該命令または決定の送達の証明が含まれるものとする。これらは、過料を徴収するための令状の発布のための十分な証拠となる。裁判所書記官は、申請に従い、直ちにその判決を登録するものとする。

(c) 本節に基づいてなされる申請は、過料が当局によって科された郡に所在する上級裁判所の書記官に対してなされる。

(d) 本節に準じて登録された判決は、民事訴訟における判決と同一の効力を有し、民事訴訟における判決に関する法律のすべての規定に従うものとする

ともに、当該判決が登録された裁判所の他の判決と同様に執行することができる。

(e) 当局は、命令または決定の司法審査に関してあらゆる手段が尽くされた日から四年以内までに、本節に準じた申請を行うことができる。

(f) 本節に基づいて利用可能となる救済は、他の法律に基づいて利用可能となる救済に追加される。

第24.16条 民法第1798.199.85条に以下の事項を追加する：

第1798.199.85条 不服申立または過料に関する当局の決定は、当該不服申立または過料の利害関係人が提起した訴えについて司法審査を受けるとし、裁量権の濫用の対象となるものとする。

第24.17節 民法第1798.199.90条に以下の事項を追加する：

第1798.199.90条 (a)本表題に違反した事業者、サービス提供者、請負業者、またはその他の者は、差止命令を受けるとし、違反行為一件につき二千五百ドル(\$2,500)以下、または第1798.185条(a)(5)に準じて調整された未成年消費者の個人情報に関する違反一件につき七千五百ドル(\$7,500)以下の民事制裁金を受けるとするほか、司法長官がCalifornia州住民の名の下に提起した民事訴訟において査定され、損失を補うものとする。裁判所は、民事制裁金の金額を決定するにあたり、事業者、サービス提供者、請負業者またはその他の者の誠実な協力を考慮することができる。

(b) 本表題の違反について司法長官が提起した訴訟により回収された民事制裁金及び当該訴訟の和解金は、消費者プライバシー基金に寄託されるものとする。

(c) 当局は、司法長官からの要請があったときは、司法長官が調査または民事訴訟を進めることができるようにするため、本表題に基づく行政訴訟または調査を停止しなければならず、その後司法長官が調査または民事訴訟を続行しないと決定しない限り、行政訴訟または調査を続行してはならない。当局は、本表題を行使する司法長官の権限を制限することはできない。

(d) 同一の違反に対して第1798.199.85条に基づく決定または第1798.199.55条に基づく命令が司法長官によってその者になされた後は、本節に基づく本表題の違反に対する民事訴訟は提起することができない。

(e) 本節は、第1798.150条に規定された私権に影響を及ぼすものではない。

第24.18節 民法第1798.199.95条に以下の事項を追加する：

第1798.199.95条 (a)本表題に基づいて、州の一般基金より、2020-2021会計年度に500万ドル(\$5,000,000)、その後の各会計年度に消費者物価の変動を調整した1000万ドル(\$10,000,000)を当局の業務を支援するための支出に充てる。この予算に基づく資金の支出は、国の他の予算に与えられる通常の行政上の審査に従うものとする。州議会は、本表題の規定を実施するために必要となる追加金額を委員会及び他の機関に充当するものとする。

(b) 財務部は、州議会に提出された州予算及び予算法案を作成する際に、本表題の裏付けとなる項目を含め、以下の項目をすべて示すものとする。

(1) 本表題に基づく任務を遂行するためにその他の機関に充当される金額。これは、その他の機関の支援項目を増やすことができる金額とする。

(2) 本節で規定されているとおり、本表題の目的を履行するために州議会が当局に充当すべき追加金額。

(3) 内は、情報提供を目的としたものであり、各会計年度継続予算の1000万ドル(\$10,000,000)。これは、本節に従い消費者物価の変動に対して調整される。

(c) 司法長官は、当局が自ら職員を採用するまで、職員による援助を行うものとする。司法長官は、これらの役務について当局から返済を受ける。

第24.19節 民法第1798.199.100条に以下の事項を追加する：

第1798.199.100条 当局及び裁判所は、本表題の違反に対する過料または民事制裁金の額を決定するにあたり、事業者、サービス提供者、請負業者またはその他の者による誠実な協力を考慮するものとする。事業者は、当局、裁判所、またはその他の者から、同じ違反に対して過料と民事制裁金の両方を支払うことを要求されてはならない。

第25節 改正

(a) 本法案の規定は、各議院の議員の過半数の投票により可決され、かつ、知事により署名された制定法により、有権者の承認を得た後に、改正することができる。ただし、これらの修正が本第3節に定める本法案の目的および意図に合致しており、さらにそれに従うことを条件とする。この場合、本法案の条項が違憲であるか、連邦法によって優先されるとする州裁判所または連邦裁判所の判決に対処することを目的として、適用除外の根拠となる法律がプライバシーを強化するために改正され、この法律及び改正

の目的及び意図に合致し、かつ、それを促進するものであれば、第1798.145条の適用除外の修正を含める。ただし、裁判所の判決に対処するために追加的に行う法の改正は、本号に従うものとする。

(b) 第1798.199.25条にかかわらず、立法府の各議院の議員の過半数の投票によって可決され、知事によって署名された法令によって、California州消費者プライバシー保護局の業務を遂行するために必要であると判断した場合、立法府は、同局メンバーへの追加報酬を承認することができる。

(c) 本節は、本法案の一部として改正または再制定された全法律及びそれらの法律の全規定に適用され、本法案がそれに対して実質的な変更を行うか否かは問わない。

(d) 本法案の規定は、2020年1月1日後に制定された矛盾するいかなる法律にも優先するものとする。本法案または本法案の規定に矛盾する法律の修正は、本法案が制定された法規にかかわらず、投票者が本法案を可決した場合に無効とする。法律は、第3節に定める本法案の目的と意図に合致し、それを推進するものでない限り、本項の目的に「矛盾する」ものとみなされる。

第26節 分離可能性

本法案のいずれかの条項、本法案の一部、または本法案のいずれかの条項および一部の人や状況に対する適用が何らかの理由により無効とされた場合は、残りの規定または規定の適用は影響を受けることなく完全に効力を有するものとする。このため、本法案の条項は分離することができる。裁判所が、最終的な再審理不能の判決において、一件または二件以上の事業体または活動を本法案の適用から除外することは本法案が憲法違反になると判決を下した場合、これらの例外は破棄され、本法案は、同法案からこれまで除外されていた事業体または活動に適用されるものとする。無効な条項が含まれていたか、無効な適用がなされていたかにかかわらず、本法案が制定されたであろうことは有権者の意図といえる。

第27節 抵触する発案権。

(a) 本法案と消費者プライバシーに関する他の法案が同一の州全体の投票に付される場合には、当該の他の法案の規定は本法案と相反するものとみなす。この法案がこれと抵触するとみなされる法案よりも多数の賛成票を得た場合には、この法案の規定が全体として優先し、他の法案は、無効とする。

(b) 本法案が投票者によって承認されたが、同一の選挙において投票者によって承認された他の相反す

る法案によって代替され、相反する投票法案が後に無効とされた場合、本法案は他の法案をまたずに施行され、完全な効力を有するものとする。

第28節 当事者適格

他のいかなる法律の条項にもかかわらず、有権者によって可決された後に州またはその職員が本法案の合憲性を弁護しない場合には、その訴訟が州または連邦の事実審裁判所であるか、上訴であるか、California州最高裁判所若しくはアメリカ合衆国最高裁判所の裁量の審理であるかを問わず、この州の他の政府機関は本法案の合憲性を争う裁判所の訴訟に介入する権限を有するものとする。訴訟抗弁にかかる合理的な手数料及び費用は、司法部門に配分される基金に課され、速やかに支払われるものとする。

第29節 解釈

本法案は、その目的を達成するために寛大に解釈されるものとする。

第30節 留保事項

本法案は、許容される場合において連邦法及びCalifornia州法を補足することを意図しているが、その適用が連邦法または同州法によって専占されているかまたはこれと抵触している場合は、適用されないものとする。16歳未満の児童に関連する本法案の条項は、連邦児童オンラインプライバシー保護法に抵触しない範囲においてのみ適用されるものとする。

第31節 発効日及び運用日

(a) 本法案は、California州憲法第II条10節(a)に定めるところにより施行する。本(b)号に定める場合を除き、本法案は2023年1月1日から施行され、アクセス権を除き、2022年1月1日以降に企業によって収集された個人情報にのみ適用されるものとする。

(b) 第1798.145条(m)及び(n)、第1798.160条、第1798.185条、第1798.199.10条から第1798.199.40条まで、第1798.199.95条は、本法案の発効日から効力を生じる。

(c) 本法案により改正された2018年California消費者プライバシー法の規定は、本法案の同一規定が実施可能になるまで、完全に効力を有し、執行可能となる。

提案25

2017-2018年通常議会（2018年法、第244章）の上院法案10により提案された本法は、California州法第

11条第9節の条項に従い、住民の直接投票として提出された。

この提案された法により、州政府法の節を修正し、刑法規に節を追加する。よって、削除することを提案された現行の規定は取消線を入れて印刷され、追加することを提案された新しい条項はイタリック体で印刷されて新規部分であることを示す。

提案された法

第1節 本法案の制定により、連邦最高裁判所が合衆国憲法に合致すると解釈した方法でのみ、およびCalifornia州再審裁判所がCalifornia州憲法の許容する範囲内であると解釈した範囲でのみ、公判前の被告人の予防的勾留を許可することを、州議会は意図するものとする。

第2節 州政府法第27771節を以下のように改正する：

第27771節 (a) 主任保護観察官は、法律または上院の命令により、次に記載される事項を含む職務を行い、その義務を履行するものとする。

(1) 福祉・施設法 (Welfare and Institutions Code) 第602節または第1766節に準じた、地域社会での少年裁判所管轄下の犯罪者の監督。

(2) 福祉・施設法第852節に準じた少年鑑別所の運営。

(3) 福祉・施設法第880節に準じて設立された少年キャンプおよび牧場の運営。

(4) 刑法規第1203節に基づいて課せられた条件に準じた、地域社会での保護観察の対象となる個人の監督。

(5) 刑法規第1170節(h)(5)(B)に準じた、地域社会での強制監督の対象となる個人の監督。

(6) 刑法規第3451節に準じた、釈放後の地域社会での監督対象となる個人の監督。

(7) 地域社会に根ざした矯正プログラムの管理。刑法規第2編表題8第3章 (第1228節以降) によって承認されたプログラムを含むが、これに限定されない。

(8) 刑法規第1230節に準じて、Community Corrections Partnershipの議長を務める。

(9) 裁判所への勧告を行う。刑法規第1203.7節および第1203.10節に準じた刑期前刑期前調査報告書、または刑法規第1320.15節に準じて作成された報告書を含むが、これらに限定されない。

(b) 主任保護観察官は、(a)号に列挙された職務に沿ったその他の職務を遂行し、Board of State and Community Correctionsへの任命を受諾し、刑法規第6025.1節で認められた日当を徴収することができる。

第3節 第1320.6節は、次のように刑法規に追加される。

第1320.6節 本章は2019年10月1日までに限り有効であり、その日をもって廃止される。

第4節 第1.5章 (第1320.7節以降) は、刑法規第2編表題10に追加される。

第1.5章 公判前の勾留状況

第1条 定義

第1320.7節 本章で使用されている次の用語の意味を記載する。

(a) California州法第VI条第22節で認可され、California州裁判所規則第10.703で規定されているように、特定の上級裁判所によって承認されている場合、本章で使用される「裁判所」には、「下位の司法官」が含まれる。

(b) 「高リスク」とは、有効なリスク評価ツールの使用を含む公判前評価サービスによる調査を経て、被逮捕者のリスクを決定するにあたり、今回の犯行に対して釈放されている間に、要求された通りに法廷に出廷できなかつたり、新たな犯罪を犯すことによって公共安全が脅かされたりするリスクが相当程度であると分類されることを意味する。

(c) 「低リスク」とは、有効なリスク評価ツールの使用を含む公判前評価サービスによる調査を経て、被逮捕者のリスクを決定するにあたり、今回の犯行に対して釈放されている間に、要求された通りに法廷に出廷できなかつたり、新たな犯罪を犯すことによって公共安全が脅かされたりするリスクが最小限であると分類されることを意味する。

(d) 「中リスク」とは、有効なリスク評価ツールの使用を含む公判前評価サービスによる調査を経て、被逮捕者のリスクを決定するにあたり、今回の犯行に対して釈放されている間に、要求された通りに法廷に出廷できなかつたり、新たな犯罪を犯すことによって公共安全が脅かされたりするリスクが中程度であると分類されることを意味する。

(e) 「自己誓約による釈放」とは、被逮捕者が必要に応じて裁判所に出頭することを書面で約束し、監視下に置かれずに公判前に釈放されることを意味する。

(f) 「公判前リスク評価」とは、被疑者が必要に応じて裁判所に出頭しないリスク、または今回の犯行の判決前に釈放された場合に犯す新たな犯罪に起因する公共安全へのリスクについて、情報を提供するよ

う設計された有効なリスク評価ツールを使用して、公判前評価サービスによって実施された調査を意味する。

(g) 「公判前評価サービス」とは、犯罪を犯して起訴された者のリスクレベルを査定し、リスク判断の結果を裁判所に報告し、刑事事件の裁決を待つ個人の釈放条件のための勧告を行い、法規または裁判所の規則の指示に従って、釈放および勾留に関するリスクに基づいた決定を実施するために、第1320.26節に準じて責任を割り当てられた団体、部門、またはプログラムを意味する。特定の上級裁判所の選択により、団体、部門、またはプログラムには、裁判所の職員、または第1320.26節に規定されているサービスのために裁判所と契約している公的機関の職員が参加できる。また、隣接する郡の団体、部門、プログラム、または地域コンソーシアムのメンバーとしてサービスを提供している者も含むことができる。団体、部門、またはプログラムを代表して行動する者は、いかなる状況にあっても、裁判所の役人でなければならない。「公判前評価サービス」には、本章に基づき釈放された者の監督は含まれない。

(h) 「リスク」とは、必要に応じて裁判所に出頭しない可能性や、今回の犯行の判決が出る前に釈放された場合に新たな犯罪を犯す可能性を指す。

(i) 「リスクスコア」とは、有効なリスク評価ツールを用いて評価を行った結果、必要に応じて裁判所に出頭できないリスクや、今回の犯行の判決が下される前に釈放され、新たな犯罪を犯した場合の公共安全へのリスクの記述的評価を意味する。これには数値や「高」、「中」、「低」リスクなどの用語が含まれる可能性がある。

(j) 「監督下の自己誓約による釈放」とは、金銭または担保付保釈金の支払いを伴わずに、必要に応じて裁判所に出頭することを書面で約束し、裁判所または公判前評価サービスが特定の釈放条件を課す被逮捕者の公判前釈放を意味する。

(k) 「有効なリスク評価ツール」とは、司法審議会が維持する承認済みの公判前リスク評価ツールのリストの中から、公判前評価サービスまたは公判前リスク評価を提供する他の機関と協議の上、裁判所が選択し、承認したリスク評価ツールを意味する。評価ツールは、被疑者が必要に応じて法廷に出頭しないリスク、または今回の犯行の裁定前に釈放された際に新たな犯罪を犯すことによる公共安全へのリスクを評価する上で正確かつ信頼性があり、偏りを最小限に抑えることができるように、科学研究によって実証されている必要がある。

(l) 「証人」とは、証言した者、証言する予定のある者、または関連情報を持っていることを理由に、現在の犯罪に関する訴訟や手続きにおいて、訴訟や手続きがまだ開始されているかどうかにかかわらず、また弁護人や起訴人の証人であるかどうかにかかわらず、証人として召喚されるか、召喚される可能性がある者を意味する。

第2条 勾留後の釈放

第1320.8節 第1320.10節(e)に記載されている軽犯罪以外の軽犯罪で逮捕または勾留された者は、身柄を拘束されずに勾留されて釈放されるか、身柄を拘束された場合、勾留後12時間以内に公判前評価サービスによるリスク評価を受けずに身柄を釈放されるものとする。本節は、令状の有無にかかわらず、第1320.10節(e)に記載された犯罪または要因以外の軽犯罪で逮捕された者に適用されるものとする。

第3条 公判前評価サービス調査

第1320.9節 (a) 公判前評価サービスは、罪状認否または審査対象者の罪状認否前審査に先立ち、第1320.8節に基づいて勾留され釈放された者を除き、各勾留者に関する次のすべての情報を取得する必要がある。

(1) 有効なリスク評価手法を用いて得られた、リスクスコアまたはリスクレベルなどを含むリスク評価の結果。

(2) 被逮捕者が逮捕された刑事責任、および過去三年以内に裁判所に出廷しなかった履歴などの犯罪歴。

(3) 被逮捕者による公共安全のリスク、または必要に応じて法廷に出廷しないリスクに直接対処する、合理的に入手可能な補足情報。

(b) 地方検事は、被疑者の勾留状況について意見を得るために、被害者と連絡を取るための合理的な努力をするものとする。

(c) 第1320.10節または第1320.13節(a)または(b)に準じた罪状認否前審査または罪状認否に先立ち、公判前評価サービスは、(a)および(b)に従って得られた情報、および被疑者の釈放条件に関する勧告事項を含む報告書を作成するものとする。釈放条件の選択肢は司法審議会が定め、California州裁判所規則に明記されるものとする。報告書の写しを裁判所および弁護人に送達するものとする。

(d) 本(c)号に記載された報告書は、有効なリスク評価手段を用いたリスク評価の結果を含み、本章で規定されている目的以外に使用してはならない。

第4条 公判前評価サービスによる釈放

第1320.10節 (a) 公判前評価サービスは、被逮捕者の勾留状況に関連する事実と状況の罪状認否前審査を行い、法執行機関、被逮捕者、被害者、検察官または弁護士から提供された、利用可能な関連情報を考慮するものとする。

(b) 公判前評価サービスは、本節および第1320.9節に準じて得られた情報を使用し、公共安全に対するリスクが低く、法廷に出頭しないリスクが低いと査定した者に関しては、罪状認否に先立ち、裁判所の審査を受けることなく、公共安全と本人の法廷への復帰を合理的に保証するために、最も制限の少ない非金銭的条件またはその条件の組み合わせで、自己誓約によって釈放するものとする。本号は第1320.8節に基づいて勾留および釈放された者、または(e)号に定める罪状認否前の釈放を検討するには不適格な者には適用されない。

(c) 公判前評価サービスは、第1320.11節に基づいて承認された裁判所の地方規則に定められた審査および釈放基準に従い、中程度のリスクのある者の釈放または勾留を命じるものとする。地方裁判所の規則に従って釈放された者は、罪状認否に先立ち、裁判所の審査を受けることなく、公共安全と本人の法廷への復帰を合理的に保証するために、最も制限の少ない非金銭的条件またはその条件の組み合わせで、自己誓約または監督下の自己誓約によって釈放されるものとする。本号は第1320.8節に基づいて勾留および釈放された者、または(e)号に準じた罪状認否前の釈放を検討するには不適格な者には適用されない。裁判所は第1320.13節に準じて罪状認否前審査を行い、釈放の決定を下すことができる。また、罪状認否前審査を行い、本章で許可された釈放の決定を下す権限を下位の司法官に付与することができる。

(d) この節に準じて課せられた非金銭的な条件またはその条件の組み合わせに対しては、支払いを要求されないものとする。

(e) (a)および(b)号にかかわらず、次の者は公判前評価サービスによって釈放されないものとする：

(1) 1320.9節に準じて、有効なリスク評価ツールを使用した公判前評価サービスにより今回の犯行が評価され、高リスクだと判断された者。

(2) 第290節(d)(2)または(3)に記載された罪で逮捕された者。

(3) 次のいずれかの軽犯罪で逮捕された者。

(A) 第273.5節の違反。

(B) 第243節(e)(1)の違反。

(C) 勾留された者が、保護対象者に対して殺害または危害を加える脅迫をした、暴力をふるった、または保護対象者の住居や職場に行ったと主張される場合における、第273.6節の違反。

(D) 第646.9節の違反。

(4) 逮捕された犯罪の要素として、他人への身体的暴力、そのような暴力の脅威、大怪我の可能性を含む重罪犯罪、犯罪の遂行において被逮捕者が個人的に凶器または銃器で武装していたと主張される重罪犯罪、犯罪の遂行において個人的に大怪我を負わせたと主張される重罪犯罪が含まれる被逮捕者。

(5) 過去10年以内において三回目の違反であり、アルコールまたは薬物の影響下での運転、それらの組み合わせ、アルコールまたは薬物の影響下で他人に傷害を与える運転の違反、血中アルコール濃度が0.20以上の運転の違反で逮捕された者。

(6) 過去五年以内に何らかの接近禁止命令違反で逮捕された者。

(7) 過去12か月以内に出頭しなかった事実に関してこれまでに令状を三回以上受け取った者。

(8) 逮捕時、軽犯罪または重罪で裁判中または判決保留中だった者。

(9) 逮捕時、非公式の保護観察または裁判所の監督以外の何らかの形で有罪判決後の監督を受けていた者。

(10) 今回の犯行の目撃者や被害者に対して、威嚇、説得、報復を行った者。

(11) 過去五年以内に公判前釈放の条件に違反した者。

(12) 過去五年以内に、第1192.7節(c)に定義される重罪、または第667.5節(c)に定義される暴力的重罪で有罪判決を受けた者。

(13) 第1192.7節(c)に定義されている重罪、または第667.5節(c)に定義される「暴力的重罪」によって、令状の有無にかかわらず逮捕された者。

(f) (b)号または(c)号に準じた被疑者の勾留状況の確認と釈放は、不必要な遅延なく、被疑者の勾留から24時間以内に行われるものとする。正当な理由がある場合、24時間の拘留期間は延長することができるが、延長は12時間以内とする。

(g) 被疑者は最低でも次のすべてを含む釈放契約書に署名するまでは、(b)号または(c)号に従う自己誓約によって釈放されないものとする。

(1) 裁判所の命令によって、いつ何時でも、どこにいても出頭する誓約。

(2) 裁判所の許可なく、この州を離れないという誓約。

(3) 要求された通りに出頭せず、California州外で逮捕された場合、身柄引き渡しを放棄することへの同意。

(4) 釈放条件に違反した場合の結果と適用される罰則について知らされていることの確認。

(5) すべての法律と裁判所の命令に従うことへの同意。

(h) 本節に従って釈放されなかった者は、第1320.13節に準じて裁判所が罪状認否前審査を行わない限り、罪状認否まで勾留されるものとする。

第5条 公判前評価サービスまたは裁判所による罪状認否前審査

第1320.11節 (a) 上級裁判所は、公判前評価サービスおよびその他の利害関係者と協議して、第1320.25節(a)号に記載されているとおり、司法協議会が採択したCalifornia州裁判所規則と整合性のある地方裁判所規則を採択しなければならない。この規則は、中程度のリスクがあると評価され、自己誓約または監督下の自己誓約による罪状認否前釈放の対象となる者のための公判前評価サービスの審査基準および釈放基準を規定するものとする。地方裁判所規則は、中程度のリスクのある被告人の釈放または勾留について規定し、公共安全を保護し、被告人の適正手続きの権利を尊重する、効果的かつ効率的な公判前釈放または勾留制度を支援するものとする。また、規則に定められた釈放または勾留の基準に合致し、中程度のリスクがあると評価された被告人を自己誓約または監督下の自己誓約で勾留または釈放する権限を公判前評価サービスに付与するものとする。地方規則は、中程度のリスクがあると評価された者の罪状および要因のリストをさらに拡大してもよいが、公判前評価サービスによって中程度のリスクを持つとされたすべての被告人の釈放の除外を規定してはならない。地方裁判所規則の権限は、第1320.10節(c)号に準じて実行された決定に限定されるものとする。上級裁判所は年一回、公共安全への規則の影響、被告人の適正手続きの権利、前年における規則の実施状況を検討するものとする。

(b) California州裁判所規則第10.613の(d)号に準じて、裁判所は、規則の電子コピーおよび本節に準じ

て採択された規則の修正を、司法評議会が承認した形式を用いて、司法評議会に提出するものとする。

第1320.13節 (a) 裁判所は、California裁判所規則第10.703の定義に従って罪状認否前審査を行い、釈放の決定を下し、下位の司法官に、本章で許可された罪状認否前審査を行い釈放の決定を下す権限を付与することができる。

(b) 本節で認められた裁判所の罪状認否審査および釈放の権限は、次の者には適用されないものとする。

(1) 高リスクであると評価された者。

(2) 第1192.7節(c)号に定義される重罪、または第667.5節(c)号に定義される暴力的な重罪で起訴された者。

(3) 逮捕時、重罪事件で裁判中または判決を受けていた者。

(c) 罪状認否手続き前の釈放または勾留の決定を行い、釈放条件を命じる際には、第1320.9節に基づいて得られた情報と、釈放条件のための推奨事項および選択肢を考慮するものとする。また、その場合、公判前評価サービスの推奨事項および評価を重視するものとする。

(d) 裁判所は、公判前釈放または勾留の決定を下す前に、法執行機関、被逮捕者、被害者、検察官または弁護人から提供された、利用可能な関連情報を考慮するものとする。

(e) (1) 罪状認否前釈放に適していると裁判所が判断した場合、被逮捕者は、自己誓約または監督下の自己誓約によって、公共安全と被逮捕者の法廷への出頭を合理的に保証するための最も制限の少ない非金銭的条件またはその条件の組み合わせで釈放されるものとする。

(2) 被疑者は、本号に準じて課せられた非金銭的条件またはその条件の組み合わせに対して、支払いを要求されないものとする。

(f) 自己誓約によって釈放される被疑者は、最低でも次のすべてを含む釈放契約書に署名するものとする。

(1) 裁判所の命令によって、いつ何時でも、どこにいても出頭する誓約。

(2) 裁判所の許可なく、この州を離れないという誓約。

(3) 要求された通りに出頭せず、California州外で逮捕された場合、身柄引き渡しを放棄することへの同意。

(4) 釈放条件に違反した場合の結果と適用される罰則について知らされていることの確認。

(5) すべての法律と裁判所の命令に従うことへの同意。

(g) 釈放条件の選択肢は司法審議会が定め、California州裁判所規則に明記されるものとする。

(h) 裁判所は、公判前監督の条件またはその条件の組み合わせによって、合理的に公共安全または必要に応じた被疑者の出頭を保証できないという実質的な可能性がある場合は、罪状認否中の被疑者の釈放を拒否することができる。

(i) 次のいずれかに該当することが示された場合、いかなる公判前監督の条件やその条件の組み合わせによっても、罪状認否中に、他の人および地域社会の安全を合理的に保証できないと推定されるものとする。

(1) 被逮捕者の逮捕の要因となった犯罪は、人に対する暴力、暴力の脅迫、重傷を負わせる可能性がある、犯罪を犯した者が自ら武装していた、犯罪の実行中に致死性のある武器や銃器を使用していた、または犯罪の実行中に自ら重傷を負わせたものである。

(2) 逮捕時、法廷監督または非公式保護観察以外の任意の形で、有罪判決後の監督を受けていた。

(3) 被逮捕者は、現行犯の目撃者や被害者に対して、威嚇、説得、報復の脅迫を行った。

(4) 現在、公判前釈放中であり、釈放条件に違反している。

第1320.14節 正当な理由が示された場合、裁判所は、いつ何時でも独自の動議によって、または被逮捕者、検察官、公判前評価サービスによる一方的な申請に基づき、時間と状況により24時間以内の通知が不可能である場合を除き、24時間で通知し、釈放の条件を変更することができる。

第6条 罪状認否における釈放または勾留決定

第1320.15節 被告が第1320.8節に準じて釈放されなかった場合、被告の罪状認否時またはそれに先立ち、公判前評価サービスは裁判所の検討を補助するために、次のすべての情報を提出するものとする。

(a) 有効なリスク評価手法を用いて得られた、リスクスコアまたはリスクレベル、あるいはその両方を含むリスク評価の結果。

(b) 被逮捕者が逮捕された刑事責任、および過去三年以内に裁判所に出廷しなかった履歴などの犯罪歴。

(c) 被告による公共安全のリスク、または必要に応じて法廷に出廷しないリスクに直接対処する、合理的に入手可能な補足情報。

(d) 釈放される被告に課される釈放条件に関する、裁判所への勧告。釈放条件の選択肢は司法審議会

が定め、California州裁判所規則に明記されるものとする。

第1320.16節 (a) 被告人が逮捕された犯罪の被害者には、検察官による罪状認否の通知、および、要請のある場合は被告人の勾留状況を決定するその他の審問の通知がなされるものとする。被害者から要請があった場合、被告人の身柄拘束状況について聴取する合理的な機会を被害者に与えるものとする。

(b) 検察は合理的な努力を行い、被告人の身柄拘束状況に関する意見を被害者に求めるものとする。

(c) 被害者が罪状認否に出頭できない場合または出頭を希望しない場合、検察官は、被告人の身柄拘束状況に関する被害者の意見を書面で裁判所に提出するものとする。

(d) 被害者の出頭の有無および被害者から提供された意見は、記録に含まれるものとする。

(e) いずれかの当事者から要請があった場合、裁判所は、罪状認否の際に被告人の釈放条件を見直し、修正することができる。

第1320.17節 罪状認否の際、裁判所は、検察官が第1320.18節に従って予防的勾留の申立てをしない限り、公共安全および被告人の法廷への復帰を合理的に保証する、最も制限の少ない非金銭的条件またはその条件の組み合わせを用いて、被告人の自己誓約または監督下の自己誓約によって釈放を命じるものとする。

第1320.18節 (a) 被告人の罪状認否、または刑事手続中のあらゆる時点で、検察官は、次のいずれかの状況に基づき、裁判までの被告人の勾留を求める申立てを行うことができる：

(1) 被逮捕者の逮捕の要因となった犯罪は、人に対する暴力、暴力の脅迫、重傷を負わせる可能性がある、自ら武装していた、犯罪の実行中に致死性のある武器や銃器を使用していた、または犯罪の実行中に自ら重傷を負わせたものである。

(2) 逮捕時、被告人は非公式の保護観察または裁判所の監督以外の何らかの形で有罪判決後の監督を受けていた。

(3) 逮捕時、被告人は重罪事件の係争中の裁判や判決を受けていた。

(4) 被告人は現行犯の目撃者や被害者に対して、威嚇または報復の脅迫を行った。

(5) 公判前監督の非金銭的条件または条件のその組み合わせが、公衆または被害者の保護、あるいは必

要に応じた被告人の法廷への出頭を合理的に保証しないと信じるに足る相当な理由がある。

(b) 裁判所は、第1320.19節に定める予防的勾留尋問を行うものとする。

(c) 予防的勾留の申立てがあった場合、裁判所は予防的勾留尋問までの間に、被告人の釈放または勾留に関する決定をするものとする。予防的勾留尋問までの間に釈放または勾留を決定し、釈放条件を命じる場合、裁判所は釈放条件に関する勧告を含む公判前評価サービスから提供された情報を考慮し、公判前評価サービスによる勧告および評価を重視するものとする。

(d) 公判前監督の非金銭的条件またはその条件の組合せが、予防的勾留尋問における被告人の出頭または予防的勾留尋問前の公共安全を合理的に保証するものではないと認められる可能性が高いと判断した場合、裁判所は予防的勾留尋問を保留して被告人を勾留することができる。また、その理由を調書に記載するものとする。

(e) (1) 予防的勾留尋問まで被告人を勾留する十分な根拠がないと判断した場合、裁判所は、被告人を自己誓約または監督下の自己誓約によって釈放し、公判前釈放の条件として、公共安全と被告人の法廷への出頭を合理的に保証するために、最も制限の少ない非金銭的条件またはその条件組み合わせを課すものとする。

(2) 被疑者は、本号に準じて課せられた非金銭的条件またはその条件の組み合わせに対して、支払いを要求されないものとする。

第7条 予防的勾留尋問

第1320.19節 (a) 被告人が身柄を拘束されている場合、予防的勾留の申立てがあった日から三公判日以内に、予防的勾留尋問を行うものとする。被告人が身柄を拘束されていない場合、(c)号に従い発行された令状により被告人が身柄を拘束された後、三公判日以内に予防的勾留尋問を行うものとする。予防的勾留尋問の請求時に被告人が留置されておらず、裁判所が聴聞の請求に関連して令状を発していない場合、予防的勾留尋問は、尋問の請求があった日から五公判日以内に行うものとする。弁護人の条件および裁判所の合意により、予防的勾留尋問は、罪状認否と同時または罪状認否後三日以内に行われるものとする。

(b) 正当な理由があれば、弁護人または検察官は、予防的勾留尋問の継続を求めることができる。継続

の請求が認められた場合、当事者が定めた場合を除き、継続は三公判日を超えてはならない。

(c) 審問は、被告人が継続的な予防的勾留尋問を受ける権利を自ら放棄しない限り、一回の尋問で終了するものとする。予防的勾留尋問が請求された時点で被告人が留置されていない場合、裁判所は、予防的勾留の申立てと併せて令状の申請をすることにより、予防的勾留尋問の終了までの間、被告人を留置することを命ずる令状を発することができる。

(d) 被告は、尋問において弁護人に代理される権利を有するものとする。経済的に代理を得ることができない場合、被告人は国選弁護人を立てる権利を有する。被告人には、予防的勾留尋問にて発言する権利がある。

(e) 被害者が請求した場合、被害者は検察官から予防的勾留尋問の通知を受け取るものとする。請求があった場合、被告人の身柄監護状況について聴取する合理的な機会を被害者に与えるものとする。

(f) 検察は合理的な努力を行い、被告人の身柄拘束状況に関する意見を被害者に求めるものとする。被害者が予防的勾留尋問に出頭できない場合または出頭を希望しない場合、被告人の身柄拘束状況に関する被害者の意見があれば、検察官はそれを書面で裁判所および弁護人に提出するものとする。

(g) 被害者の出頭の有無および被害者から提供された意見は、記録に含まれるものとする。

1320.20. (a) 裁判所が次のいずれかを信じるに足る正当な理由があると認めた場合、公判前監督の条件または条件の組み合わせが合理的に公共安全を保証しないという反論可能な推定が存在するものとする。

(1) 現在の犯罪は、第667.5節(c)に定義されている暴力的な重罪、人に対する暴力、暴力の脅迫、重傷を負わせる可能性のある重罪犯罪であったか、犯罪の実行において被告人が個人的に凶器または銃器で武装していた、個人的に凶器または銃器を使用していた、または犯罪の実行において、被告人が個人的に重傷を負わせたものである。または、

(2) 被告人は、公衆または被害者の安全に対する「危険性が高い」と評価され、次のいずれかに該当する。

(A) 過去五年以内に、第1192.7節(c)号に定義される重罪、または第667.5節(c)号に定義される凶悪な重罪で有罪判決を受けた。

(B) 被告人が、(a)号(b)項記載の罪で刑が執行されている間に、現在の犯行を犯した。

(C) 現在の犯行の目撃者や被害者に対して、威嚇、説得、報復を行った。

(D) 逮捕時、非公式の保護観察または裁判所の監督以外の何らかの形で有罪判決後の監督を受けていた。

(b) 被告人が起訴されていない場合、または予審あるいは予審の放棄により被告人が答弁を求められていない場合において、被告人が起訴された犯罪または犯罪を犯したことを示す証拠の十分性に異議を唱えたとき、検察側は予防的勾留尋問にて、被告人が起訴された犯罪または犯罪を犯したと信じるに足る相当の理由があることを立証するものとする。

(c) 被告人の供述、弁護人の立証および弁論、被害者からの情報、尋問において提示された証拠に基づき、裁判所は、被告人が起訴された犯罪または犯罪を犯したと信じるに足る相当な理由の判断を含める予防的勾留についての決定をするものとする。また、裁判所はこの節に基づいた決定を下す際に、信頼性の高い伝聞証拠について考慮することができる。被告人は尋問で証言する権利を有するものとする。

(d) (1) 裁判所は、合衆国憲法およびCalifornia州憲法に基づき勾留が可能である場合に限り、勾留審問において公判その他の審問までの被告人の予防的勾留を命じることができる。また、非金銭的な条件または公判前監督の条件の組み合わせが、公共安全を合理的に保証する、または必要に応じて被告人の法廷への出頭を保証するものでないことを、明確かつ説得力のある証拠によって判断する。裁判所は、予防的勾留を命じた理由を記録に記載するものとする。

(2) いずれかの当事者から請求があった場合、請求があった日から二日以内に尋問の謄本が提供されるものとする。

(3) いずれかの当事者が決定に異議を唱える書簡を提出した場合、控訴裁判所は迅速にその書簡を検討するものとする。

(e) (1) 被告人を勾留する十分な根拠がないと判断した場合、裁判所は、被告人を自己誓約または監督下の自己誓約によって釈放し、公共安全を合理的に保証し、必要に応じて被告人の法廷への出頭を保証するために、公判前釈放の条件として最も制限の少ない非金銭的条件またはその条件の組み合わせを課すものとする。

(2) 被疑者は、本号に準じて課せられた非金銭的条件またはその条件の組み合わせに対して、支払いを要求されないものとする。

(f) 勾留の有無を決定すること、または課すべき最も制限の少ない公判前釈放の非金銭的条件を定めることのみを目的として、裁判所は、California州裁判所規則に定められたあらゆる関連情報を検討することができる。これには次のすべてが含まれるが、これに限定されない。

(1) 起訴された犯罪の性質と状況。

(2) 被告人に対する証拠の重要性。ただし、裁判所は除外されるよう求められた証拠の許容性も考慮することができる。

(3) 被告人の過去の行動、家族や地域社会との結びつき、犯罪歴、裁判手続きへの出頭に関する記録。

(4) 今回の犯罪または逮捕の時点で、被告人が裁判、判決、上訴、連邦法、California州または他の州の法律下での犯罪に対する刑の完了において保護観察中、仮釈放中、他の形態の監督下にあったかどうか。

(5) 被告人の釈放が他の人または地域社会の安全にもたらすリスクの性質および重大性（該当する場合）。

(6) 有効なリスク評価ツールによって得られた公判前評価サービスによる勧告。

(7) 勾留が被告人の家族責任や地域社会との結びつき、雇用、教育への参加に与える影響。

(8) 監督の計画案。

(g) 被告人が予防的勾留尋問を経て身柄を釈放された場合、裁判所は被告人の釈放を許可する文書にて、次の両方を通知するものとする。

(1) 釈放の対象となるすべての条件が、被告人の行動の指針となるように十分に明確かつ具体的に記載されていること。

(2) 現行犯逮捕や被告人の逮捕状の発行を含む、釈放条件に違反した場合の罰則やその他の結論。

1320.21. (a) 新たに発見された証拠、事実、または状況の重大な変化が提示された場合、検察官または弁護人は、公判前のいつ何時でも、予防的勾留尋問の再開または新たな審問のための申し立てを行うことができる。裁判所は独自の申立により、新たに発見された証拠、事実、または公判前評価サービスによって、裁判所の注意を喚起した状況の重要な変化に基づき、予防的勾留尋問を再開できる。

(b) 最初の予防的勾留尋問後の審問の申立ては、予防的勾留尋問の際には知られていなかった証拠または状況、あるいは再開または新たな予防的勾留尋

問を必要とする重大な状況の変化を記載するものとする。これには、公共安全および必要に応じて被告人が法廷に戻ることを合理的に保証する釈放条件があるかどうか含まれる。

(c) 被害者が請求した場合、再開された予防的勾留尋問の実行に関する通知を受け取ることができる。請求があった場合、被告人の身柄監護状況について聴取する合理的な機会を被害者に与えるものとする。

(d) 正当な理由が提示された場合、裁判所は予防的勾留尋問の再開または新たな審問の申立てを許可することができる。

(e) 被告人の勾留状況に関する裁判所の判断は、本章の条項に従って行われるものとする。

第1320.22節 裁判所が課した釈放条件に被告人が違反したことを示す一方的な申請により、裁判所は被告人の逮捕状を発行することができる。被告人が逮捕された場合、本章に基づいて勾留状況を再考するものとする。

第1320.23節 (a) 被告人が必要に応じて法廷に出廷しなかった、または被告人が公判前あるいは有罪判決後の監督条件に違反したという主張に基づいて逮捕状を発行した場合、裁判所は逮捕令状に、被告人が令状によって逮捕された時点で、勾留後釈放されるべきか、最初の審査のために勾留されるべきか、罪状認否まで勾留されるべきか、または監督違反に関する審問まで勾留されるべきかを提示できる。

(b) 検察、法執行、または監督機関が、勾留後の釈放以外の勾留状況を提示する令状を要求した場合、当局は、より厳しい監督または勾留を正当化する要因を裁判所に提供するものとする。

(c) 令状に記載された裁判所による釈放または勾留の指示は、逮捕および勾留機関と勾留施設を拘束するが、裁判所または公判前評価サービス (Pretrial Assessment Services) によるその後の決定を拘束するものではない。しかし、この指示はその後の手続きにおいて被疑者の勾留状況を決定する際に、公判前評価サービスまたは裁判所によって考慮される可能性がある要因の一つとなる。

(d) 被疑者が軽犯罪令状で逮捕された場合、勾留状況の決定は第1320.8節に記載された手順を用いて開始されるものとする。被疑者が重罪令状で逮捕された場合、勾留状況の決定は第1320.9節に記載された手順を用いて開始されるものとする。

第8条 司法審議会の行政責任

第1320.24節 (a) 司法審議会は次のすべてを実施するにあたり、必要に応じてCalifornia裁判所規則および形式を適用するものとする。

(1) 効率を最大化するとともに公衆と被害者の安全、被告人の適正手続きの権利、被告人の特定の特性または要求、効果的に個人を監督するための地域リソースの利用可能性を考慮し、公判前釈放や勾留の決定を行う際、裁判所による公判前リスク評価の情報の適切利用を規定する。

(2) 「検証」の要素を説明し、地域住民を対象としたリスク評価ツール検証の必要性および頻度を提示し、評価ツールにおける潜在的なバイアスの特定および緩和に取り組む。

(3) 裁判前評価サービスおよび裁判所による審査、釈放、勾留の基準を規定する。これには、非金銭的条件または公判前監督の条件の組み合わせが、必要に応じた公共安全または被疑者の出頭を合理的に保証することができない相当の可能性が存在する場合、罪状認否前勾留を承認する基準が含まれるものとする。

(4) 第1320.11節で承認された地方裁判所規則の制限要因を規定する。その際、効率を最大化しながら、公衆と被害者の安全、被告人の正当な手続きの権利、および効果的な個人の監督を実現するための地方資源の利用可能性を考慮する。

(5) リスクレベルまたはカテゴリーの指定を含む公判前釈放条件の付与を規定する。

(b) 司法審議会は、各裁判所が報告すべき最低限必要とされるデータを特定および定義するものとする。裁判所は年二回、司法審議会にデータを提出するものとする。データには個人が次の状態である場合の発生件数が含まれるが、これに限定されるものではない。

(1) 有効なリスク評価ツールおよび個人のリスクレベルを使用して評価された者。

(2) 次に準じて、自己誓約または監督下の自己誓約により釈放された者。

(A) 第1320.10節(b)号。

(B) 第1320.10節(c)号。

(C) 第1320.12節、リスクレベルによる細分類。

(D) 第1320.13節、リスクレベルによる細分類。

(3) 身柄の拘束は次の場合実施される。

(A) 罪状認否。リスクレベルによる細分類。

(B) 公判前勾留尋問。リスクレベルによる細分類。

(4) 自己誓約または監督下の自己誓約によって公判前釈放され、次に該当する者。

(A) 要求された日時に裁判所に出頭しなかった。

(B) 新たな犯罪で起訴された。

(5) 予防的勾留尋問で、釈放または勾留が検討された。

(c) 第1320.26節(a)号に基づく契約に準じて、裁判所は、公判前評価サービスを提供する事業者に対し、必要に応じて本節のデータを司法審議会に報告することを要求できる。

(d) 各裁判所は毎年、次の情報を司法審議会に提供するものとする。

(1) 裁判所が第1320.13節に準じて、罪状認否前審査を行うかどうか。

(2) 罪状認否および予防的勾留尋問での釈放と勾留決定に要した時間の目安。

(3) 公判前評価サービスによって使用される有効なリスク評価ツール。

(e) 司法審議会は次のすべてを行うものとする。

(1) ドメスティックバイオレンス、性犯罪、その他の暴力犯罪の評価に適切なものを含む、有効な公判前リスク評価ツールの一覧を作成および維持する。司法審議会は、公判前評価サービスおよびその他の関係者と協議して、評価ツールの一覧を取りまとめるものとする。

(2) (b)号で規定されたデータを収集する。

(3) 裁判官のトレーニングを実施し、公判前釈放および勾留の決定を行う際の公判前リスク評価情報の使用、および公判前釈放条件の付与について説明する。

(4) California州の主任保護観察官と相談し、公判前評価サービスの提供に関して、地方公共団体との契約書の作成にあたり、裁判所を支援する。

(5) 2021年1月1日までに、およびそれ以降は隔年で、プログラムの実施活動を文書化し、プログラムのアウトプットと結果に関するデータを含む報告書を知事および州議会に提出する。最初の報告書はプログラムの実施に焦点を当てるものとし、その後の報告書には(b)号に記載されたデータを含めるものとする。本項の規定により提出される報告書は、州政府法第9795節に準じて提出されるものとする。

(6) 上位裁判所と連携し、最初に罪状認否において釈放または勾留の決定が下される際の、罪状認否での釈放または勾留の決定に要する時間の目安と、予防的勾留尋問に要した時間の目安を作成する。

(7) 第1320.25節(a)に記載された責任を遂行するため、主題の専門家および司法官による専門家会議を招集し、裁判所が情報を利用できるようにする。

第1320.25節 (a) 第1320.24節(e)(7)に定められた専門家及び司法官による専門家会議は、第1320.9節に準じて責任を遂行する際、公判前評価サービスが使用する手段によるスコアまたはレベルに基づき、「低」、「中」、「高」のリスクレベルを指定するものとする。

(b) 裁判長は、公判前リスク評価の手段の採点に関する特定の専門知識を有する四名の個人と、刑法の専門知識を有する三名の司法官を指名し、そのうちの一人を専門家会議の議長とする。専門家のうち少なくとも一名は、リスク評価のスコアリングに加え、リスク評価の手法におけるバイアスの潜在的な影響に関する専門知識を有していなければならない。

第1320.26節 (a) 裁判所は、公判前評価サービスを確立するものとする。本サービスは裁判所の職員によって実行されるか、裁判所が関連する経験を持つ有資格の地方公共団体と本サービスに関して契約することもできる。

(b) 資格を有する地方公共団体との契約を締結しないと決定する前に、裁判所は、団体が利用可能な資源を使用してこの機能を実行することに同意しないのか、あるいは機能を実行する能力を有していないのかを確認するものとする。

(c) 有資格の地方団体が上位裁判所のために公判前評価サービスを実行することに同意しない場合、および裁判所がこの機能を実行しないことを選択した場合、裁判所は、この役割を特別に実行するために設立された新たな地方の公判前評価サービス機関と契約することができる。

(d) 公判前評価サービスの提供を目的として、裁判所は、管轄区内での逮捕および勾留を行うことに直接的な責任を有する有資格の地方公共団体と契約することはできない。

(e) 公判前評価サービスは公務員が行うものとする。

(f) (h)号の定めにかかわらず、Santa Clara郡上位裁判所は第1320.27節(c)号および第1320.28節に準じて、Santa Clara郡内で公判前評価サービスを提供するためにSanta Clara郡公判前サービス事務所と契約することができ、その事務所は資金配分の対象となる。

(g) 2019年2月1日までに、上位裁判所の裁判長および各郡の主任保護観察官、またはSanta Clara郡の公判前サービス事務所の所長は、本節に準じた公判前評価サービスの契約の意思を確認する書簡を司法審議会に提出するものとする。

(h) 本節の目的上：

(1) 「公判前評価サービス」には、本章に基づき釈放された者の監督は含まれない。

(2)「有資格の地方公共団体」は次のすべての経験を有するものとする。

(A) リスクに基づいた決定を行うにあたって関連する専門知識。

(B) 第1203節に準じて裁判所に勧告を行う。

(C) 地域社会で犯罪者を監督する。

(D) 保安官を雇う。

第1320.27節 (a) 財務部は毎年1月10日までに、司法審議会およびCalifornia州の主任保護観察官と協議の上、本章に準じて提供される公判前評価サービスを十分に支援するために必要な資金レベルを見積もるものとする。この推定額は、California州司法評議会と協議の上、財務部が作成した方法論に基づき、リスク評価を受ける刑事犯罪で起訴された被告人の推定数、リスク評価の実施に関連する直接的および間接的な費用、裁判所および公判前サービスによる釈放および勾留の決定に関連するすべての費用を組み入れるものとする。また、この機能を遂行するために必要な職員の直接および間接費用を見積書に反映させるものとする。財務部は、California州憲法第IV条第12節に準じて、知事予算の提出時に見積書を公開し、州議会に送付するものとする。

(b) 司法審議会は州議会の予算計上を受けて、地方裁判所に公判前評価サービス用の資金を配分するものとする。資金は、裁判所の幹部、職員の代表者、California州の主任保護観察官を含む主要な利害関係者と協議の上、配分されるものとする。司法審議会が決定したとおり、配分には、州全体で公判前評価サービスを支援するための基準額と、適切な基準に基づいた追加資金が含まれているものとする。配分決定の際、司法審議会は費用の地域的な差異、給与水準などを考慮するものとする。全州における公判前サービスの年間資金の配分は、司法審議会が公開会議で採択し、公表するものとする。

(c) 公判前評価サービスのすべての資金は、サービスの提供にのみ関連する直接的および間接的な費用に使用されるものとする。第1320.26節に準じて契約を締結する、公判前評価サービスの契約を行う地方裁判所は、この配当によって受け取ったすべての資金を、契約している公的機関に直接提供するものとする。

(d) 本節に準じて配当を受ける地方公共団体は、これらの資金を個別に会計処理し、本節の要件を含む関連する州法に従って資金が使用されたことを毎年証明するものとする。

(e) 本節に準じて配分された資金は、公判前評価サービスを支援するために現在の地方の資金を補うものであって、それにとって代わるものではない。

第1320.28節 (a) 財務部は毎年1月10日までに、司法審議会およびCalifornia州主任保護観察官と協議の上、本節に準じて提供される公判前監督サービスの提供を適切に支援するために必要な要員のレベルを見積もるものとする。見積もりには、監督される個人の数と必要な監督のレベルを反映させるものとする。また、これらのサービスを提供するために必要な人件費の直接および間接コストも反映されるものとする。財務部は、California州憲法第IV条第12節に準じて、知事予算の提出時に見積書を公表し、州議会に送付するものとする。

(b) 州議会が充当した場合、財務部は、公判前監督サービスの資金を地方の保護観察部門に割り当てるものとする。本号の目的のために、Santa Clara郡の公判前サービス事務所は、郡内での資金調達の対象となるものとする。資金の配分において、部門は、配分の決定を行う際に、コスト、給与水準、およびその他の要因における地域的な差異を考慮するものとする。割り当てには、州全体の公判前監督を支援するための基本的な部分と、郡の18歳～50歳までの成人人口および地域の検挙率に少なくとも部分的に基づく追加額が含まれるものとする。財務部は、毎年配分方法を採用するにあたり、司法評議会、California州の主任保護観察官、および職員の代表者を含む主要な利害関係者と協議するものとする。

(c) 公判前監督のすべての資金は、これらのサービスの提供のみに関連する直接的および間接的な費用に費やされるものとする。公判前サービスを支援するために計上された資金はすべて、公判前監督を支援するために地方自治体に配分されるものとする。

(d) 本節に準じて配分を受ける地方公共団体は、これらの資金を個別に会計処理し、本節の要件を含む関連する州法に従って資金が使用されたことを毎年証明するものとする。

(e) 地方公共団体は、公判前評価サービスの提供のために裁判所と契約した場合に限り、この資金調達の対象となるものとする。

(f) 本節に準じて配分された資金は、公判前評価サービスを支援するために現在の地方の資金を補うものであり、それにとって代わるものではないものとする。

第1320.29節 財務部は毎年1月10日までに、司法審議会と協議の上、本章に基づいて司法官の業務を十分に支援するために必要な要員の水準を見積もるものとする。見積もりには、本法案に準じて、罪状認否時に裁判所が勾留決定を行っている事件の数、予防的勾留尋問の量、これらの決定および審問の実

施に要する平均時間、公判前評価サービスの契約に関連する管理費、司法官の業務量に関連するその他の要因を反映させるものとする。また、見積もりには、裁判手続きの一分あたりの平均的な直接費および間接費も反映させるものとする。財務部は、California州憲法第IV条第12節に準じて、知事予算の提出時に見積書を公表し、立法府に送付するものとする。

第1320.30節 (a) 州議会の予算に基づき、Board of State and Community Correctionsは、学術機関、公共政策センター、その他の研究機関と契約し、本節を制定した法案、特に人種、民族、性別、および所得水準別の法案の影響について、独立した評価を行うものとする。この評価は、2024年1月1日までに州上院長官および州議会の事務長に提出されるものとする。

(b) 2019-20会計年度から、州の資金は、勾留を除く公判前の監督、評価、サービス、または公判前の活動に関連するその他の目的に割り当てられた地方の資金を補うものであって、これに取って代わるものではないとされる。

第1320.31節 (a) 現実的な範囲で、利用可能な拘置所の収容能力の優先順位は、有罪確定後の人々でなければならないと州議会は意図する。

(b) 州議会は、本章の実施において、公判前リスク評価サービス、公判前監督、第一審裁判所の仕事量の増加、効果的な実施を支援するために必要な州全

体の活動を支援するために資金が必要となることを理解し、宣言する。これらの資金は、直近の長期的な州支出計画に反映されており、毎年の予算法案で充当されることとなる。

第1320.32節 2019年10月1日以降、本法規において「保釈」と表記されているものはすべて、本章で規定されている手続きを指すものとする。

第1320.33節 (a) 2019年10月1日以前に保釈された被告は、その釈放条件に基づき保釈されたままとする。

(b) 2019年10月1日に拘留されている被告は、第1320.8節に準じて釈放が検討される。釈放されない場合はリスク評価を受け、本節に準じて釈放または勾留が検討されるものとする。

第1320.34節 本章は、2019年10月1日から施行されるものとする。

第5節 司法審議会は、本法案を実行するために、可能な限りCalifornia州の主任保護監察官と連携して、研修を提供し、共同研修を実施し、その他実施開始に必要な業務を協力して行うものとする。

第6節 本法案に州から義務付けられている費用が含まれているとCommission on State Mandatesが判断した場合、その費用の地方機関および学区への払い戻しは、州政府法表題2第4部第7編（第17500節以降）に準じて行われるものとする。



法の定めるところにより、債券法案である提案14は、すべての有権者世帯に郵送された本手引書に含まれています。提案14の法案の文面は、voterguide.sos.ca.govでも閲覧可能です。



期日前投票所で安全な投票を

2020年11月3日の選挙日前の土曜日から少なくとも4日間、多くの郡で複数の期日前投票所が利用できます。投票所では、投票者登録、補充投票用紙/投票項目一覧表、アクセス可能な自動投票機、通訳サービスが提供されます。

次の3つの方法で、投票者と選挙管理委員会の職員がいる投票所を安全に保つことができます:

1 優先入場する。

切手を貼らずに郵送するか、投票用紙投函箱に入れるか、投票所で投票するか、いずれかの方法で投票用紙を記入し投票してください。投票所には、記入した投票用紙を投票する有権者のために、複数の列を分けて設けています。



CAEarlyVoting.sos.ca.gov で、近くの投票所または投票用紙投函箱を探してください。

2 早めに投票する。

直接投票所に行く場合、選挙日の前に行って対人距離を保つようにしましょう。

2020年11月3日の選挙日前の土曜日から少なくとも4日間、多くの郡で複数の期日前投票所が開設されます。

3 安全上の手順を守る。

次の予防策をとって、投票所にいるあなた自身の健康、また他の投票者と選挙管理委員会の職員の健康を守りましょう:

投票所の安全チェックリスト

- 投票所にいる間はマスクを着用する。
- 他人から腕2本分の長さの距離を保つ。
- 投票所に入る前と後に手を洗う。
- ドアや投票の備品に触った後は手の除菌用ローションを使う。
- 他人との接触の多いものに触らないように自分のボールペンを持ってくる。



投票中の安全を守るに関する詳細

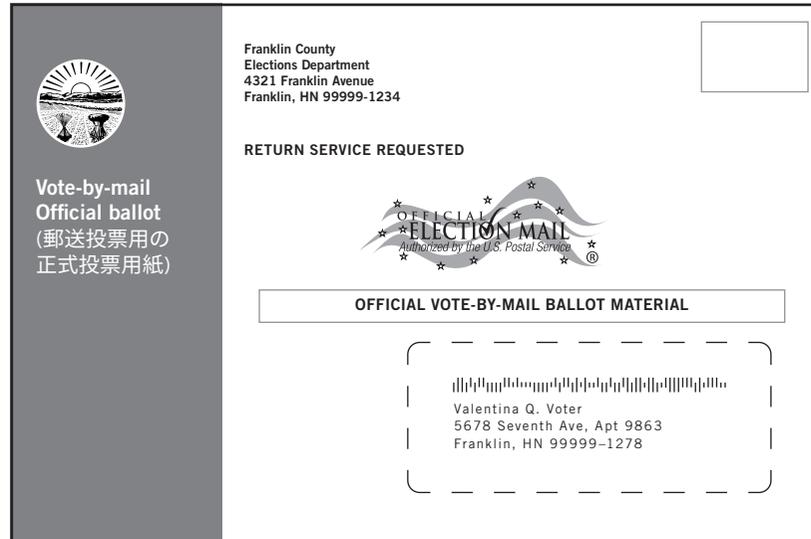
www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/election-polling-locations.html で、疾病管理予防センターのガイドラインを見直す。

郵送で投票できる投票者は、投票所での感染の危険性を避け安全な対人距離を確保することができます。2020年10月5日から、郡の選挙管理委員会がCalifornia有権者に郵送投票用紙を送り始めます。郵便で返送される投票用紙は2020年11月3日までに消印が押されていなければなりません; 投票用紙投函箱に投票される投票用紙は2020年11月3日の午後8時までに投函されなければなりません。



郵送投票で安全な投票を

California 州の投票者は全員、2020 年 11 月 3 日の選挙のための郵送投票用紙を受け取ります。郡選挙管理委員会が、2020 年 10 月 5 日から、下記の写真と同様の郵送投票用紙/投票項目一覧表を送り始めます。



郵送投票は安全で簡単です。

投票用紙/投票項目一覧表で候補者を選んだ後は、以下へ返送してください:

- 封をしてください。**
 郡選挙管理委員会からの封筒に投票用紙を入れてください。
- 署名する。**
 投票用紙の封筒にある署名が CA の運転免許証/州の身分証明書にある署名、または登録時に提出した署名と一致することを確認してください。あなたの投票用紙が被害にあわないようにするため、郡選挙管理委員会が署名を比較して確認します。
- 返送する。**
 郵送投票—2020 年 11 月 3 日
 までに消印を押してもらうようにしてください。切手は必要ありません!
 または
 直接投票—2020 年 11 月 3 日の
 午後 8 時までに、投票用紙投函箱、投票所、投票センター、郡選挙管理委員会
 で直接投票してください。
- 追跡する。**
 wheresmyballot.sos.ca.gov で申し込み登録をしますと郵送投票の状況について、テキスト(ショートメール)、電子メール、または音声電話でアラートを受け取ることができます。

郵送で投票できる投票者は、投票所での感染の危険性を避け安全な対人距離を確保することができます。投票所は、選挙日前に、すべての郡で利用できます。投票所では、投票者登録、補充投票用紙/投票項目一覧表、アクセス可能な自動投票機、通訳サービスが提供されます。



Californiaの州務長官は、有権者が郵便投票の状況を追跡し通知を受け取るための新しい方法を提供しています。「Where's My Ballot?」ツールを使用すると、有権者は郵送された投票用紙の場所や状況などについて詳細を知ることができます。
WheresMyBallot.sos.ca.govで登録してください。

「Where's My Ballot?」ツールに登録すると、次の場合、お住まいの郡の選挙事務所から更新メールが自動送信されます。

- 投票用紙を郵送したとき
- あなたの投票用紙を受け取ったとき
- あなたの投票用紙が集計されたとき
- あなたの投票用紙に何か問題があったとき

WheresMyBallot.sos.ca.govに登録した有権者は、次の方法で自動更新メッセージを受け取ることができます。

- 電子メール
- テキストメッセージ (SMS)
- 音声メッセージ

**投票用紙の追跡が
— 郵送時も、受領時も、集計時も —
一層簡単になりました。**

WheresMyBallot.sos.ca.gov



California 州における選挙

上位二名の候補者の公開予備選挙法案では、投票者によって指名された公職の候補者すべてが、同じ投票用紙/投票項目一覧表に記載されていることが条件となっています。もと無党派公職として知られる、投票者によって指名された公職とは、州立法務所、連邦議会事務局、州憲法事務所を指します。

公開予備選挙と総選挙では、投票者登録用紙であなたが支持した政党に関係なく、いずれの候補者にも投票することができます。予備選挙では、支持政党に関係なく、投票数が最も多い候補者二名が総選挙に出馬することになります。候補者が投票過半数 (少なくとも 50パーセント + 1 票) を獲得した場合でも、総選挙は行われます。

California 州の公開予備選挙は、米国大統領、郡中央委員会、または地方自治体の公職候補者には適用されません。

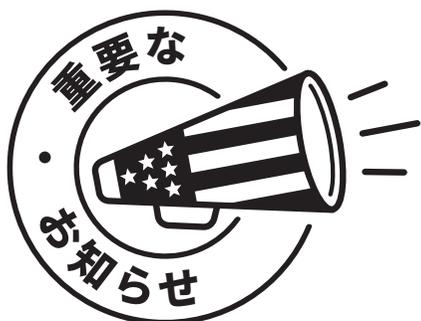
投票者によって指名された公職に対する記入投票候補者は、依然として予備選挙に出馬することができます。ただし記入投票候補者は、予備選挙の上位二名の投票獲得者の一人でなければ総選挙に出馬することはできません。この他に、総選挙における無所属候補指名の手続きはありません。

California 州法では、以下の情報がこのガイドに印刷されていなければなりません。

政党指名/無党派公職

政党は、予備選挙で、政党指名/無党派公職の候補者を正式に指名することができます。指名された候補者は、総選挙で、その政党の特定な公職の正式候補者として政党を代表し、投票用紙/投票項目一覧表にはその正式指名が示されています。予備選挙におけるそれぞれの政党の最多投票獲得者が、総選挙に臨みます。政党は、予備選挙で、郡中央委員会の役人も選出します。

有権者は、予備選挙では、投票登録の際に表明した支持政党のみに投票できます。しかし、支持政党の表明を拒否した有権者は、政党が許せば、その政党の予備選挙に投票することができます。



アメリカ大統領候補者の声明は
voterguide.sos.ca.govをご覧ください

投票者によって指名された公職

政党は、予備選挙で投票者によって指名された公職の候補者を、正式に指名する資格はありません。予備選挙で投票者によって指名された公職に指名された候補者は、総選挙においても投票者が指名した候補者であり、どの党の公式候補者でもありません。投票者によって指名された公職の候補者は、投票用紙/投票項目一覧表に記載された適格な支持政党がある場合もない場合もあります。しかし、支持政党の党名は候補者によってのみ選択され、投票用紙/投票項目一覧表には投票者の情報についてのみ表示されます。これは候補者が、指定された党によって推薦または支持されていること、または党と候補者の間に何らかの関係があることを意味するものではなく、投票者によって指名された候補者が、公式に党の候補者とみなされることはありません。各党は、党の正式な推薦を得て、投票者によって指名された公職の候補者の一覧を、郡の投票者情報ガイドに記載することができます。

投票者は、その公職に投票するために必要なその他の資格を満たしていれば、投票者によって指名された公職のどの候補者にも投票できます。予備選挙の上位二名の候補者は、両方の候補者が同じ党の推薦指名を受けていても、投票者によって指名された公職の総選挙に出馬することになります。候補者が予備選挙の上位二名の投票獲得者の一人でない限り、いかなる党も、その党の推薦指名を有する候補者を総選挙に進めることができません。

無党派公職

政党は、予備選挙で無党派の公職候補を指定する資格はありません。また予備選挙での候補者は、総選挙における特定の公職の正式指名候補者ではありません。無党派公職の指名候補者は、支持政党の有無を投票用紙/投票項目一覧表に記載することはできません。予備選挙の上位二名の投票獲得者は、無党派公職の総選挙に出馬することになります。

州の候補者および投票法案への最大の貢献者

委員会（候補者または投票法案に支持、もしくは反対する投票者に影響を与える目的で金銭を受け取る、または支払う個人または団体）が投票法案または候補者を支持するまたはこれに反対し、最低\$100万を集めた場合、委員会は上位10の寄付者をCalifornia公平政治的慣行委員会 (FPPC) に報告しなければなりません。変更がある場合、委員会は、上位10のリストを更新しなければなりません。

リストはFPPCウェブサイトに記載されています：

<http://www.fppc.ca.gov/transparency/top-contributors.html>



投票者登録

投票者登録が済んでいる場合は、名前、住所、郵送先住所の変更がある場合や、政党の変更や選択をしない限り再登録の必要はありません。

オンライン登録を registertovote.ca.gov ですか、州務長官の無料投票者ホットライン (800) 339-2865 で申請書の郵送を依頼することができます。

投票者登録用紙は、ほとんどの郵便局、図書館、市や郡の政府庁舎、郡選挙事務所と California 州務長官のオフィスに用意されています。

条件付き有権者登録

選挙日前の14日間は、選挙当日を含めて、居住する郡の郡選挙事務所、投票センターまたは投票所で投票者登録と投票を行うことができます。詳細は sos.ca.gov/elections/voter-registration/same-day-reg/ をご覧ください。

投票者登録個人情報

Safe at Home 機密投票者登録プログラム: 生命を脅かす状況（家庭内暴力、ストーカー、性的暴力、人身売買、高齢者/成人の扶養家族虐待の被害者やサバイバー）に直面している特定の投票者は、Safe at Home プログラムの参加メンバーであれば、機密保持投票者の資格を得ることができます。詳細は、州務長官の Safe at Home プログラム用フリーダイヤル (877) 322-5227、または sos.ca.gov/registries/safe-home/ でご確認ください。

投票者情報保護: 投票者の登録宣誓供述書に関する情報は、投票の場所、投票用紙/投票項目一覧表に掲載される争点や候補者など、投票プロセスに関わる公式情報を送付するために選挙管理事務所が使用します。投票者登録情報の商業的使用は法律で禁止されており、軽犯罪にあたります。投票者情報は、選挙候補者、投票法案委員会、または選挙、学術、ジャーナリズム、政治もしくは政府利用目的のために、州務長官が決定する他者に提供されることがあります。運転免許証および社会保障番号、または投票者登録カードに記載されている署名を、これらの目的のために公開することはできません。投票者情報の使用に関する疑問や、該当する情報の悪用が疑われる場合は、州務長官の投票者ホットライン (800) 339-2865 にお電話ください。

16歳で事前登録。18歳で投票。

資格のある16歳と17歳の方は registertovote.ca.gov でのオンライン登録、または投票者登録用紙での登録ができるようになりました。事前に投票の事前登録を行った California の若者が18歳になると、その登録が有効になります。

事前登録は4つのステップで簡単にできます。

1. registertovote.ca.gov にアクセスします。
2. 「事前有権者登録」ボタンをクリックします。
3. 18歳の誕生日になると登録が自動的に有効になります。
4. 選挙日に投票用紙/投票項目一覧表で投票しましょう！

事前登録とは

投票者としての資格をすべて満たしている16歳と17歳の方は、registertovote.ca.gov で投票の事前登録をすることができます。

オンラインで事前登録に申し込むだけで、18歳の誕生日に自動的に投票登録ができます。



郵送投票の方法

誰が郵送投票できますか？

すべての登録有権者は、2020年11月3日の総選挙のための郵便投票用紙を受け取ります。郡の選挙管理委員会は2020年10月5日までに、有権者への投票用紙の郵送を開始します。郵便投票用紙が届かない場合、または投票用紙交換の依頼をする必要がある場合は、郡選挙事務所にお問い合わせください。郡選挙事務所の連絡先は sos.ca.gov/elections/voting-resources/county-elections-offices をご覧ください。

郵便投票用紙の返信方法

郵便投票用紙で候補者を選んだ後、郡選挙管理委員会が提供する封筒に入れて封をしてください。封筒の指定された箇所に署名します。投票用紙/投票項目一覧表を提出する方法は複数あります。

投票用紙/投票項目一覧表が締切日までに確実に届くように、以下のいずれかの方法で提出してください。



郵送の場合—11月3日またはそれ以前の日付の消印があり、遅くとも11月20日までに郡選挙管理委員会に届いている必要があります。送料は不要です！



本人持参—11月3日午後8時の投票終了までに、郡選挙事務所、California州の投票センター、投票所、または投票用紙投函場所まで直接持参してください。

州法は、郵便投票用紙を持参する人を指名する自由を投票者に与えています。ただし、署名した記入済投票用紙は信頼できる人へのみ委任することをおすすめします。また、郡選挙事務所から提供された返送用封筒に封をしておらず、裏に署名をしていない場合、絶対に郵便投票用紙を他の人に渡さないでください。

郵便投票用紙と封筒を受け取っている場合でも、選挙日に投票所で直接投票することができます。郵便投票用紙を投票所に持参し、投票所係員に渡すと投票所の投票用紙と交換します。郵便投票用紙と封筒がない場合は、暫定投票用紙を使って投票する必要があります。そうすると、まだ投票を投じていないことを保証できます。

すべての郡で、リモートアクセス可能な郵便投票 (RAVBM) と呼ばれる、容易にアクセスできるオプションを提供しています。RAVBMシステムでは、身体障害のある投票者が自宅で投票用紙/投票項目一覧表を受け取り、それぞれ個別に記入し、選挙管理人に提出することができます。詳細は居住する郡の選挙事務所にお問い合わせください。

本選挙結果

2020年11月3日午後8時の投票終了後、総選挙の結果を確認するにはCalifornia州務長官の選挙結果ウェブサイト electionresults.sos.ca.gov にアクセスしてください。

選挙結果ウェブサイトは、投票日には各郡から州務長官への報告を反映し、五分ごとに更新されます。郡選挙事務所は、午後8時の投票終了後、州務長官のウェブサイトに半公式の選挙結果を送信します。選挙日の投票用紙がすべて集計されるまで、少なくとも二時間ごとに最新情報が送信されます。

選挙結果のウェブサイトは、2020年11月5日から12月3日まで、残りの投票用紙の集計を受けて、毎日午後5時までに更新されます。

選挙の公式結果は、2020年12月11日までに sos.ca.gov/elections/ に掲載されます。

身体障害のある投票者の補助

California州では、すべての有権者が非公開かつ個別に票を投じることができるように努めています。

身体障害のある投票者に対してお住まいの郡が提供する支援の詳細情報については、郡の投票者ガイドを確認するか、お住まいの郡にお問い合わせください。各郡の連絡先については sos.ca.gov/elections/voting-resources/county-elections-offices をご覧ください。

投票所または投票センターでの投票

投票用紙の記入を手伝ってもらう必要がある場合は、最大二名の支援者を選ぶことができます。支援者に選ぶことができない人

- 雇用主または雇用主に従事する人
- 労働組合のリーダーまたは労働組合で活動している人

街頭投票では、投票地域の最寄りの駐車場を利用できます。街頭または車内のどちらにいてもかかわらず、選挙管理人が、署名用名簿、投票用紙、および投票に必要な資料をお渡しします。投票所もしくは投票センターで街頭投票を利用できるかどうかについては、郡の選挙事務所までご連絡ください。

すべての投票所および投票センターは、身体障害のある投票者がアクセスできる場所に位置する必要があり、アクセス可能な投票機を有しています。

自宅から投票

リモートアクセス可能な郵便による投票 (RAVBM) システムを使用すると、身体障害のある投票者は自宅で投票用紙/投票項目一覧表を受け取り、非公開かつ個別に記入し、記入済みの投票用紙を選挙管理人に返信することができます。詳細は居住する郡の選挙事務所にお問い合わせください。

投票者情報ガイドのオーディオ版と大判印刷版

本ガイドはオーディオおよび大判印刷でも入手可能です。ガイドは、英語、中国語、ヒンディー語、日本語、クメール語、韓国語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語のバージョンを無料でご用意しています。

依頼方法:



州務長官の無料通話投票者ホットライン (800) 339-2865までご連絡ください。



voterguide.sos.ca.gov をご覧ください



voterguide.sos.ca.gov/audio/ja からオーディオMP3バージョンをダウンロードしてください

大切な日を忘れずに!



忘れずに投票しましょう!

投票時間は選挙日の午前7時～午後8時までです!

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2020年10月5日

各郡は郵便投票用紙の郵送を開始します。

2020年10月19日

投票登録最終日。「条件付き」登録を行うと、郡選挙事務所にて、投票登録最終日の15日後まで投票ができます。

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2020年11月3日 選挙日!

California Secretary of State
Elections Division
1500 11th Street
Sacramento, CA 95814

NONPROFIT
U.S. POSTAGE
PAID
CALIFORNIA
SECRETARY
OF STATE



安全に投票を CALIFORNIA

All California voters will receive a vote-by-mail ballot for the November 3, 2020, election. Learn more inside.

English: (800) 345-VOTE (8683) TTY/TDD: (800) 833-8683

អ្នកបោះឆ្នោតទាំងអស់ក្នុងរដ្ឋ California នឹងទទួលបាន សន្លឹកឆ្នោតបោះតាមសំបុត្រសម្រាប់ការបោះឆ្នោតនៅថ្ងៃទី ៣ ខែវិច្ឆិកា ឆ្នាំ 2020 ។ សម្រាប់សំណួរ ឬជំនួយអ្នកបោះឆ្នោត សូមហៅមកលេខខាងក្រោម ។
ខ្មែរ/Khmer: (888) 345-4917

Todos los votantes de California recibirán una boleta electoral de voto por correo para la elección del 3 de noviembre de 2020. Para preguntas o asistencia al votante, llame al número a continuación.

Español/Spanish: (800) 232-VOTA (8682)

모든 캘리포니아 유권자는 2020년 11월 3일 선거를 위한 우편 투표지 받게 됩니다. 문의 사항 또는 유권자 지원을 원하시면, 아래 전화번호로 연락해 주십시오.
한국어/Korean: (866) 575-1558

所有加州選民將收到用於 2020 年 11 月 3 日選舉的郵寄投票選票。如有疑問或需要提供選民協助，請致電下列號碼。

中文/Chinese: (800) 339-2857

Tatanggap ang lahat ng botante ng California ng balota para sa pagboto sa pamamagitan ng koreo para sa halalan sa Nobyembre 3, 2020. Para sa mga katanungan o tulong sa botante, mangyaring tawagan ang numero sa ibaba.
Tagalog: (800) 339-2957

कैलिफोर्निया के सभी मतदाताओं को 3 नवंबर, 2020 के चुनाव के लिए 'डाक-द्वारा-मतदान करें' मतपत्र प्राप्त होगा। प्रश्नों या मतदाता सहायता के लिए, कृपया नीचे दिए गए नंबर पर कॉल करें।
हिन्दी/Hindi: (888) 345-2692

ผออกเสียงลงคะแนนในรัฐแคลิฟอร์เนียทุกคนจะ ได้รับบัตรเลือกตั้งประเภทลงคะแนนเสียงผ่านทางไปรษณีย์สำหรับการเลือกตั้งที่จะจัดขึ้นในวันที่ 3 พฤศจิกายน 2020 หากมีข้อสงสัยหรือต้องการความช่วยเหลือ โปรดโทรติดต่อหมายเลขด้านล่าง
ภาษาไทย/Thai: (855) 345-3933

すべてのカリフォルニア州有権者に、2020年11月3日選挙の郵便投票用紙が送られます。お問い合わせまたは有権者の支援に関しては、以下の番号までお電話ください。

日本語/Japanese: (800) 339-2865

Tất cả các cử tri California đều sẽ nhận được lá phiếu bầu bằng thư cho kỳ bầu cử vào ngày 3 tháng Mười Một, 2020. Nếu có thắc mắc hoặc cần giúp về bầu cử, xin gọi số điện thoại dưới đây.
Việt ngữ/Vietnamese: (800) 339-8163